

平成19年 第2回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成19年第2回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成19年6月15日(金曜) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第47号から議案第62号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

平成19年請願第7号 日豪EPA・FTA交渉に対する請願書

平成19年請願第8号 日豪EPA交渉に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	10 番	渡 部 忠 雄	議員
11 番	湯 田 秀 春	議員	12 番	星 登 志 一	議員
13 番	星 和 男	議員	14 番	平 野 昌 盛	議員
15 番	阿久津 梅 夫	議員	16 番	渡 部 東	議員
17 番	芳賀沼 順 一	議員	18 番	菅 家 幸 弘	議員
19 番	大 竹 幸 一	議員	20 番	児 山 寿 明	議員
21 番	五十嵐 司	議員	22 番	渡 部 康 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
穴 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長
酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長	星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長
横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長	五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開会 午前10時00分

◎表彰状の伝達

○渡部康吉議長 本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は22名であります。

会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

このたび、本町議会議員、五十嵐司君が多年にわたる議会議員活動の功績が認められ、福島県町村議会議長会平成19年度定期総会において自治功労者表彰を受けられました。これより表彰状の伝達を行います。

表彰状、五十嵐司殿、あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年6月5日。福島県町村議会議長会会長、折笠三吉。

〔拍手〕

○渡部康吉議長 なお、同表彰として、このたび退職されました星喜弥さん、五十嵐正純さん、平野修治さん、森豊喜さん、渡部昌仲さん、平野五十男さんが受賞されております。後日、自宅にて伝達する予定であります。

以上で、表彰状の披露並びに伝達を終わります。

————— ◇ —————

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

ただいまから平成19年第2回南会津町議会定例会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

大変暑くなってきております。上衣の脱衣を許可します。

◇

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、高野精一君、13番、星和男君を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より6月21日までの7日間とし、明16日から18日までを休会として、お手元のご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月21日までの7日間とし、明16日から18日までを休会とすることに決しました。

◇

◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成19年第1回南会津町議会定例会以降の議会活動状況及び議員派遣の結果報告並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、南会津地方広域市町村圏組合議会の平成19年第1回臨時会に関係議員が出席して審議した結果、提案された全議案について原案のとおり可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付の文書によってご了承願います。

次に、福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙については、候補者数が選挙する人数を超えないこととなり、選挙を執行する必要がありません。その通知は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付の文書によってご了承願います。

次に、平成19年5月までの例月出納検査の結果について監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

町長。

○湯田芳博町長 平成19年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会にあたり、社会福祉法人南会津会の役員の変更及び取り急ぎ職員の事故についてご報告申し上げます。

初めに、去る5月28日開催されました社会福祉法人南会津会理事会において、私が理事長に推挙いただき、5月29日付けで就任をいたしましたので、ご報告を申し上げます。現在の南会津郡内の状況を見た場合、高齢社会の進展や社会生活環境の急激な変化等に伴って、高齢者の抱える健康管理や医療制度対策が急務となっております。こうした状況を把握し、将来の予測を的確に行い、構成団体と一体となって本会発展のため施策を展開してまいり所存であります。どうか議員各位におかれましては、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

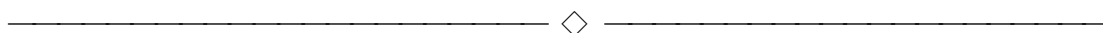
次に、教育委員会の48歳の男性職員が、平成18年3月から平成19年5月にかけて、外郭団体の会計について現金処理や通帳から残金を引き落とすなどにより317万9,071円の使途不明金を発生させたことが判明をいたしました。なお、遺族が使途不明金の全額を弁済しており、本人は平成19年5月28日に死亡しているため、懲戒処分等を行うことができませんでした。この事案に関連し教育委員会は、平成19年6月14日付けで教育長を厳重注意、現在の所属長

を訓告といたしました。なお、平成18年3月から平成18年度中の所属長については、平成18年度末で退職しているため、このような処置をとることはできませんでした。今回の職員の不幸事につきましては、まことに遺憾であり、今後このような事故が発生しないよう事故防止の対策を講じるとともに、服務規律の徹底を図ってまいります。

以上、ご報告を終わります。

○渡部康吉議長　なお、平成19年第1回定例会以降の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。



◎議案第47号から議案第62号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長　次に、日程第4、議案第47号から議案第62号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長　平成19年第2回南会津町議会定例会に提案をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、議案第47号　南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域において、課税免除の対象となる設備を規定した租税特別措置法の一部が改正され、過疎地域を定めた条項に移動が生じたことにより、所要の改正をするものです。

次に、議案第48号　南会津町針生緑の広場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、施設の管理を指定管理者制度により運営を図っているところであり、その施設の管理にあたって町有の同様施設の利用と整合性を図るため、緑の広場のほかの施設と同様に、管理棟を利用するにあたって利用料金制に移行するため所要の改正を図るものであります。

次に、議案第49号　南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、同施設内に株式会社南会津観光公社の事務所を設置するため、既存の事務室等の改修工事に伴い、多目的ミーティング室が廃止されるため所要の改正をするものです。

次に、議案第50号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、館岩統合小学校建設工事に際して、新校舎敷地に要する館岩地区松戸原教職員住宅のうち一部を解体撤去したことに伴い、同教職員住宅の所在地番及び住宅番号の変更をするなど所要の改正をするものです。

次に、議案第51号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。南会津町道城集会所の施設については、伊南地域古町区から指定管理者の指定への申請がありましたので、申請内容も適当と認められるので同申請人を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。湯ノ花温泉交流センターの施設については、館岩地域湯ノ花集落施設利用組合から指定管理者の指定の申請がありましたので、申請内容も適当と認められるので同申請人を指定管理者として指定するものです。

次に、議案第53号 工事請負契約についてご説明を申し上げます。

本案は、高速通信網の整備に係る工事請負契約でありまして、2社を指名し、去る5月17日に企画提案書の審査会を実施した結果、請負金額1億3,072万5,000円で東日本電信電話株式会社福島支店と請負契約を締結するものであります。本工事の概要は、高速インターネット網構築設計業務及び光ファイバー布設工事一式でありまして、工期は平成19年12月14日までを予定しております。

次に、議案第54号 南会津町過疎地域自立促進計画（後期）についてご説明を申し上げます。

本案は、過疎計画を策定することにより過疎債を充当することが可能となり、より有利な起債を活用して過疎対策に関する事業を実施することが可能となるため、株式会社南会津観光公社設立に関連する事業を実施するにあたり、福島県との協議が整ったことから、一部変更について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 田島下郷町衛生組合理約の変更について、議案第56号 南会津地方広

域市町村圏組合規約の変更について及び議案第57号 西部環境衛生規約の変更については、関連がありますので一括してご説明を申し上げます。

本案3議案は、地方自治法の一部改正に伴い、収入役を廃止して一般職の会計管理者を置くこととされたことに伴い、それぞれの一部事務組合の規約の一部を改正する必要性が生じたことなどから、所要の改正をするため、地方自治法の規定により構成団体の議会の議決を受けるものであります。

次に、報告第2号 南会津町の国民の保護に関する計画の作成の報告についてご説明申し上げます。

本件は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定により、国・県の国民保護計画に基づき素案を策定し、福島県と事前協議を行い、南会津町国民保護計画を策定しましたので、国民保護法第35条第6項の規定に基づき報告をするものであります。

次に、報告第3号 平成18年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令の規定に基づき繰越明許費に係る繰越計算書の報告をするもので、ブロードバンド基盤整備事業、土地区画整理事業、旧伊南村史編さん事業、公共土木施設現年補助災害復旧事業、介護保険システム改修事業及び簡易水道施設整備事業の6件の事業について、平成18年度内完成が困難であることから繰り越したものであります。

次に、議案第58号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険事業における医療費の動向や介護納付金の総額見込みなど総合的に勘案して、事業の安定運営と国民健康保険税の適正な賦課を図るため、国民健康保険税率の改正を行うものであります。町村合併において新町における速やかな一体性の確立と健全で円滑な運営を確保するため、合併後3年以内に統合するよう調整され、今年度は不均一課税とし、医療保険分の賦課方式は4方式で、介護保険分は2方式とし、合わせて賦課割合を定め、これに基づき案分して税率を定めたものであります。

なお、税率の改正内容については、ご配付の条例改正説明書のとおりであります。

次に、議案第59号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,903万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ125億9,403万7,000円とするものであります。主な要因としましては、年度開始後の国・県補助事業の変更や新たな事業に伴う予算の計上等による補正であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第14款国庫支出金は、自立支援医療給付費負担金の追加、後期高齢者医療制度創設準備事業に係る住基情報、保険料徴収システム開発費用に対する補助金の追加、さらには地方道路整備臨時交付金の減額で、差し引き391万6,000円の追加計上であります。

第15款県支出金は、自立支援医療給付費負担金及び放課後子どもプラン補助金の組み替え等による追加のほか、新規事業の地域の子育て応援交付金及び子どもと親の相談員活用調査委託金の追加であり、選挙費県委託金では、事業経費の確定により減額となり、差し引き621万4,000円の追加計上であります。

第16款財産収入は、町有地及び会津高原リゾートイン台鞍の建物貸付収入で122万1,000円の追加であります。

第18款繰入金は、公共施設等整備事業費繰入金及びふれあい福祉基金繰入金の計上で570万円の追加であります。

第20款諸収入は、1,198万6,000円の追加で、緑資源機構分収造林受託事業収入及び移住・交流受入システム支援事業助成金等の計上であります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

第2款総務費は、人件費等及び庁舎管理経費の組み替えのほか、南会津の観光資源調査委託料、移住等受入システム構築委託料等の追加及び選挙事務の確定による執行経費の減額で、差し引き44万7,000円の追加であります。

第3款民生費は、地域たすけあい事業交付金、身体障害者厚生医療自立支援給付金、後期高齢者医療制度事業に係る委託料、負担金等の追加及び新規事業として地域子育て応援交付金事業の追加、繰出金では国民健康保険特別会計繰出金で事業の確定見込みによる減額、敬老会関係経費では組み替えによる補正で、合わせて2,096万円の追加であります。

第4款衛生費は、105万1,000円の追加で、保健指導車購入費の関係経費の計上であります。

第6款農林水産業費は、1,046万円の追加で、町有林現地調査委託料及び緑資源機構造林事業委託料の計上であります。

第7款商工費は、601万2,000円の追加で、株式会社南会津観光公社運営費補助及び高清水自然公園施設管理運営委託料の組み替え補正であります。

第8款土木費は、地方道路交付金事業の変更による事業費の組み替え等でありまして、212

万9,000円の減額であります。

第10款教育費は、子どもと親の相談員活用調査事業経費及び田島小学校校舎修繕工事費の追加、学校管理経費の組み替え等の計上で、750万3,000円の追加であります。

第14款予備費は、歳入との関連で1,526万7,000円の減額となりました。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第60号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億644万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億644万7,000円とするものであります。その主な内容は、保険税の税率改正による税額の確定及び前年度決算による繰越額の確定見込みによる補正であります。

歳入から補正の概要を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、税率及び課税客体の決定に伴い3,178万7,000円の減額となりました。

第2款国庫支出金は、医療給付費等の動向から療養給付費負担金は減額、財政調整交付金及び後期高齢者医療制度創設準備事業費は追加となり、差し引き706万7,000円の減額となりました。

第3款県支出金は、401万6,000円の減額。

第4款療養給付費交付金は、退職者医療分で3,342万6,000円の減額です。

第5款共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金で1億3,336万9,000円の追加です。

第7款繰入金は、一般会計繰入金及び国保基金繰入金で、実績見込み等により2,362万6,000円の減額。

第8款繰越金は、7,300万円の追加で、前年度決算に伴う繰越額の確定見込みによる補正であります。

次に、歳出の主な補正を申し上げます。

第1款総務費は、後期高齢者医療制度創設に係る保険者システム改修委託料の追加で262万5,000円の計上です。

第2款保険給付費、第3款老人保健拠出金及び第4款介護納付金は、前年度の実績等により減額であります。

第5款共同事業拠出金は、確定見込みにより1億3,653万9,000円の追加。

第6款保健事業費は、国保ヘルスアップ事業委託料等の計上により737万円の追加で、第9款予備費の追加であります。

次に、議案第61号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

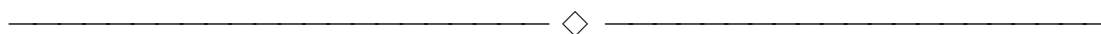
本補正予算は、歳入歳出それぞれ196万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億5,896万円とするものであります。その主な内容は、国道整備事業関連水道管等の移設工事に係る補償費収入及び工事請負費の計上であります。

次に、議案第62号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収支の補正でありまして、収入補正で町公共事業関連繰入金及び支出で町道改良事業関連給配水管移設工事費で、それぞれ760万円を減額するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案16件、報告2件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。



◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る6月12日までに請願2件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成19年請願第7号 日豪EPA・FTA交渉に対する請願書について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 ただいま議題となりました請願書の紹介議員の渡部俊夫であります。

日豪EPA・FTA交渉に対する請願の趣旨弁明をいたしたいと思います。なお、これは食とみどり、水を守る福島県労農市民会議の議長からの請願でございます。

日本とオーストラリアとの経済連携協定、略してEPAの交渉は、4月に第1回目がオーストラリアの首都キャンベラで開かれ、今後2、3カ月ごとに相互で開催されることになってい

ます。第2回目は7月下旬に東京で開催される予定です。

現在オーストラリア政府は、農産物も含む関税撤廃を強く主張しています。もしもオーストラリア政府の要求どおり農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約4,300億円もの打撃を受け、さらに、米をはじめとする他の農林水産品や関連産業への影響や地域経済への影響を含めると2兆円から3兆円の規模になるとされています。

また、食料自給率は30%台に低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の崩壊、環境の悪化を招くことになります。さらに、昨年干ばつによって大減産となったように、オーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足の危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

従いまして、日豪EPA・FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなどの対策を求めるというものであります。

請願内容としましては、1点目、日豪EPA・FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一これが受け入れられない場合は、交渉を中断することを求める。

2点目、農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求める。

以上が請願の趣旨でございますが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

次に、平成19年請願第8号 日豪EPA交渉に関する請願書について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 只今の2番議員と全く同じような内容でございます。読み上げまして説明としたいと思いますので、よろしくお願いします。

日豪EPA交渉に関する請願ということでございます。

請願者は、福島県南会津郡南会津町田島字行司76番地、会津みなみ農業協同組合代表理事組合長、星安博でございます。

日豪E P A交渉に関する請願書。

請願の趣旨でございますが、我が国の政府は、日豪両国政府間の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年12月12日、日豪首脳会談においてE P A、経済連携協定交渉の開始に合意しました。

我が国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態であります。このため豪州との交渉では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱いいかんによっては、我が国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念があります。

我々は、この日豪E P Aが我が国の食料・農業にも大きくかかわる重要な問題と認識しており、このことを広く国民に訴える取り組みを強化しているところであります。

このような状況の中、自由民主党や衆参農林水産委員会においては、日豪E P Aの交渉にあたっては政府に対して毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されました。このため、豪州との交渉に際しては以下の事項が確保されるよう、断固とした対応を強く要請いたします。

請願内容の1点目、重要品目に対する例外措置の確保。

我が国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施により生産現場は、現在担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところであります。このような中で、我が国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころか、我が国農業を崩壊させることにつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保することを求めます。

2点目、W T O農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保。

これまで我が国は、農業の多面的機能の発揮と多様な農業の共存等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けております。このため、豪州とのE P AにおいてW T O交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG 10各国への背信行為になるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなります。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、W T O交渉における主張に基づいた整合性のある適切な

内容が確保されるよう交渉することを求めます。

3点目、交渉いかんによっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと。

豪州とのEPA交渉にあたっては、期限を定めず粘り強く交渉するとともに、豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合には、交渉の継続について、中断も含め厳しい判断を行うことを求めます。

以上の請願の内容につきましては、国の内閣総理大臣及び関係主務大臣に対し意見書を提出されますようお願いいたします。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣でございます。

ご審議をいただきましてご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今、同じような請願がありましたが、先ほどの渡部俊夫議員の請願のときには、EPAというのとFTAという2つの交渉に対する請願でありましたが、今回湯田秀春議員のものについては、EPA交渉に関するものだけなんです、その辺、なぜFTA交渉というのは湯田秀春議員の方には入っていないのか、もし理由がわかれば伺います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 確かにおっしゃるとおりだと思います。まず、EPAとFTAというようなちょっと非常に似た感じのが2つございます。FTAというのは自由貿易協定と、それから今回のEPAというのは経済連携協定ということで、非常に似たようなものでございます。ただ、どこが違うかといいますと、FTAというのは自由貿易協定、EPAは自由貿易協定ではあるんですけれども、さらに突っ込んで、そのほかに人事あるいはサービス、そういったもう少し踏み込んだ内容の協定までを含んでいるというようなふうに私は理解しております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

以上で、請願2件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願2件を会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしますので、審議方よろしくお願い申し上げます。

◇

◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月19日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時49分

平成19年第2回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成19年6月19日(火曜) 午前10時開議

日程第1 一般質問

8番 楠 正 次 議員
2番 渡 部 俊 夫 議員
6番 渡 部 優 議員
5番 山 内 政 議員
17番 芳賀沼 順 一 議員
4番 馬 場 信 作 議員
19番 大 竹 幸 一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 湯 田 哲 議員	2番 渡 部 俊 夫 議員
3番 高 野 精 一 議員	4番 馬 場 信 作 議員
5番 山 内 政 議員	6番 渡 部 優 議員
7番 星 光 久 議員	8番 楠 正 次 議員
9番 大 宅 宗 吉 議員	10番 渡 部 忠 雄 議員
11番 湯 田 秀 春 議員	12番 星 登志一 議員
13番 星 和 男 議員	14番 平 野 昌 盛 議員
15番 阿久津 梅 夫 議員	16番 渡 部 東 議員
17番 芳賀沼 順 一 議員	18番 菅 家 幸 弘 議員
19番 大 竹 幸 一 議員	20番 児 山 寿 明 議員
21番 五十嵐 司 議員	22番 渡 部 康 吉 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
穴 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	事 務 局 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	生 涯 学 習 課 長
五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長		伊 南 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまでございます。

只今の出席議員は22名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程

○渡部康吉議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問にあたりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

暑くなってきますので、上衣の脱衣を許可いたします。

————— ◇ —————

◇ 楠 正 次 議員

○渡部康吉議長 それでは、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 改めまして、傍聴席の皆さんおはようございます。

議席番号8番、館岩出身の楠正次でございます。

まず、初めに申し上げますけれども、南会津町となりまして1年3カ月が経過いたしました。4月、新町初の議会議員の選挙が行われまして、いわき市に次ぐ広大な地域、自治体の中で、私にとっては初めての選挙活動でありましたけれども、広さに驚き、最大では256キロ走った日がありました。初めて訪れた地域も多数ありました。そこで、初めて住民の方とお話する機会をいただきましたことも、非常に意義深いものであったと感じております。そして、意識の共有、意思の疎通が図れたという点では、大選挙区制でできたことは、南会津町として一体感を持つと言う意味においては良かったことだというふうに感じております。昨年のマンモス議会でも、私、1番の登壇でありました。今回も、22名の新しい南会津町の議員の中で、6月定例会、初の定例会において1番の登壇ということで、大変幸運といえますか、緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に移ります。

大きく分けて3つ質問いたします。南会津病院の産科医を守ろうという点と、今連日騒がれております国民年金の給付について、もう一つは、この選挙の間、多くの地域を回ったときに聞いた簡易水道事業、配水についてでありますけれども、この3点を伺ひます。

南会津郡は人口3万4,000、神奈川県に匹敵する広大な地域であります。また、その中には豪雪地帯も多く、冬期の出産は非常に不安に思ひ妊産婦も多いわけでありましてけれども、18年度の冬期間は福島医大からの応援配置がありました。しかし、4月からはまた1人体制になり、産科医担当医師は非常に不安を持ち、また精神的な疲労感を持っているように、私先日お会いして感じた次第であります。

そこで、国の方針は産科集約を強力に推進する方向に固まっておりますが、南会津郡は2,342平方キロメートルの広大な地域であります。そこで安心して産む環境づくりに必須であります産科の科目存続に対する支援策を町長に伺ひます。

小さい2点目ではありますが、担当医師は南会津病院に勤務して3年経過いたしました。4年前、15年度の出産件数は77件でありました。昨年度は142件と、ほぼ倍にふえております。手術の件数も、15年度は15件でありましたけれども、18年度は42件というふうに、これは3倍近くにふえております。休みは月に一度しかないといひ今月の初めに聞きました。一度といひのは1日ということではなくて、金曜日の夕方から日曜日の夕方までの1回限り、あとは休みはないというふうに本人から聞きました。

そこで、この過酷な勤務に対して早急な改善をしないと、産科医がいなくなってしまうので

はないかというふうに感じておりますので、この辺に対する町長の所信をお伺いします。

2 番目の国民年金の給付についてであります。連日、テレビ、新聞等で報じられておりまして、社会保険庁のずさんな管理に対して、詐欺ではないか、人の金を扱っておきながらという納付者の怒りの声が連日出ているわけですが、本町においては先日の委員会の中で住民生活課長の方から説明がありまして、記録はすべて社会保険庁に移行した後も、それ以前のものを残してあると、記録してあるというふうに聞いて、少し安心した次第であります。

社会保険庁の記録から5,000万件もの欠落が判明しましたが、その後、私がこれを書いた後、マイクロフィルム、手書きのもので1,430万件、この漏れも明らかになったわけですが、これはほぼほとんど時効というか、生きていらっしゃる方はまれではないかというふうな話でございますけれども、当町にも納付金が漏れ、欠落している人がいるのではないかと思います。確認が分からないとの声も聞きました。納付期間が足りないと思っていた方にも、新たな可能性が見えてくるかもしれませんし、今年金に頼っていらっしゃる方の中でも給付がふえる可能性もあるのではないかと思います、この支援の必要性について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

3 番目に、簡易水道事業についてでありますけれども、水は生命の源であり、町民に安全な水を提供ということで日々努力されていると思います。当町には、簡易水道に加入したくても加入できない世帯はあるのでしょうか。あるとすれば何世帯ですか。配水の条件が整っているにもかかわらず、加入しないという世帯も何世帯あるのか。あれば、世帯数を知らせていただきたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 8 番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、南会津病院の産科医を守ろうとのおただしの1点目、産科存続に対する支援策についてであります。国が進めている拠点病院への集約化、重点化については、当県でも小児科、産科ともに集約化の考えが示されております。ただ、この中で県は7つの医療圏ごとに集約化するという基本的な考えに立っており、本年3月に示された福島県病院事業経営改善計画の中でも、南会津病院の産科、小児科の確保並びに体制の充実、強化が明記されておりますので、当面ほかの医療圏域への集約化という状況には至らないのではないかと、このように考えております。

2 点目の産科医の勤務実態の問題であります。ご指摘のとおり平成15年には77件だった

分娩件数が平成18年度には142件になり、非番の日でも分娩があれば呼び出しがあり、休めない状況と聞いております。県としても、医師の勤務条件を改善するため、福島医大から月1度、産科医師を派遣しており、それについては本年度も支援の体制がとれております。

しかし、医大としても産科医が少ないことから、それ以上の支援はなかなかできないとのことでありました。また、平成18年度の冬期は医大の支援で2名体制になりましたが、本年度については未定となっております。

勤務体制の改善に関しては、町としてできる直接的支援はなかなか見つかりません。ですが、南会津病院へのトータル的な支援体制を構築しつつ、県及び医大に対し、医師の派遣を継続して要求し、地域医療の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、国民年金給付についてのおたかしであります、納付期間に漏れ、いわゆる未納の期間がある人はいらっしゃいますが、社会保険庁の記録に納付状況の欠落があるかどうかにつきましては、町としては把握することができません。ただ、そのような方がいらっしゃる可能性は否定できませんので、社会保険庁にご確認いただくよう十分に広報していきたい、このように考えております。

また、年金の確認の仕方や相談の仕方につきましては、現在、テレビ、新聞等で盛んに報道されておりますが、町といたしましても広報紙を利用し周知していくとともに、住民生活課の窓口において相談を受け、支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目の簡易水道事業についてのおたかしでございますが、数値的な部分でありますので、担当課長より答弁をいたさせますので、ご了承をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 3点目の簡易水道事業につきまして、担当課長より答弁をさせていただきます。

簡易水道に加入したくともできない世帯、いわゆる給水区域外であり、町の経営する配水管が布設されていない世帯につきましては、一般家庭では田島地域に15世帯、館岩地域に3世帯あります。さらに、町全体では、ペンション、民宿、営業用店舗等が13世帯と別荘等の56件を加えますと、合計87世帯となります。

また、物理的条件が整っている地区、配水管が布設してあり、いつでも給水できる給水区域

内でありながら、町の水道を使用しない未加入世帯につきましては、田島地域は約35世帯、館岩地区は10世帯、伊南地域は22世帯、南郷地域は8世帯で、町全体で75世帯でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 小児科の部分についても触れてくださいましたが、小児科は2カ月の不在で、常勤医師の配置ということは非常に感謝すべきことというふうにとらえております。公的病院を中心としたまちづくりシンポジウムがきょうの新聞に載ってございましたけれども、7つの医療圏ごとにする、そして小児科、産科も南会津病院では県の方でも支援していくということでもありますけれども、勤務状況について少し河北新報に載ったお産SOSという記事を読ませていただきます。

「電話が鳴っている気がして目が覚めた。午前零時を回っていた。慌てて病院へ連絡をする。「今電話くれた?」「かけてませんよ」安堵と苛立ちが交錯した。寝ている間も気が休まらない。」。福島県立南会津病院、安部宏さん35歳、ただ一人の常勤の産婦人科医。小高市出身でありまして、着任して3年目。有数の豪雪地帯でありまして、だれかがここにいないかという意識のもとに、仕事に励んでおるわけでありまして、常勤医が1人だけという危険性、この142というのは大野病院の例に近くなっております。明らかに1人では手に負えない患者以外は、安部さんは断らない。このお産の件数のふえ方を見ても、信頼は相当に厚いというふうに感じております。これは皆同じだと思います。

しかし、この大野病院の教訓が生かされていないというふうに言われる先生もおられます。自分のしていることが分かっていない、事故が起これば産科の崩壊、こういうこともあります。また、これはこのブログに投稿された産科医の話であります、ご家族はいらっしゃるんでしょうかと安部先生に問いかけております。守るべき家族がいるのならまだしも、こんな仕事をしては無責任だと思う。医療事故で逮捕されたら、家族の悲惨の極みだと。こういう頑張る姿勢、これこそが医療改革を阻んでいるというような意見を書かれた先生もいらっしゃいます。この点について町長はどうお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

只今産科医の勤務状況についてのおただしではありますが、これは現実的な問題として大変憂慮すべき状態だというふうに認識を、まずしております。今回、議員からのおただしが産科医についてのお話ではありますが、このことについては実は広域消防本部の体制にも同様の状態が

発生しております。

いずれにいたしましても、いわゆる財政が非常に厳しい県あるいは市町村等がございます。現状認識として。しかし、すべての議論が財政問題から発してはいけないと私は基本的に思っております。そういう基本的な姿勢の中で考えますと、この県立南会津病院が県によって運営されておりますので、私たちが要望あるいは支援等をするについても限界がございます。

しかしながら、ありとあらゆる場面、あるいは状況を予測しながら、しっかりと南会津地域全体、いわゆる核となる重要な病院であると、こういう位置づけを持って関係町村長と一緒にしかるべき方法、体制をとっていただくように要望をさらに強めて活動してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 大変力強い答弁というふうに感じておりますけれども、県の病院であるからということであります。財政的な面、経営的な面は、先日、病院の事務長の方にもお聞きしたのですけれども、僻地でありますから経営的なことだけを重視するわけにもいかないという考えを聞いてまいりました。

そこで、今この状態で続けて行って、先生が月に一度の応援だけでちゃんとした診療ができるのかという点が不安なわけであります。先ほど来、町でできることとできないことということを知っておりますけれども、ことしの1月、万に一つの症例でありますけれども、これも南会津病院でありました。助産師が分娩の後、胎盤を出そうと臍帯を引いた際に子宮が裏返しになるという、これは1万人に1人というような少ないことだそうでありますけれども、これで南会津病院で出血が止まらなくて命が危ないと、止血にとりかかりながら会津若松の赤十字病院に、血液センターに血液の輸送を頼み、冬でありましたから早く来てくれと祈りながら緊急輸血をして若松の病院に搬送したと。戻ってきたのは午前7時、気持ちを静め、いつもどおりに外来診療を始めたそうであります。1週間後、その産婦が訪ねてきたそうであります。お世話になりましたと。

今、お産は非常に安心のレベルというふうに言われておりますけれども、お産に絶対安心はないというふうに言い切られております。昔は1,000人の出産があれば3人程度の母が亡くなり、60人程度の子供が亡くなったというふうに言われておりますけれども、今はそういう数値は全然なくなりました。

しかし、この広い地域は、やはり拠点病院として産科医の充実、そして産科医は取り出すまででありまして、新生児に対する小児科医、私、小児科医の必要性というのを余り理解してい

なかったわけでありますけれども、理解を超えた要請といいますか、そういうことで配置になったということは先ほども申しましたけれども、非常に素晴らしいことであるというふうに感じます。また、産科医もそのように、このままでは私は本当に担当医はまいてしまうのではないかというふうに感じております。その辺、もう一度お願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

只今議員がおただしのこと、私も全く同感に思っております。実は、先ほども大野病院の事故がしっかりと教訓として生かされていないのではないかなというふうなご指摘がございましたが、このことについても私たち首長はじめ、それぞれの立場にある方々は全員同じ認識であります。やはり同じ過ちを決して繰り返してはならないという気持ちでおりますが、研修医が今、南会津町等にホームステイという形で2週間サイクルできております。その研修医の方々ともお会いを何度もしましたが、非常に地域貢献、いわゆる社会貢献に燃えて、医療を目指してきている若者たちであります。どうしてもやはりトータル的な医師不足のための負荷、ここが非常に心配をしております。

そんな中で、先月でしたか、福島民報の取材がございまして、南会津町長として、もし地域医療を支援する際に奨学金等々、いわゆる経費負担がございます。そのときに、市町村は経費負担をしても、そういうことを実現すべきかと、こういうお尋ねがございましたので、私は大変厳しい自治体予算ではありますが、当然住民に対する安心・安全の確保のためですから、応分の負担をしてまでも、いわゆる僻地医療に対する支援を国・県挙げてすべきだと、こういうコメントをさせていただいたところでございますので、私は適時適切にその状況判断をしながら、先ほども申し上げましたが、県の方に、あるいは県といいますと県当局になりますが、いわゆる病院局、それから医大、この三者にさらに要望をするとともに、一緒にできることは何かということも含めて、これから取り組みを強力に進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 5月18日の民報に、論説のところで町長の見解載っておりました。素晴らしい制度、これができれば医師不足の地域にとっては救いになるのだらうなというふうに感じております。

また、この件に関しましては、これで最後にしたいと思いますが、先生の過酷な状況、最後にもう一つだけ、1年ぶりに息子と一緒に風呂に入ることができたと。そして、祖母が昨

年亡くなったと。危篤を聞いて、行くことができなかったと。そして、亡くなってから行って、火葬が済まない、その最中に緊急で呼び出されて戻ったと。こういう状況は通常の勤務ではあり得ない状況でありますから、本当に強く、先ほどの答弁のことをもう一度よろしく願いたいというふうに考える次第であります。

続きまして、年金の給付について再質問をさせていただきますが、フリーダイヤル等、テレビ、新聞でも社会保険庁の対応は知らされてはおりますけれども、つながらない、こういうことも聞こえてまいります。何度かかけてつながないと、お年寄りの方は、お年寄りという言葉はちょっと失礼かもしれない。高齢者、今受給を受けているような方で漏れている可能性があるという場合の方なども、あきらめてしまうのではないかというふうに感じるわけであります。こういうことに対して町の方から、町の仕事ではないということであるかもしれませんが、町の方への相談みたいなものはありませんか。あと、県からの指導、対策支援等のものは出ているかどうか、この年金についてですね。

2点、再度質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに、産科医に関する件であります。人が暮らしを進めていく、その中には当然自らの、言ってみれば将来目標というのがあると思います。しかし、同時に家族、家庭がございますので、それらをトータルして人間の生きる力、あるいは喜びになっていくものだというふうに思っておりますので、私はただいま議員からおただきございましたことを機に、再度、仕事は一体何のためにするのかということの原点に立ちながら、しっかりとこの産科医の問題について取り組みを進めたいと思っておりますので、どうかこの後、議員のお力もお借りすることになれば、ひとつご協力をいただきたい、このように思っております。

年金のものについては、数値的なものでございますので、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えを申し上げます。

まず、今おただきいただきました社会保険庁からのフリーダイヤル、あるいは相談についての問い合わせという部分で、フリーダイヤルが設定された部分があるわけですが、ご承知のとおり30数万件のお問い合わせの中で1万2・3千件というような現実の問題もございました。そういう部分があったとしましても、町といたしましては、先ほど町長からも答弁ござ

いましたんですが、積極的に被保険者側の立場に立って、不安なり心配なり悩み、そういった部分をできるだけ解消するための町の広報紙の活用を今後積極的に行ってまいりたいと、こう考えております。

それから、社会保険事務所で毎月第2、第4の火曜日、年金相談という部分で対応をしているわけでありますけれども、この取り組みにつきましても時間の延長あるいは社会保険事務所の職員の増とか、そういった部分も含めて今後さらに協議してまいりたいと考えております。

それから、3点目の県からの指導という部分ございました。現時点では、国も県もそうでございますが、問題の中身がある面においては整理できない部分があるのかなというふうに思っています。5,000万件あるいは相当の問題があるわけでありまして、今後それらの指導等については時期がくればあるのかなと思っておりますが、現時点では県からの指導等はございません。

以上でございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 この年金の相談窓口、相談するのに不安なのは我々50代、60代とあるわけですが、その人たちに国の方で、社会保険庁の方でこういうのは通達をするべきなのかもしれませんけれども、取り急ぎ急いでしなければならない、もう受給始まる、始まっている、そういう人たちの不安解消、こういうものに対しての広報も必要かなと。それは、我々世代はまだ慌てないで、確認も電話も混雑している状況の中ではしなくてもいいのかなと、もうちょっと遅らせてというような広報も必要なのかなというふうに思います。

これは国のしたことでありますから、皆疑う余地もなく納付してきて、あげくの果てその記録がなくなった、大きな金額がなくなっている。また、きょうの新聞には、戦没者の妻への特別給付金、これも国の政策の中で行われてきた410億円が未払い、これが時効になった。この件と年金給付とはちょっとかわらないわけでありますけれども、やはり国の姿勢としては大きな問題があるのかなというふうに考えておりますけれども、これに対する町長の考えをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

基本的に、私の姿勢としては、国がいわゆるその業務あるいは事務管理をしているからという認識は基本的にございません。というのは、国がやろうが、県がやろうが、その影響を受けるのは町民にはかならないわけであります。従って、ここのところはしっかりと職員に認識を

強く求めているところでございます。

しかし、情報を出す場合に、その出し方あるいは出す内容等がしっかりと精査されていないと混乱を招く場合もございますので、このところは先ほど住民生活課長も話をされましたとおり、しっかりとその裏根拠を国あるいは県等に求め、あるいは情報交換をしながら情報提供をしていくということをやはりしっかりとしていかなければいけないと思っております。

その上で、これから実は5月ですと、窓口の相談件数が8件で電話の相談件数が4件、12件ぐらいございまして、6月に入って44件とふえております。これの内訳をいいますと、窓口が30件で電話が14件。つまり、これからもふえる傾向にあるのではないかなと、こういうふうに思いますので、そのところは体制を整えながら、住民に不安を残さないように、そしてまた住民が自分の年金における将来構想がきちんと描けるように対応をとってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 3番目の簡易水道についてに移ります。

加入したいができない世帯が別荘とかを含めて87あるというふうに聞きました。加入しない世帯は75世帯、この加入できない世帯に対して、先ほども申しましたけれども、インフラの上でも水は非常に大切なもので、必要不可欠なものであると思いますけれども、政策的にこの人どうこうではなくて、望む方がいた場合に町水道とか、例えば町水道でなくても井戸を掘削する補助をするとか、そういうような考えはないかどうか、この点お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

当然、町内の全町民が、いわゆる上水道を含めて簡易水道等について、飲料水の供給があまねくしっかりと恩恵を受けるという状況をつくり出すこと、これは私たちの目標であります。現在、国において簡易水道の施設に関する方向が大きく変わってきております。つまり、補助制度が改正されるということがございまして、これらの整備をする場合も、その制度改正の中で基本計画をつくって、その基本計画を承認をいただいて実行をします。その場合にも、これまでの簡易水道の事業よりは、いわゆる市町村の持ち出しが大変多くなるということでございますので、やはりその加入状況、いわゆる特別会計でやっておりますので、これらについてはしっかりとその実態を見極めながら、その対策に取り組む必要があるのではないかと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○ 8 番 楠 正次議員 数軒でできる小水道などというようなものは考えた経緯はございませんか。

○ 渡部康吉議長 町長。

○ 湯田芳博町長 お答えをいたします。

現在のところ、そういう検討を始めたという経緯はございません。

○ 渡部康吉議長 8 番、楠正次君。

○ 8 番 楠 正次議員 最後に単純に、例えば現在どうしても水が欲しい、そういう人で供給源がないという場合に井戸とか以外にはないとした場合に、こういうものに特別会計の中で補助をする政策とか、そういうことはできないのかどうか、この点お伺いします。

○ 渡部康吉議長 町長。

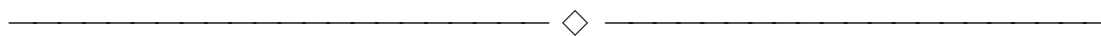
○ 湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、どのような国の基準あるいは県の方針等が出されても、それだけでできないとか、そういう否定的な判断をすべきではない、こう思っております。しかし、そう言いながらも、財政出動が伴うものですから、おただしの実態をよく調査をしながら、いわゆる総合的に検証をして、その方針あるいは判断をしていく必要があると、こう認識しておりますので、まずは実態調査の方から進めさせていただければありがたいかと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ 渡部康吉議長 8 番、楠正次君。

○ 8 番 楠 正次議員 終わります。

○ 渡部康吉議長 以上で、8 番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 俊 夫 議 員

○ 渡部康吉議長 次に、2 番、渡部俊夫君の登壇を許します。

○ 2 番 渡部俊夫議員 区長会はじめ傍聴者の皆様、ご苦労さまです。議席番号 2 番、渡部俊夫でございます。通告に従い、一般質問を行います。

最初に、総合支援センター構想について質問をいたします。

コスト削減の視点を基本にして、行政運営に経営的な感覚を取り入れ、アウトソーシングや住民と行政との協働を進めながら、住民サービスの低下を招くことのないようなシステムを構

築する。本町の現在と将来を見据えたときに、私はこの政策について基本的な方向づけについては、現時点では正しい選択肢であると考えております。

町長は、先の3月定例会において、こう述べられております。「総合支援センターの設置については、本町における地域格差のない総合的な発展を実現するための緊要な課題であることから、その設立に向け、組織体制や移管業務の内容及び進め方などの基本方針について内部で検討中であります。」このように答弁されました。

そうした経緯に基づき、まず質問の第1点目、現在、内部検討がどこまで進んでいるのか、この先の課題は何であるかお伺いいたします。

それとの関連で、大分古い話になりますが、かつて旧田島町でも政府の方針に倣って行政改革大綱を策定し、その中でいわゆる定員管理あるいは学校給食の民間委託等々の課題について、私自身も行革委員の一人として議論に参加した経緯があります。その後、市町村ごとに名称の呼び方はいろいろですけれども、一般的には地方行革プランあるいは集中改革プランという名前と呼ばれていることが多く、中身はやはり民間委託を中心課題に据えられています。単なる民間委託であれば、全国的には現業部分、あるいは施設の維持管理等々、いわゆる指定管理者なんかを使いながら、個別の契約行為の中で数限りなく存在しています。

それで、質問の2点目、そうしたいわゆる地方行革プランと本町における総合支援センターの構想とは本質的に同じことなのか。違ふとすれば、それらはどこが違うのか。はたまた、相互に関連性があるとすれば、行革との整合性をどう確保していくのかお聞かせ願いたいと思います。

3点目、さらには総合支援センターは、そもそも行政の一機関として役場のアンテナショップ的な、いわゆる第二役場的な存在なのか。あるいはまた、全く新たな民間会社でいくのか、第三セクター方式なのか、公益法人格でいくのか、一番ここが肝心なところなので、その基本指針と根拠をお聞かせください。

4点目です。今、ネックとなっている問題があるとすれば、それは何であり、どう課題解決に向けて取り組まれるのかお伺いいたします。

関連します。個人情報保護の問題であります。仮に、不正行為や契約に抵触する違反があった場合、担保はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

6点目、受け皿の問題がございます。受託能力があるNPOなり団体が都会ならばいざ知らず、当地方にあっては十分に存在しない問題があります。どのように認識され、どのように展開されていくつもりなのかお伺いします。

最後になります。協働の理念についてであります。私は、総合支援センターを進めていく際のキーワードは、何といても住民の理解と協力だと思います。いわゆる協働をどのように考え、その具現化に向けてどのような手法を考えておられるのか、町長のご所見をお聞かせください。

次の質問に入ります。集落維持発展支援事業について質問いたします。

過去の議会で、何人かの議員の質問に対して町長は、農地・水・環境保全向上対策を本町としては取り組まないかわりに、集落維持発展支援事業を本町独自の事業として取り組むと言われ、「広報みなみあいづ」7月号にその概要を公表し、営農指導なんかと抱き合わせながら、JAあいづみなみさんと一緒に各集落での説明会等々を開催し、既に工事の済んでいる集落もあるなど、以前にも増して小回りをきかせている担当者のご努力に敬意を表したいと思います。

しかしながら、限られた集落かもしれませんが、この施策が十分に浸透していない点も見受けられます。今後の本町における農政とあわせて、もう少しきめ細かな説明を要すると思われましたが、いかがなものか、そうした点から3点ほどお伺いいたします。

1点目、現在までの取り組み状況と進捗状況はどうなっているか。

2点目、本町の場合、真に農地、水、環境保全対策のかわりになり得ているか。

3点目、今後の本町における農政の柱は何か、見通しを含めてお伺いしたいと思います。

最後の質問です。本町のホームページの充実、拡充についてであります。

情報公開の趣旨からいっても、タイムリーに発信していくことが求められています。その点、担当によっては駒止の湿原やヒメサユリの花の開花状況など、小まめにサーバーへアップしているページもあり、好感の持てる内容もあるわけですが、全体的に固定化されているページもあり、内容の豊富化と拡充が求められているのではないかと思います。

ホームページを語る際に、よく充実とか拡充とかという言葉が使われますが、私は当面拡充に重点を置いて改善を求める立場で、以下3点について質問いたします。

第1点目、町としては現在のホームページをどのように評価なされているのかお聞きします。

2点目、現在の更新状況の実態、アップの状況はどうなっているのかお聞きします。

3点目、今後の拡充の見通しについてご所見をお聞かせください。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、渡部俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、総合支援センターの設立についてのおただしであります。総合支援センターの設立趣旨といたしましては、将来的に町職員数が減少し、役場機能の維持が困難と予想される中

で、これまで行政が担ってきた役割を地域住民、団体、企業など、多様な主体が担う方向へと転換させる新たな住民サービスの供給システムを構築し、住民満足度の向上と業務の簡素化、効率化を図ることを目的としております。その組織は、法人格を有する組織を母体とし、各総合支所管内に存在する事業所やNPO法人、ボランティア団体などを包括する組織であり、住民ニーズに合った支援業務を行ってまいりたい、このように考えております。

そこで、1点目の総合支援センターの基本指針と設立に向けた進捗状況についてであります。本年3月から4月にかけて、各課で担当している業務をアウトソーシングする場合、法令等に違反しないか、住民サービスが向上するか、事務の効率化につながるかなど、7つの判断基準に照らし合わせ、基準に合致したものについてアウトソーシングの可能性があるものとして洗い出しをしており、各項目について直轄政策室でヒアリングしながら具体的な計画の基礎調査を進めておるところであります。

また、ヒアリングと並行して、支所を含めた各課の課長補佐相当職で組織をする庁内アウトソーシング検討委員会において、アウトソーシングの基本指針、総合支援センターの位置づけ等について協議を行っております。

今後、検討委員会の中でアウトソーシングをする方法や相手先について検討を進める中で、具体的な実施計画をつくり上げたい、このように考えております。

次に、2点目のアウトソーシングの出す側と受ける側の関係であります。出す側の問題点といたしましては、職員の定数管理と密接な関係がありますので、町の行政改革大綱に基づき数年先の見通しを立てながら、計画的にアウトソーシングを図らなければなりませんし、受ける側についても町の方針をお示ししながら、多様な担い手を育てていかなければならないと考えております。

アウトソーシングの目的は、住民サービスの維持向上であります。アウトソーシング先と町との協力関係がなければ、住民サービスの維持向上は図られませんので、目的達成のため相互の協同体制は必要不可欠であり、具体的体制づくりは事業を進める中で構築されるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、集落維持発展支援事業についてのおただしであります。本事業は農村環境の維持向上を目的に設置した事業であり、内容につきましては広報や座談会等で周知を図ってきたところであります。

まず、限度額50万円を超える支援について、今後どう集落の要望に応じていくのかということとございますが、農地や農業用施設の維持管理に対して補助金が交付される類似の既存事業

の限度額が50万円であることや、本事業に対して平等に事業実施の機会を与えたいことから、50万円を超える部分については地元負担若しくは翌年度以降に実施していただくなど、集落における事業計画と調整を図りながら実施していただきたい、このように考えております。

また、現在までの取り組みと進捗状況及び今後の見通しについてであります。6月13日現在、7集落からの補助金の交付申請があり、事業費用を合計いたしますと152万7,000円となっております。今後は、秋の農繁期や降雪前には集落での普請作業も活発になることが予想されることから、状況に応じては補正予算措置などを視野に入れながら対応をしていきたい、このように考えております。

次に、町ホームページの充実、拡充についてのおたかしであります。町ホームページの役割は住民生活に必要な各種情報や高度、多様化する住民ニーズ等に対応した質の高い行政サービスを分かりやすい形で迅速に住民に提供するとともに、町外への町の広報に位置づけることとしておりますが、その役割が十分に達成されているとはいえないようにも思っております。

このことから、現在、庁内情報発信対策検討委員会を立ち上げ、これまでのホームページ更新等において専門的知識及び時間等を要していたシステムを、各担当職員が自ら容易に操作できる自動修正システムシステムを構築し、随時新しい情報を更新することといたしました。また、住民参画等による幅広い意見の聴取及び理解を得るためのパブリックコメントのページを設けたところであります。

今後においては、さらなる情報技術の発展に伴う行政手続への活用及び町内外へのタイムリーな情報発信を通し、地域産業の活性化が図られるようホームページの意義について継続検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 総合支援センターの目的について、新たな供給サービスを提供していくという答弁ではありますけれども、今全国の自治体で行っている行政改革の一環として、一般的には個々の指定管理者制度等がすっかり地域に定着した感があるわけですが、一般的にはこの管理委託契約の拡大でもいいのではないかと。役場職員がこれから徐々に減少していく、それに見合う形で個々に民間委託を逐一拡大をしていけばよいのではないかと。というふうに一般的には思われると思うんですが、それと今回出されている総合支援サービスということの違いがいまいちはっきりしないわけです。そこをもう一度お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

はっきりするかしないかという問題は、どれほど今の状態を理解しているかということに私は起因するんだと思うんです。つまり、これまで指定管理者制度をしてみいました。それはそれとして、一定の効果が上がっていると思います。

しかし、よくよくこの地域の経済あるいは行政サービスの今後の課題を考えたときに、それぞれ民間あるいはNPO法人等でやっていることが横のつながりがない。ここのところをどうつなげていくかということが大きな課題になっている。つまり、地域の体力がつくかつかないかという問題は、それぞれ固体としての、事業体としての努力以上に、その努力が報われるような横のつながりのシステムをきちんと作っていくということが大事なんです。

私たちは、今財政的にも地方分権の中で大変、交付税を含めて厳しい状況に追い込まれています。こんな中で、いかに地域の経済力を高めていくかという場合に、私は総合的に連結、連動をしながら、それに向き合っていかなければならない、こう考えたので、指定管理者という管理を優先する方法ではなくて、地域で抱える暮らしの諸問題を総合的に提案できるシステムを創っていこうというのが総合支援センター構想でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 その思いについては、私も意を同じくするところがあるわけですが、それと同時に個別の業務委託に比べて、重複業務に係るコストが軽減されるとか、あるいは民間主体のノウハウも、ある面では発揮しやすくなるのかなという利点も併せ持つのかなというふうには一面では考えておりますけれども、先ほどの答弁の中で、町と委託契約になるのかどうか分かりませんが、法人格というお言葉を拝聴したわけですが、この法人格の具体的な内容についてもう少しお聞かせ願いたいと思います。要するに、公益法人格でいくのか、あるいはまた別な形でいくのか、その辺ひとつお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、法人格の前にコスト軽減の話ですが、確かにむだな経費と言われるものは極力削減していかなければなりません。しかし、そのコスト削減の行き着く先に、先ほどの産科医のような問題が発生してはならないんです。ここのところだけは、いわゆる地方の自治体が担う行政サービスというものは、確かにコスト削減に対して非常に真摯に取り組みは進めなければなり

ません。しかし、そのことが自治体の財政優先になってはならない。

あくまでも、この地域に住居を求め、そして生活を維持し、その生活を親から子に、子から孫へと伝えていく力強い地域を創っていかなければならない。そのためには、いわゆるそれぞれの現場における課題、そしてその課題とともに、解決能力を持つ地域の人たちがその役割の中に入っていく、こういうことが大変大事であるということをもう一度私の言葉として認識をさせていただきたいと思います。

それから、法人格であります。先ほども第1回目の答弁で申し上げましたように、法人格を基調として今検討をしております。しかし、今後具体的に、先ほども申し上げましたように受け手側の状況、あるいはその体制、そしてまたそこに十分な受ける条件がそろうのか、これらを考えながら法人格の中身を詰めていきたいということでございますので、今後、法人格の詳しい内容については、さらに検討をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 法人格はこれから詰めるということでありましてけれども、仮に役場なり支所が、人間でいえば頭、総合支援センターが胴体、手足がそれぞれの各種団体であったりNPOであったり、ボランティア団体であるというふうに理解しますと、まずは町と総合支援センターとの間に委託契約を結ぶことになると思いますが、この胴体である総合支援センターと手足となって実際に業務をつかさどる、個人の場合もあるでしょう、NPOもあるでしょう、既存の会社もあるでしょう、ここの個々の契約関係はどんなふうになってくるのか、その辺のイメージいまひとつ浮かんでこないのです、お聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がどういう条件の中でイメージをされているのかよく分かりませんが、私たちも例えばこれまで国が法制化をして制度をつくって、そして県がそれを県版の形、いわゆる修正をして、そして町村に示すと、こういうものでないんです。つまり、町としての独自の、例えばこのままで本当にいいのかということで、町として県と打ち合わせをしながら、先ほども申し上げましたように法的に問題はないのかどうなのか、これをやっているわけでありまして、ここで明確に議員のおただしのよう形が明確に浮かび上がるというものではない。ただ、先程も言ったように精査をし、これから受け手側といろいろな話をしながら、その様態は絶えず変わっていく、こういうふうにご理解をいただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 いまいちイメージがよく分からない部分もあるわけですが、受け皿の問題としてひとつ考えてみたいと思うんですが、元来、役場でやっておった事務作業をアウトソーシングするといっても、受け皿の思惑と一致しなければ、委託契約へ行き着けないわけであります。双方の思惑がすれ違ってくるとも十分予想されると思います。

仮に、館岩地域にAというNPOがあったとします。AはAなりに、館岩の地域に合った、館岩の住民のニーズに合った業務を受託することを望んでいると思います。住民のニーズも、いろいろあると思いますけれども、ひとり暮らしの老人宅の除雪などを通してケアをする、あるいは冬期間は自宅に閉じこもり、どこへも出られないので話し相手になってやる。あるいは若い夫婦の子育てにかかわる諸問題、あるいは地域活性化に向けて、こんな地場産品を開発したい、あるいは加工してみたい、こんな文化を掘り起こしてみたい、さまざまなその地域地域特有のニーズがあると思うんですが、あれもこれもすべてが公共サービスというふうには思いませんけれども、ぜひともこれから進める検討事項の中で、やはり田舎の地域なものですから、NPOやボランティア団体に限定せず、各種のサークルやJAさん、あるいは商工会等々の団体、場合によっては集落座談会などを開催しながら、行政と住民が一体となって協働の枠組みを作っていくということが基本的な構想として大切かと思うんですが、再度その件について町長のお考えを聞きたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

まず最初に、地域住民との合意形成に関するおたかしであります、これは全く同感であります。そのとおりだと思います。ただ、さまざまな事業を起こす場合、あるいは仕組みをつくる場合に、当然、賛成・反対の意見がございます。それは、立場が違えば違う意見を持つということは、これはとても大事なことでありまして、それ自体は私は何度か議会でもお答えをさせてもらっていますが、大変健全な社会だというふうに思っております。一つの考えに傾注するのではなくて、さまざまな考えがあるということは、大変社会構成上は健全であると。だから、違う意見があったから、違う意見の方はどうするんだということになった場合に、私は首長として全体を総合的に見て判断を下すということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、確かに館岩の例のお話がありましたが、指定管理者制度においても同じ条件です。言ってみれば、それぞれありますから。しかし、そういうことを私が最初に申し上げたのは、

誰がどうするというのではなくて、それらを地域に根差してやっているものをできれば包含をして横のつながりをつけていくことが、この総合支援センターの狙いであるということだけのご理解をいただきたいと思います。

法律上、どうしても一つの組織になりませんから、そういう場合についてはフロアを一緒にして、それぞれ協力関係をつくるということも総合支援センターの中の構想の一つに据えてもいいのではないか、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 それで今回、補正予算に南郷地域でちょっと金額あれなんです、予算づけ案として出しているようでありますが、これについては具体的に何をしようとしているのかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議案については、その場でお答えをさせていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 この件については、もう少し町としての検討委員会の内容が明らかにされないと、ちょっと私の方としてもなかなか質問しづらい部分あるわけですけども、1つは今後の検討委員会に対して要望という形になろうかとは思いますが、個人情報保護の問題であります。住民基本台帳法の一部を改正する法律案が5月30日に参議院本会議で……

○渡部康吉議長 2番議員に申し上げます。今の個人情報については通告外と認めます。

○2番 渡部俊夫議員 はい、分かりました。失礼いたしました。

これまでの質問の中で、総合支援センターの骨格についてぼんやりと見えてきた部分もありますが、まだまだ検討不足の感は否めません。今後とも、早急な実のある検討をお願いを現時点では申し上げておきたいと思います。

この総合支援センター、住民の立場からしても、やはりこの動向に無関心ではられません。今まで受けてきた公共サービスがどのように変化を来すのか、新たなサービスが共有できるのか、住民の思いや願いが反映されるのか、町の財政の問題と直接関連してくる、まさに住民全体にかかわる問題だというふうに認識しております。

また一方、役場職員の立場からすれば、今まで行ってきた仕事はどう変化していくのか、今後の職員の減少に合わせて今まで直接で行っていた仕事をアウトソーシングで総合支援センターに出す、あくまで官でやらなければならない仕事もあるでしょう。それらの歯どめもしなけ

ればなりません。そして、何よりも日常の働きざまに変化を及ぼすと思います。職員数と仕事量のバランス等々で、総論賛成ではあっても、各論に至っては今後長期間にわたって難しい問題を抱えることは十分予想されますので、私も住民の皆様や役場職員の皆様とも相談をさせていただきながら、今後実のある展開に注目しつつ見守って、かつ提言させていただくということで、この総合支援センター問題については一応の区切りとさせていただきます。

次に、集落維持発展支援事業に移りますけれども、そもそも私は農地、水、環境保全向上の代役を本町独自の施策として行っている集落維持発展支援事業が、どれだけかという問題がありますが、果たすとは思っておりません。集落維持発展支援事業の内容は、例え話の例としては余りいい例えではないかもしれませんが、ご容赦願いたいと思うんですけれども、風邪を引けば、はい風邪薬と、すり傷ができれば、はい絆創膏と、これとて風邪やけがをされた方にとっては大変大事なことであり、既に工事が完了した集落からは大変喜ばれているわけですが、問題は農業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で風邪を引かない、あるいはけがをしない南会津町の農業の体質をどう作っていくのかと。

担い手が高齢化していく中であって、本町の農業を守り発展させていく柱はこれなんですよという、いわば中期的な展望を持って、もう一つビジョンというものを前に押し出す必要性があるのではないかなというふうに考えております。今のところ7集落、152万7,000円というご回答ですが、これからもこれらの要望に対してますます町としても応えていくことはもちろんでありますけれども、先程言いましたような風邪を引かない、けがをしない体質、この辺にひとつどうお考えであるか、再度お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、総合支援センター構想についてですが、私の考え方をもう一度申し上げます。

町民の思いというと包括されます。しかし、これ2万人いるんです、町民。それぞれ思いが違っていいんです。この思いを一つにできるなんていうことは私は思っておりません。ここだけはひとつ誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それから、役場の職員のこれまでの業務のことですが、私たちはこれまでやってきたことで、当然、町民に対しての行政サービスになくてはならないものはしっかりと温存をすると。そしてまた、温存しながらも改善、改革は図っていくと。一方で、いわゆる当時、町民の方々が何にもかにも役場の方にお願いをした中で、精査をして民でできるものは民でしていただくという考え方の中で、改革整理をしているということをもう一度ご理解をいただければありがたいと

いうふうに思っております。

それから、集落維持発展支援事業でございますが、役割を果たすとは思っていないと言うおただしでございましたが、私はそうは思っておりません。私は、さまざまな国の制度あるいは県の方針等が出された中で、それが私どもの南会津という町の地域にどう支障を来すのか、あるいはどうメリットがあるのか、ここのところをきちんと精査をしながら、その採用についての決定をさせていただいております。

そんな中で、確かに国の事業の支援は、先程申し上げたように手厚い支援になっています。しかし、これすべて国費投入ですので、すべて会計検査の対象となる。しかも、経理をすべて集落ですと。そして、さらには、そのいただいた、いわゆる当初計画の予算がすべて使い切らなければならない、こういう条件がある。これからさまざまな削減をしなければならない、あるいは自らができることは自ら進んでやろうという時代に合うのかどうなのか、そういうことを前の議会の議員の先生方にも相談をしながら、提示をしながら決定をさせていただいたということでございますので、私はこういうやる気のある支援の方法をとっていくことが大変集落にとっても望ましい、あるいは地域の持続性にも大変効果のあることというふうに認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 事が先に進んでおりますので、今あえて農地、水、環境保全向上については触れませんが、先程の私の質問の中で、各集落への説明等が十分になされているのかどうなのか、その辺お尋ねしたかったわけではありますが、実際のところ地域によってはよく分からないというところもありますし、これからも、きょうもあしたも、7月いっぱいにかけて座談会等予定されておるようではありますが、まだまだ時期的にも十分間に合うと思いますので、農事組合の集まり、あるいは各集落の座談会等で十分な説明等をお願いしたいと思います。その件についてはいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、基本的に十分説明はされているという認識を持っております。というのは、私は広報に出したからすべて説明をしたと言い切れないということは、担当の方にも申し上げておりますが、実は情報というものは絶えず与えられるものだけではなくて、自ら情報をとりにいく、こういう姿勢も大事だと思っています。

従って、先程申し上げましたように、それぞれの関心の高い集落においては既に実行されて

いると。これは、いわゆる行政連絡員の会議でも説明をしておりますし、先程いったようにタイミングを見ながら各集落に行って担当の者が説明をしてきておりますので、どうぞそういう方々がおられましたら、集落代表の方で結構ですので、役場の方にご連絡をいただければ、それぞれまた説明に上がりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 そういうことで、一部そういう声も聞かれましたので、あえて質問をしたわけではありますが、最後にホームページの充実、拡充についてお聞きしたいと思っております。

具体的な事例をもって注文をつけさせていただくとすれば、議会のページだけではないんですけれども、議会のページ、私きょう持ってきたわけですが、印刷して。ちょっとお寒い限りですね。議会の仕組みだけだったら、変化ないわけですから、このまま放置しておいても何ら差し支えないわけで、せめて他市町村並みに議長、副議長が誰それで、常任委員会構成がどうなっているだとか、どのようなテーマ、内容で議会が開催されているかくらいは最低でも出していかないとまずいかなというふうに考えています。

もう一つ、あえて挙げるとすれば、トップページのメニューにパブリックコメントのアイコン、これ下にあるわけですが、かなり以前から募集について「ただいま準備中」というふうになったままでございます。

その他いろいろありまして、今回述べたのはあくまでも一つの事例としてとらまえていただきたいと思います。私もついこの間まで仕事の一端でパソコン教室を担当してまして、そこでホームページ作成のごくごく初歩的なテクニックを教えていた経験がございます。私の体験からいっても、充実、拡充していくということは、なかなか手間のかかることですし、小まめに更新していくとなると多少の慣れも必要になってきます。

それぞれの担当課において、可能な限り一日でも早くアップしていくためのノウハウの講習会、これをみっちり行う必要があると思うんですが、実際に発信対策委員会等でこの辺の講習会、すべての課に行き渡らせてやっているのか。例えば、講習会やっているとすれば、その辺の人数はどの程度やっているのか、あるいはシステム管理者、責任者の体制がどうなっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えをさせていただきます。何点かあったと思います。

まず1点目は、議会の関係でございますが、これは町長申し上げましたように庁内に南会津

町情報発信対策検討会、これを設置してございまして、これは本庁及び支所、総合支所、全部またがっておるところでございます。それで、答弁の中にもございましたように、各担当職員から容易に操作できるものですから、この議会につきましては今後、広報紙の情報委員会と併せましてひとつ検討させていただきたいというふうに思います。

それから、２点目のパブリックコメント、これ工事中ということでございましたが、これは従来もいろいろな計画の中で、例えば振興計画策定のときにもパブリックコメントを住民の方々から広く意見を求めたと。今後も引き続き、さまざまな計画の中で求めていきたいというふうに思います。

それから、ホームページ作成にあたっての庁内の学習会、検討会ですが、実は４月から庁内の情報発信検討委員会、これ具体的に進めまして業者さんと呼んで、これは業者さんに委託する分だけでなく、自らがそれぞれ発信できるということで、今回各課の統計をとったところ、具体的に40件ほど自ら更新をしていると、４月から６月の頭までです。昨年度はこういう状況でなかったんです。

ちなみに、どの程度ホームページを開いているのかということでちょっと見ましたら、昨年の今ごろは訪問者が約７万3,000人くらいでしたが、今回５月末で見ましたら約24万5,000と、かなりの形で町のホームページを開いておられると。どのくらいの人数ということでございますが、これは具体的に全庁的な説明と合わせて各それぞれの課から担当、それから各総合支所もそうなんですが、それぞれ具体的に１名とか２名でなくて、複数の人が誰でも更新できるというふうな状況に現在なっております。

○渡部康吉議長　２番、渡部俊夫君。

○２番　渡部俊夫議員　ただいまの説明でよく分かりました。

それで、私も議会広報委員会に所属しておりますので、議会広報委員会は私も勘違いをしておったんですが、議会だよりだけではなくて、ホームページの中の議会のページの充実に向けても範疇であるというふうにお聞きしたものですから、今後検討をしていくことになると思いますが、議会のページの拡充に向けて、ほかの広報委員会のメンバーと一緒に私も頑張りたいと考えておりますが、最初は他町村の議会だよりをそれぞれ並べて見比べるのと同じように、議会のページについても机の上に並べて比較検討するという段階から始めていきたいと私なりに考えていますが、この辺のことにしましては後日、広報委員会の検討に譲ることになりますけれども、１つご提案をさせていただくとすれば、議会のホームページについても今ほど24万件ものアクセスがあるように、非常に関心が高くなっております。

町民からすれば、議会傍聴に来たくてもなかなか時間がとれず傍聴できない。しかし、どのような議論がされ、どう決まったのか一刻も早く知りたい。需要からすれば、そんなに多くないかもしれませんが。比較的多くの高齢者なんかには、なかなか縁遠いものがあるかと思うんですが、それでも町民の多くはインターネットのお気に入りになり南会津町、ウェブの名前で登録されています。こうしたニーズに応えていく意味でも、ひとつ提案なんですが、現時点においてアップのための決裁事務手続を極力簡素化して迅速化して、一日でも早い更新、アップを心がけていただきたいというふうに思いますが、その件ひとつ最後にお聞きをしておきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ個々の問題として大事な問題だというふうに理解をしておりますが、今いわゆる町長部局、それから教育委員会部局、議会とさまざまな調定事項に取り組んでいるところでございますので、全体を統合して精査をして優先順位をしっかりと定めながら対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 多分間もなく1時間だと思いますので、以上でもって私の全部の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、2番、渡部俊夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◇ 渡 部 優 議員

○渡部康吉議長 次に、6番、渡部優君の登壇を許します。

6 番、渡部優君。

○6 番 渡部 優議員 議席番号 6 番、渡部優でございます。

通告に従い、順次質問を申し上げたいと思います。只今から一般質問を開始します。

このたびの議会における私の一般質問は、大きく 3 点でございます。

1 町 3 村が合併して 1 年数カ月がたちましたが、改めて町づくりについて 1 点目、それから入札制度について 2 点目、3 点目に職員の健康についてということで質問を申し上げたいというふうに思います。

1 つ目、町づくりについて改めて質問を申し上げます。

地方分権がここ 10 数年叫ばれている中、本町においても分権の当該町村であるところから、地域活性化のためにさまざまな政策を実行しているところでございますが、合併後間もないということもありまして、地域の資源の利活用や予算の重点配分の特徴が十分働いていないのではないかというふうに思います。

4 つの町村が合併されたわけでございますが、これまでの単独の町村のごとく、おのこの地域の中で地域ごとにバランスよく、予算の配分や施策は確かに望まれることではございます。しかしながら、できない、無理な場面が多く出ております。また、そういったリスクを認識した上での合併であったとも私は思っております。今後、一体の一つの町としてやっていくには、やはり地域ごとの重点施策と予算配分が必要と考えます。そこで、幾つか質問を申し上げたいというふうに思います。

1 つ目として、分かりにくい表現であるかもしれませんが、例えば旧田島町における荒海地区、桧沢地区、田島地区というふうな考えで、この 1 番目、2 番目の質問をしているわけですが、合併旧 4 町村におけるおのこの目指す地域のあり方を今後どう考えるか。

2 点目は、それにつながるものでございますが、重点施策や予算の重点配分は何か。

3 点目、皆さんご存じのように大変予算が硬直化しております。その中で、どんな方法で今後、町づくりのための予算を確保していくのか。

4 点目、地域力の醸成ということに関しては、私も何度も質問をしているわけですが、今回の委員会等の説明では助け合い事業が大変ふえて 15 地域になりつつあるというふうなことで、一つの町長が目指す姿が少しずつ芽が出てきたのかなというふうには思っておりますが、しかしながら現状としては各地域、各集落の高齢化が大変進んでおります、今後も進むでしょう。少子化も進んでいるのも、実際に実態であります。そういった中で、今後こういったやり方も現在はいいい形で進んでおりますが、今後その地域の力をどう醸成していくのか、また転換

していく時期もくるのであろうというふうに思います。その辺をお聞きしたいと思います。

5つ目、現在、旧3村には総合支所というスタイルをとっているわけですが、今後職員削減を計画どおり実行、また進んでくれば、その機能は縮小せざるを得ない。また、財政規模の正常化の中では、実際として窓口機能だけにするような決断もしなければならない、そういう時期がくるだろうというふうに思います。町長としては、できるだけこの形でやっというふうな考えあろうというふうには思いますが、しかしながらやはりしっかりビジョンを示して、何年後にはこういった形にするしかないだろうと、もちろん今の形でやりたいんだがという考えあろうというふうには思いますが、ビジョンを示しながらそれを周知し、そのための啓発も必要というふうに考えます、いかがでしょうか。

6番目、各地域における資源をどう考えるか。まだまだ活かし切れない資源、例えば観光につながる資源等もございます。特に、今回例を挙げたのは温泉資源の利活用ということで挙げましたが、現在の町の出資している温泉施設等もございます。指定管理者制度を活かして管理をしていただいている場所もございます。今のスタンスというのはただ温泉があると、温泉もありますよというようなスタンスではなかろうかというふうに思います。温泉があるというふうなスタンスにはできないだろうかと、その辺のところをお聞きしたいというふうに思います。

大きく2番目の入札制度についてということでございますが、現在、日本中一般競争入札ということで、それが最善がごとく進んでいるわけでございます。ご存じのように、これは昨年、2007年でございますが、福島県や和歌山県、宮崎県など談合事件が相次いだことを受け、総務省、国土交通省がまとめた地方自治体発注の公共事業に関する談合防止策の素案ということで出された中で、すべての自治体で一般競争入札を導入することが明記されたわけでございます。その大きな流れの中で、福島県も進んでこの施策を実行しているところでございます。福島県においては、不適格業者の参入を防止するための格付けを行う条件付の一般競争入札という形で進んでいるわけでございます。

私が考えるに、1つには、世界的なグローバル化の中で先進国のエゴの働いた政策、その流れが根本にあるように私は思っております。すなわち、WTOにおける地方自治体が行う公共事業の中で、24億1,000万円以上は一般競争入札をやろうというふうな国間の協定があるわけでございます。これは、まさに私が思うに先進国、特にアメリカの政策の一つの流れだろうというふうに思っております。その中で、ここ日本でも談合を契機として、こういったことを市町村レベルまで落としていこうという流れができている。非常に私から考えれば、地域を壊す

ような政策ではないかなというふうに思っております。

確かに、談合を防止するという、その１点においては大変な効果があるだろうと。また、小さく言えば、行政が行う公共事業が安くできるということもあるだろうというふうに思います。しかしながら、小さい地域に生きる私どもにとっては、非常に地域経済を衰退させていくような政策ではないだろうか、そんなふうに思います。また、その事業自体の質も落としてしまうのではないだろうか、そんなふうに強く危機感を持っております。

実際、今回私の知るところでは１件でございますが、南会津振興局所管の事業が南会津管外の業者が落札をし、本当に何のための南会津郡内の予算確保か疑問が出ています。確かに、県レベルからいえば、道路がよくなるんだから、それだけで利益を享受できるだろうということなのかもしれない。

しかしながら、公共事業というものは、それだけが目的ではないというふうに私は思います。すなわち、経済波及、そこに暮らす人の生活を支える、それも公共事業の一つの大きな目的であるというふうに私は思っております。公共事業が激減する中、この一般競争入札制度というものは競争力のある大企業だけが生き残れる、そのような制度ではなかろうか、見識が狭いと言われるかもしれませんが、そんなふうに私はとらえております。

そこで、本町では今後どう地元企業を守っていくのか。当町においては、一方では地域活性化のために予算を苦勞してつくりながら投入してやっており、また一方ではこういった地元企業を、零細企業をいじめるような政策を導入していくということは矛盾しているように私は感じております。通告書の制度を「うのみ」という言葉は不適切でございますので、「導入」という言葉に変えてください。何らかの町独自の制度の確立が必要と考えますが、いかがでしょうか。

３番目、職員の健康について。

合併後１年数カ月たっております。町執行部ももちろん疲れているだろうし、職員は心身ともに疲れている状態だと思えるし、疲れが出るころではないかなというふうに思います。身体的なことは健康診断等で認識して対処できるが、心の健康はどう把握し、対処しているのか、その健康管理をお伺いします。

町長は、職員の意識改革も政策の重点の一つとして掲げておりますが、もちろん私も同意見でございます。大変大事なことだと思います。しかしながら、がむしゃらに合併前、中、後、走ってきた職員に対して、非常に疲れているのではないかと、この頃そのように私は感じております。やはり幾ら公務員でも、公務員は常に求められる規範やものは大きいものがあります。

それは当たり前だと言われれば、それまでだと思いますが、カウンセラー等の措置も必要と考えます、いかがでしょうか。町長がいつも言っている「あなたがいてくれてありがとう」、この精神はやはり職員に対しても同じように必要ではないでしょうか、このことを申し上げます。お聞きしたいと思います。

以上で、演壇からの質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町づくりに関する1点目、旧4町村のおおのの目指す地域のあり方及び2点目、旧4町村における重点施策や予算の重点配分についてのおただしであります。地域ごとの目指すべき方向性につきましては、地域全体の均衡ある発展が図られるよう、各地域の風土、スキー場や温泉施設をはじめとする観光資源、アスパラやアカカブ、南郷トマトなどの農業特産品など、地域特性を十分活用しながら、住んで本当に良かったと思っていただける地域づくりを推進したいと考えているところであり、各地域の重点施策につきましては、合併協議において作成をしました新町まちづくり計画に基づき、地域事業を計画しております。

なお、平成18年度から27年度までの10年間の総事業費は約140億円となっておりますが、財政状況を踏まえ、事業の熟度あるいは関係者の本気さによりまして、計画年次を変更する場合もあり得ますし、事業の必要性等を再検討しなければならない場合も生じます。今後、議会はもとより、地域協議会や地域住民の意見を十分お聞きしながら進めたい、このように考えております。

次に、3点目、予算硬直化の中でどのように町づくり予算を確保するかのおただしでございますが、1つには総合支援センターの立ち上げにより、行政事務のアウトソーシングを進め、人件費の圧縮を図ること。2つには、頑張る地方応援プログラムや森林環境税など、国・県の地方財政支援策の動向に注視し、それらの積極的な活用を図ること。3つ目には、上下水道をはじめとした各種使用料の適正水準への改定及び町税の適正な課税客体の把握と滞納対策による自主財源の確保を行うこと。4つには、観光協会をはじめとした各種団体の統合による町助成金の削減及び、保育所、学校等の統合による施設管理経費の削減を進めること。5つ目には、都市との交流や地域資源の発掘などに積極的に取り組む地域を支援する仮称南会津版頑張る地域への応援プログラムの創設により、地域経済の活性化を促し、税収の確保に努めるなどを考えておるところであります。

いずれにいたしましても、課題の成果づくりは職員が主体となって行うものでありますので、

職員一人一人が町の財政を数字として理解しつつ、自己啓発発表会等を通して気づきを学び、やる気を引き出して健全な行財政を執行してまいりたい、このように考えております。

次に、4点目、高齢化が進む中、地域の力をどう醸成していくかとのおただしでございますが、これまでの町づくりにおきましては、ともすれば行政が行うことに住民が参加をするという発想から抜け切れない面がありましたが、これからは住民が自ら町づくり活動に計画づくりから主体的に参加をし、住民と行政が協働した町づくりの推進が求められています。

第1次総合振興計画の基本理念でも、町づくりの原動力を「人を育むまち」として、住民一人一人の潜在能力が発揮できる環境づくりを行い、人材育成に重点を置き、さらに産業や行政に反映できるよう町づくりを進めることとしております。この基本理念を達成するために、地域活性化発展支援事業をはじめとする各種事業を推進し、住民の自主的な意欲を喚起するとともに、地域特性を生かした交流人口の増加を図る中で、高齢者等がこれまで培ってきた知識や技術等の活用が図られる施策を推進してまいります。

次に、5点目、総合支所における機能の縮小に関するおただしであります。平成19年4月1日現在の職員数は312人で、前年同期と比較をいたしまして全体で10人が減少しておりますが、総合支所だけを見ると、合わせてこれまで12人の減となっております。

議員ご承知のとおり、合併に際し、旧4町村の均衡ある発展と地域住民の利便性の確保を図ることを目的として、総合支所方式が採用されたところでありますが、合併シミュレーションにもあるとおり、今後より一層の事務事業の効率化を推進し、財政の健全化を図っていく中で、当然、職員数の削減も避けて通れない課題であると認識をしております。

今後における定員管理につきましては、現在策定中の行政改革大綱において具体的な目標値を定めていくこととなりますが、いずれにいたしましても主眼とするところは住民サービスの維持向上でありまして、職員を削減する中であってどうしても総合支援センターが必要であるとの認識でありますし、それらの検討の中で総合支所のあるべき姿を考えてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、6点目、各地域における資源をどう考えるかとのおただしでございますが、本町は県内屈指の規模を有する会津高原スキー場群をはじめ、四季折々に変化をする豊かな自然や伝統文化、温泉施設など、豊富な観光資源を有しております。また今後、田代山、帝釈山一帯が尾瀬単独国立公園に指定される予定でもあり、観光振興に向けて好機を迎えているところであります。

おただしにありました温泉を含めた各地域における資源の利活用につきましては、株式会社

南会津観光公社を立ち上げ、首都圏との交流人口の拡大を図るため、体験プログラムのメニュー化や2地域居住への準備と併せ、人間性あふれる交流の場をつくり上げていくことが必要であると考えております。

次に、入札制度についてのおたかしであります、ご存じのとおり福島県は指名競争入札を廃止し、3,000万円以上の工事を対象に条件付き一般競争入札を導入しております。このことは、公共工事に係る談合を根絶し、入札制度のより透明性、競争性、公平性を確保することを目指したものと聞いております。

さて、本町における入札制度につきましては、現在のところ従来からの指名競争入札で対応をしております。本町を取り巻く社会的、経済的条件を視野に入れ、地域の実情に照らし合わせながら、そのメリット、デメリット等を十分研究した上で、条件付き一般競争入札制度の導入ができるかどうか、時間をかけて検討をしてみたい、このように考えております。

次に、職員の心の健康についてのおたかしに答えをいたします。

心の健康については、表面上だけではなかなか把握しにくいという一面を持っていることも事実であると認識しておりますが、日ごろから注意深く見ていけば、何らかのサインが必ずあるはずであります。特に、管理職に対しては、事務量に隔たりが生じないよう、事務の分散化と効率化を一層推進するとともに、職員の言動を丁寧に見ることによって、心のサインを見逃さず、職員の健康に対するケアを怠らないよう指示をしているところであります。

また、職員の意識改革についてのご指摘でございますが、私が申し上げていることの一つには、常に肯定的に物事をとらえて欲しいということでありまして、否定的な考えからは何も生まれません。心の持ち方を変えることで、新たな展開が必ずや開けると確信をするものであります。

また、カウンセラー等の措置に関してのおたかしであります、各職場において日ごろから上司や同僚職員に相談しやすい雰囲気づくりをすることが先決であろうと考えます。その上で、必要に応じて医療機関での受診やカウンセリング等の実施も選択肢の一つであると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 若干再質問を申し上げます。

町づくりについてでございますが、なかなか合併間もない、または合併協議会の中の協議事

項ということで、そこからなかなか抜け出せないのかなと。これは、行政の長としては、また合併に携わった町としては仕方がないのかなというふうにも思いますが、しかしながら現状、財政優先ではなく人、人がいるんだという町長のご意見でしょうけれども、しかしながら行政体の長としては、財政ということもやはり見逃せないというふうに思います。

現在、130億近い年間の予算が計上されているわけですが、前回の質問でも申し上げたように、財政規模が余りにも標準財政規模から離れていると、非常に大きな予算になっているという現実があるわけであります。しかも、指数においても非常に自由に使えるお金がないと、経常収支比率が非常に高いというふうな現状もある。これは、もちろん我々議員も町職員も十分に承知だというふうには思います。

その中で、合併協議会の中での協議があって、それを尊重しなければならないというふうな、これは十分に承知はしておりますが、しかしここ10年の中での計画でやっていくんだというふうなお答えであったというふうに思います。しかしながら、やはりその現状を見ますと、前倒しでやっていかなければならないという、決意みたいな言葉があればお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

只今議員からおただしがありましたが、財政問題は大変重要な課題でございます。ただ、私がいつも話の節々で申し上げているのは、すべての問題を財政からスタートさせてはならないということであります。地域づくりをどうするかという問題が、まず前提にあって、そしてその中で地域づくりの必要経費を議論するときには、このときには財政の問題をしっかりと検証しながらやっていくと、そういう手順になるかと思えます。

その上で、合併協議等でこれまで示された、それぞれの旧町村の地域事業というものがございます。このことについても、これまでの予算編成の段階でもお話をしておりますが、ただ単に決められたから、それを実行するのではなくて、その事業あるいは施設等の建設にあたっては、地域が主体になって、もし施設が必要だという事業であれば、その施設を最大限に活用するための、いわゆる地域の体制づくりができていくかどうか、このところは大きなこれからの予算措置をする場合の判断になるかと思えます。

いずれにいたしましても、私たちは確かに財政問題をしっかりと受けとめていかなければなりません。先日発表された県内の町村の予算規模を見ますと、町村では一番大きい、これが南会津町の予算でございますので、いわゆる適正な予算規模が人口とどうかかわってくるのか見極めながら、さらに財政規模については検証していきたいと思いますが、そんな中にあっても

私は絶えず将来予測をしながら投資をして、地域づくり、町づくりに果敢に挑戦をしなければならないというのが私の現在の心境でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 しっかり町づくりをやっていくんだという決意だというふうに私はとらえました。今後、予算がない中と言われても、町長が先頭に立っていろいろな場所にいて、いいお金を見つけ出すこともやっているようでございます。使いやすいお金を見つけ出すという努力もしているようでございますので、ぜひそのことも続けていただいて、別のいいお金を持ってくる、そういうことも大事な仕事だというふうに思いますので、現状の予算から見ると町づくりは大変だなというような認識は我々議員だって持っているわけでございます。その中で、やはりそういった苦勞をして、ぜひ積極的な町づくりの展開をお願いしたい、それをお願いして町づくりについての質問は終わりますけれども、入札制度について質問を再度申し上げます。

多分、地域のことを考えた場合に、認識は町長も同じだというふうに思います。ただ、大きな流れの中で、本当に世論を誘導するような形で最善だと、一般競争入札をやらないと悪みたいな風潮がある、そういうことではないということをしっかり認識していただきたい、そういうふうに思います。

現在、当町でも仕事がない、仕事がない、よくこのごろ言われます。非常に困っているというふうによく言われます。また、建設、土建関係の入札だけでなく、なぜ町に制度を作ってくれと言っているのは、ほかにも波及するからでございます。結局、外郭団体や出資している法人等の発注も、大分広範囲にわたって出しているようでございます。これまでは町の業者を使っていたんだけれども、栃木に行ったり、あちこちから仕事とっている。いわゆる金額の安いところに頼むと、それがもう定着しつつあるような情報も得ております。

また、これは県の施設でございますが、南会津病院においても食品納入小売業から言わせると、だんだん減っていく、若しくは若松の業者がそっくりやるんだというふうな中身も出ております。今後、特老とか、そういった公的な法人関係にも及ぶのではないかと非常に心配しております。本当に地元の業者が入札等に出ても負けてしまう、そういう現状が確かにあります。

それは、高いから仕方ないんだと言われれば、それまでなんだと思いますけれども、そういうことではないというふうに思います。町が出資したり、南会津郡内で金を出し合ったりしている会社、法人等が変な意味で積極的に外から、安ければいいというふうな納入の仕方を進めていけば、地域経済も衰退していくと私は思うんです。やはり町が出資していたり、公的な法

人というのは安ければいいという、そういったことで進めてはいけないというふうに私は思っていますので、ぜひそういったことも鑑みて、入札制度に関して一般競争入札の流れが非常に小さいところまで影響していると、また影響するであろうというふうな推定されますので、町の方でしっかりとその辺のところを守っていただきたい、そう思って申し上げたんです。ですから、再度答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

只今議員から、それぞれ地域における公共工事あるいは備品等の購入に関する実態のお話がありました。私も、認識的には全く同一の認識を持っているというふうに理解をしております。つまり、結論からいいますと、安値競争に乗ってはいけない、このところはしっかりしなければならない。つまり、いろいろな工事を発注する場合においてであります、なぜ最低制限額を設けてきたか、その背景はどこにあったのか、こういうこともしっかり探りながら、やはり事業を遂行する場合に一定の受注者側の、いわゆる再生産性の体制といえますか、状況というものも必要な条件としてとらえなければならないだろうと。

こういう中で、私は私なりにちょっと調べをさせていただきました。その調べが妥当かどうかは分かりませんが、いわゆる欧米型あるいは西洋の価値観と、東洋としてこれまでたくさんの年代を積み上げてきた日本の経済を考えたときに、いわゆる安いから、人件費が安くなるから、派遣社員でいいんだ、パートでいいんだと、こういうことになってきますと、実は結婚できる機会が大変狭められてくる、あるいはチャンスが少なくなってくる、これは言ってみれば講師先生や臨時の保育士さんがおりますが、現場で出た声であります。これは同様に、公共工事をやる側、あるいは備品等々を公共機関に納入している事業者にも言えるんだろうと思います。

そういうことを考えますと、一つの方向性あるいはその時々を持ち上がる情報に偏ってはならない。総合的に、全体を見て判断をしなければならないと、こう思っておりますので、今後その姿勢を貫きたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 行政が仕事を出す、若しくは前回の議会でも出た観光開発株式会社を行政がなぜやるのかと、そこにも結びつくものと私は思うんです。町長も言われたように、安ければいいと、競争原理の中だけで行政がやっている、行政が出資している団体というものは、それだけの視点で決してやってはいけないと私は強く思いますので、それは強く申し上げてお

きます。地域の暮らしを守る、住んでいる人を大事にしていきたい、そのように思います。強く申し上げます。

それから、職員の健康についてでございますが、これは深く言うつもりはないですけれども、町長就任して以来、職員の意識を高めたいと、肯定的に物事をとらえなさいと、これは大賛成でございます。しかしながら、余り何というか、求め過ぎると求めるものも来ないというふうに思いますので、それは異論があろうというふうには思いますが、職員の方も一人の労働者でもございますので、ぜひその辺のところも鑑みながら、いいところを引き出して、昔から言われるように叱ってばかりではだめで、褒めるのはその倍くらい褒めなくてはいけないよというようなこともございますので、こんなことは本当に馬の耳に念仏だろうというふうに思いますが、そういうことも少し思いながら接していただければありがたいなというふうにも思いますので、一言お願い申し上げます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が今おたしをされましたこと、実は大変重く受けとめなければならない。それは、先日も報告をいたしました、いわゆる町長が何をしたからという問題ではなくて、これまで職員の方が20年、30年、長く継続して行政職として勤めてきた。その中には、つまり30年前、20年前の言ってみれば社会情勢、それからその当時生まれた社会の価値観というのがありまして、これを長い間形成してきたわけですから、ここにきて国があるいは県が方向転換をしよう、あるいはまた改善、改革をしなければならないと言っても、このところは機械のようにいかない、当然のことでございますので、そういう意味では大変重要なおたしであると、こういう認識を持っております。

その上で、私もさまざまな職員の現場に出向いて、いわゆる保健師さんとは普段余り会う機会がないのでありますが、保健師さんとの懇談会を持ったり、いわゆる地域を超えて、南郷、舘岩、伊南、それぞれの地域に出向いていろいろな意見を聞きます。そのときに共通して出てくることが、実は先程との関係もでございますが、同じ仕事をしているのに臨時あるいは講師であるという実態であります。ここのところの心のケアはなかなか難しい。でも、私はやはりきっちり聞いてあげることが必要だろうと思います。

それで、先程も申し上げましたが、支所長さんや、いわゆる所属長さんにはそのところを丁寧に聞ける環境を作ってくださいと。その上で、必要があれば保健師さんに相談を受けながら連携をとって、ひとつしっかりと300人の仲間を支え合おうと、こういうことでやっており

ますので、今後もご指摘いただいたことについて私の重要な課題に据えて、さらに精進をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。

◇ 山 内 政 議 員

○渡部康吉議長 次に、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 議席番号5番、山内政です。

質問通告に従い、質問をいたします。

質問は、大きく分けて3点でございます。

まず、第1点目は、森林整備と木材の活用策についてであります。

3月定例会では、水環境の保全の観点から森林の保全について質問をいたしました。今回は、森林整備がもたらす自然環境の保全、それは温暖化対策にも結びつく重要な役割を担うという観点及び、その中で生産される木材の活用、そして今後の後継者対策について伺います。

最初に、公有林、町有林、私有林を含め、森林の整備計画、南会津町の町有林管理規則でいますところの経営計画とでも申しますか、今後長いスパンでありますけれども、どのように行っていけるのか、町長の考え方について伺います。

次に、木材資源の活用、拡大をどのように進めていくのか、町長の考え方を伺います。

そして、3点目になりますか、森林整備にかかわる従事者の後継者をどう育成していくのか、これも町長の考え方を伺います。

次に、大きい2点目であります。久川城跡、鳴山城跡の国指定に向けた取り組みについてであります。

昨年、合併後の初めての6月定例会で、久川城跡と鳴山城跡の国指定史跡に向けての質問をいたしました。その後、1年が過ぎました。この1年間、国指定に向けてどのような取り組みがなされたのか教育長に伺います。

第3点目は、県道大倉大橋浜野線、これは只見から旧伊南地区の西側を通っている県道でご

ざいます。浜野線の道路改良についてであります。

県道大倉大橋浜野線の道路改良については、旧伊南村議会の郡の議員大会における長年の要望事項でありました。今回は、特に青柳地区と小塩地区の地区境から小塩地区の集落に入る伊南川沿いの県道の道幅が非常に狭く、相互交通に大変危険であります。国道401号線に災害等が生じたときは、大変貴重な代替道路であります。その道路改良について、どのような計画で進んでいるのか町長に伺います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、森林整備と木材の活用策に関する1点目、今後の森林整備計画についてのおただしであります。町においては平成18年度に策定をいたしました南会津町森林整備計画に基づき、計画的に森林整備を行うこととなります。この計画は、本年4月を始期として10カ年の計画を立てたもので、現在の森林状況、今後整備を進める森林及び、その方法等について幅広く定めたものであります。特に、町有林については、合併以前においては旧町村で森林整備の取り組み状況にかなりの温度差がありましたので、今後は町全体としてとらえた中で、森林整備の必要性等についての評価を行い、優先順位を設けて整備をしていく考えであります。

また、私有林の整備につきましては、整備が促進される環境を整えるため、合併時に補助のかさ上げ幅を拡大するなどの措置を講じてきましたが、今後も関係機関と協議を進めながら、町としての支援策を模索していく考えであります。

次に、2点目、木材資源の活用についてであります。当地域では従来から建築材やチップ材としての利活用が図られてきましたが、これまでなかなか需要が伸びないながらも、ここに来て新たな動きも出てきております。1つには、昨年発足いたしました南山匠の会による地域産材を活用したモデルハウスの建設計画があり、町としても地域材の利活用を図る出口の一つとしてバックアップをしているところであります。

また、新エネルギーとしての活用を具体的に進めるため、木質バイオマスや堆肥等の資源の利活用を統括したバイオマスタウン構想の策定を研究視野に入れ、総合的な観点で取り組んでいく考えであります。

さらに、森林全体を一つの森林資源としてとらえ、一つの例として、森林セラピー基地としての活用をはじめとした地域の人々の憩いのスペースや都市との交流の場としての空間的な活用も、今後の森林の重要な活用策であると考えております。

次に、3点目、林業従事者の後継者対策についてであります。現在、林業従事者の主流を占めているのは森林組合であります。これらの支援策としては一定額の補助を出しているところであり、また森林組合の体質強化が後継者対策の大きな柱であると考えます。

しかしながら、抜本的な後継者対策としましては、先にも述べましたように当地域の森林資源の多角的な活用が一層促進されることが重要であり、これにより新たな雇用の場が生まれ、そのことが長期的な後継者の育成につながるものと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、県道大倉大橋浜野線の道路改良についてのおただしであります。当該路線は国道401号の代替路線として重要な役割を担っていることから、合併前より県に対して拡幅改良工事の要望をしてきたところであります。おただしの青柳地区から小塩地区までの未改良区間については、幅員が狭く、車両等の交差にも支障を来している状況にあり、特に冬期間における地区住民の不安は大きいものがございます。

このようなことから、南会津建設事務所と協議を行ってきましたが、管内国県道の改良等については危険度や緊急度の高い路線を優先して改修するとの説明を受けております。今後は、地域住民の積極的な資源活用の取り組みを受けて、当該路線の果たす役割を具体的に明示しながら、強力に県へ要望してまいりる覚悟でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、2番目の久川城跡及び鳴山城跡の国指定史跡へ向けた取り組みについて、どう取り組まれたかとのおただしにお答えします。

本町の貴重な財産である久川城跡並びに鳴山城跡は、県の文化財に指定されております。今後、国の指定に向けた対応については、県教育庁、文化財グループと協議しているところですが、指定を受けるための条件としては、埋蔵文化財の調査員が配置されていること、史跡の全体像を明らかにするための発掘調査ができる体制が確保されていること、さらには史跡周辺を含めた景観の保全も条件の一つとなっております。

県教育庁、文化財グループとしては、両城跡とも国指定となり得る価値のある史跡であるとの見解でありますので、今後も助言を受けながら調査検討してまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

なお、この国指定の件については、町長が過日、直接文化庁へ出向き、話をつないでいるこ

とを申し添えさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

具体的な事項については、担当課長より答弁させます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 まず、第1点目の件ですが、平成18年に策定をして4月からもう始まったということで、大変よかったと思っております。私まだ見ておりませんけれども、ありましたらぜひ見せていただきたいというふうに思っております。

関連でございますが、先ほど町長のお話の中にも、旧町村単位では非常に森林整備の温度差があるというふうに話をされたかと思うんですが、新しく南会津町として旧町村の町有林といえますか、村有林の面積等、お分かりになったら後でお知らせをいただきたいと思います。

それから、先輩方は多分、この町有林、村有林を育成されるときに、将来にわたって学校を建てていくんだ、あるいは保育所を建てかえするときには使うんだという思いで多分植林をされていたと思うんですが、50年くらいたつと多分伐採ができるというふうに想定をするんですが、各旧町村の町有林、村有林で50年以上の樹齢に達して、これはスギですけれども、そういうものがわかりましたら教えていただきたいというように思います。課長答弁で結構です。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 只今のご質問についてお答えをいたします。

町有林の全体面積でございますけれども、8,923.31ヘクタールでございます。これは県の管理しております森林部からの集計でございますけれども、そのうち人工林が1,376.87ヘクタールあります。その人工林の内訳でございますが、スギ589.97ヘクタールです。アカマツですが、224.80ヘクタールです。カラマツ540.82ヘクタール、その他でございますが、21.28ヘクタールでございます。

また、人工林の林齢についておたしでございますけれども、スギに限っての面積については集計をしないと答弁できませんので、ご了承いただきたいと思います。人工林でございますが、46年から50年生です。5年刻みで集計されておりますので、お答えしたいと思います。170.97ヘクタールです。それから、51年から55年の林齢で133.11ヘクタールです。56年から60年、36.61ヘクタールです。61年から65年までが11.92ヘクタール、66年から70年生までが2.33ヘクタール、71年から75年生までが0.11ヘクタールです。76年から80年生まで0.74ヘクタールです。81年から85年まで0.11ヘクタール、86年から90年までが0.18ヘクタールです。91年から95年生までが0.1ヘクタールということで、県管理の森林部から集計させていただいた数字でございます。

以上、お答え申し上げました。

○渡部康吉議長 5 番、山内政君。

○5 番 山内 政議員 ありがとうございました。

それを質問したというのは、先程もちっと話を申し上げましたけれども、いわゆる伐採時期を迎えた木というのは貴重な町の財産というふうに思うわけであります。これの適切な管理と、そのスギですか、それは売ればお金になるというふうに認識しておるわけです。そういう意味で、今後伐採をして財源にするかどうか、これは町長に伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで、いわゆる森林林業の整備もしくは林産事業の活用を図るときに考えた基準が、今お示したような、いわゆる伐期齢とか林齢によってどのくらいの森林面積があるか、あるいは蓄積があるかと、こういう議論だったんです。私は、今こういう議論では、森林林業の道は開けないと思っています。

しかしながら、制度的には、こういう基準に基づいて助成をしたり支援をしたりというのが現実であります。そこで、私個人的には、この後、県、国に提案をしたいという一つの思案を持っております。それは、これまでさまざまな機会あるいは場所でお話を聞いてまいりましたが、つまりこの森林整備が鈍っているのは、いわゆる木材の利用価値が現在に少ないという、あるいは利用しようとするときに搬出経費が大変かかってしまって採算ベースに合わない、こういうのがほとんどの意見でございました。

ということは、合う合わないというのは、林齢や、いわゆる伐期齢で判断すべきではなくて、道路で判断すべきだと、こう思いまして、現在私のところで検討させてもらっているのが、いわゆる全く視点を変えた道路沿線の森林整備のあり方ということで、でき得れば林野庁に提案をしていきたい。そんな中で、しっかりとこの伐期を迎えた森林が世に出るように対策を考えていきたい。

それで、それぞれ旧町村での温度差がございましたが、それぞれ森林面積も違いますが、それぞれの地域の、いわゆる雇用体系、これも実態として違うわけです。ここのところは、なぜ町として統一した考え方を整理しようとしたかといいますと、どういう部材をどれだけ生産をするかという具体的な数値も出しながら、その温度差をもう少し見直していこうと、こういうことでございますので、決して地域特性に押しなべて画一化するつもりではなくて、そういう特性に合わせた、もう少し一歩進んだ取り組みにしていきたいと思っておりますので、ご理解

をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 そうすると、今の町長の答弁は、将来的には林道等できちんと精査できていいものがあれば、それを町の財産というか、お金入るわけですから財産ですが、そういうことを変えてもいいというふうに考えてよろしいですか、なおもう1回お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

そう捉えてもらって結構だと思います。

それで、私たちは絶えず文章化をしたり、言葉で話をして何かこうそこで成果ができたような錯覚をします。しかし、私は実際に出材をして、町民の方々にその材料を見せると、こういうところまでいかないと本当の意味での利活用につながらないだろうというふうに思っておりますので、今後は出材された材のストックヤードをどうこれから設置するか、このところも真剣に考えた上でやっていきたいと。

それから、先ほど申し上げた道路沿線というのは林道だけではございませんで、私の頭の中には、いわゆる国県道、それから幹線市町村道の沿線の森林整備を視野に入れてやっていきたい、このようにも考えておりますので、今後さらにご意見、ご提言をいただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 ありがとうございます。

次は、活用についてちょっと質問をしたいと思います。

その土地で育った木で建物を建てると、100年は持つというふうに大工さんから聞いたことがあります、現に全国では平安時代からの古い建物が現存しているわけですが、それはその土地の風土に合った木で建てたからだと思います。私は、今後予想されます保育所あるいは小・中学校等の建設等には、この町の木材を利用することにより、雇用が生まれると。先程の話もそうでしたけれども、多少コストが高くても子供たちに木の温もりの中で成長させるということは、有形・無形のものを子供たちに与えてやれるのではないかというふうに考えるわけであります。

今後、町の公共の建物には、一定割合の町産材を使用することを義務づけるようなことをしたらいいなというふうに思うんですが、それについて町長の考え方を伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

地元産材の活用については、私もそのとおりに思います。というのは、これは何も木材に限っただけではなくて、いわゆる食材についても、やはりその土地で取れたものが、その土地に命を生かしていくものにとっては一番合うんだらうと、こう思っておりますので、そのことについてはしっかりと頭の中に入れておきたいと思います。

その上で、先程も申し上げましたが、南山匠の会が地元産の木材を使ってモデルハウスを造ろうということでございましたので、これも県の方といろいろ交渉をして、それではということで県も助成措置を見つけていただきまして、その取り組みを今進めているところでありますので、そういったいわゆる自主的な取り組みには町はできるだけの支援をしていきたいと思ひますし、今後統合されるであろうさまざまな施設、あるいは新たに建設されるものもあるかもしれませんが、そういうものについての一定割合の木材の使用については、数値的になかなか示すことは無理だと思いますので、そのときの検討委員会等々の意見をいただきながら、可能な限りそういう方法をとっていききたいと思ひます。

いずれにいたしましても、そういうことが事実として出てから木材を集めたんでは、これはなかなか先程も言ったようにコストも高くなりますし、十分乾燥したいい材料を使うということもできませんので、でき得れば先程申し上げたようなストックヤードの設置等については、関係製材工場との打ち合わせの中で、また別途進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長　５番、山内政君。

○５番　山内　政議員　ぜひ、そういうことで進めていただきたいというふうに思っております。

次に、後継者対策でございますが、先程町長話の中で、森林組合を育成していくんだということ、私もそういうふうに思っております。ただ現在、森林組合にかかわっている方が高齢化が進んでおります。そうでないところもあるわけですが、実際の森林整備に多くかかわってきたのは、やはり森林組合の方々だというふうに思っております。技術の継承も含めまして、今後は後継者対策ということで、建設土木会社等もこの森林整備の一翼を担うということを門戸を開くということをしてはどうかというふうに思ひわけですが、町長の考え方を伺ひます。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

これは、既に議員も情報等で知り得ていることだとは思ひますが、高知県等の森林整備につ

いては建設事業者がかなり参入をしております。もちろん、参入するからには、森林整備の技術を習得するという前提が出てきますが、その際に調べてみましたら、いわゆるこれまでの森林整備とはひとつニュアンスが違いまして、森林認証制度というのがございまして、森林の多様化、つまり今まではスギあるいはアカマツ、カラマツの一斉林の整備をしてきたんですが、そうではなくて、いわゆる森林生態系を循環していくための動植物も含めて多様性のある森林を整備しようと、これは森林認証制度、ヨーロッパで生まれたんですが、日本でも今その制度を取り入れております。そういう森林多様性の環境に配慮した森林整備については、いわゆる補助のかさ上げをしていこうと。

そんな中で、地元の負担が少ない中で事業をするわけですから、森林組合の作業員だけでは対応できないというところで、建設業者もしっかりとその整備の担い手として参入していると、こういうことがございますので、私はそういう条件をここの町でもでき得ればできるだけつくっていったって、雇用の安定化にもつなげていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 もちろん、森林組合も大変予算が少ないといいますが、雇用の確保が大変なわけで、これはあくまでも共存していくという前提で話をしたわけですが、先程の建設土木会社も参入できるということで、今後ますます市内の業者の方も研究をされて進められるということでは大変良かったというふうに思っております。

森林関係で最後ですけれども、政府は京都議定書で定めた二酸化炭素などの温暖化ガスの削減目標を達成するために、今後6年間に国土面積の10%近い330万ヘクタールの森林で間伐を進める方針でいるようであります。これは新聞報道ですが、予算にして2兆円規模だそうです。町長は、この追い風を的確にとらえ、予算獲得に全力を傾けられるよう、まずその意思を確認して、この森林整備の質問については終わりたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

京都議定書が日本の京都において批准をし、アメリカが一部批准をしなかったわけですが、現在まで批准しながらも日本は削減どころかふえているんです、現実的に。ここへきて、いよいよこれは大変なことだということで、今の私のような国は政策といいますが、方針を打ち出してきたんだろうと思うんです。私は、分からないわけではありませんが、その当時から林野庁等には意見として申し上げてきたのは、いわゆる実施体制、ここのところの実態をもう

少ししっかりと作り上げて、そうして国の方針として、政策として森林整備、あるいは二酸化炭素削減に対する対応をすべきだと。ここのところがどうしても、国の政策のところでは甘いのではないかと、こういう認識を持っておりました。

ですから、私は先程申し上げた町の整備計画の中で、こういうものが具体的に示された段階で、改めて整備計画の変更計画をしていく必要があるだろうと。それにつけても、林業関係者、あるいは場合によっては先程申し上げましたように、建設事業者で森林整備の領域に参入を希望している方々おられれば、ここからもしっかりと意見をとりながら対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 久川城跡関連で一つだけ。

ことしの3月に、県内で2つの史跡が国の指定の答申を受けました。それは坂下町の陣が峯城跡と、それから二本松市の二本松城跡、霞ヶ城ですか、国も歴史上の人物の城跡を主体的に国指定にしてきたような経過あるんですが、最近は特に歴史上に刻まなかったような城跡についても目を向けるようになったというふうに私は感じております。

今後、先程話は分かりましたが、久川城跡、嶋山城跡、国指定に向けて、先ほどの範囲確認及び調査ということも含めまして、教育長にどう取り組んでいかれるのかお伺いをしたいと思います。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 それでは、只今のご質問にお答えを申し上げます。

先程来申し上げましたように、県の教育庁の文化財グループ、あるいは国の文化省との話し合いを今後もいろいろ重ねながら、そしてできるだけ早くするにはどのような方法があるか、いろいろなことがあると思うんですが、そういったことをクリアしながら、今後も鋭意進めていきたいと考えますので、ご理解ください。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 わかりました。

以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問は終わります。

— ◇ —

◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 次に、17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 17番、芳賀沼順一。

通告順序に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、統合保育所についてでございますが、全国的に少子化が進む中で、田島地区の児童数も本年5月現在では5歳児、平成21年4月入学予定者ですが、ここからは毎年100人を割り込んでしまうと、こういう予想です。保育所の建物も老朽化と、それから定員に満たない保育所の統合ということで、これは町の財政からいってももちろん仕方のないことでございます。

平成15年に町が委嘱した保育所整備計画検討委員会の意見具申書の中にも、私立保育所1施設と定員100人前後の町立保育所2施設が適正である。また、交通の利便性と保育環境が整備されている地区に設置されることが望まれると、こうあります。

また、もう1点は、町の財政状況を考慮すると、民間活力を活用し、運営を委ねることも検討課題である、こういうこともありました。

そこで、平成22年4月に開所予定の統合保育所について、次の点を伺います。

3つの保育所統合について、3地区の住民や保護者との意見調整はしたのですか。特に、私は桧沢地区ですので、静川地区などは高齢者の方々が保育所の子供たちの声に大変元気づけられ、保育所行事を楽しみにしていると、こういう声がたくさんありました。入所児童が少ないので、いつかは統合があると覚悟はしていても、寂しいと、こう言うことです。

一方的な統合ではなく、今まで何かと協力してきた地区民への説明も行政の大切な仕事であると思います。意見調整があったのであれば、主な内容を伺います。

2つ目に、保護者の送り迎えも含め、交通の利便性と保育環境などを考慮しての建設予定地はどの辺を予定しているのか伺います。

3点目は、3月議会で定員120名程度との説明でございましたが、定員が決まれば施設の規模も当然頭にあると思います。建設予定額と、その建設費の調達方法を伺います。

4つ目に、近年、保育サービスを向上させる方法として、保育所の民営化を進める自治体がふえています。当町では近い将来、公設民営化などの民間活力を導入する考えはありますか、伺います。

5つ目に、現在の職員配置は、先程もありましたが、臨時職員が1人でクラスを担当しているのも見られております。今後、統合したならば、現在している延長保育、一時保育あるいは子育て支援センターなど、ほかにも時代のニーズに合わせた特別保育事業がふえることを考えますと、正職員の適正配置が必要ではないかと思われます。思わぬ事故などを考えても、正職員の適正配置が必要であると思いますが、町長の考えを伺います。

6つ目に、幼稚園が認定こども園として保育事業に参入できることになりました。今後、田島にもある私立幼稚園が認定こども園として参入した場合の町立保育所の対応はどうするのか伺います。私立は、ある程度今の国の施策からいって擁護しなければならないと思うので、町立の定員を減らすなどの考えはあるのでしょうか。

7つ目に、館岩地区には町立保育園しかないと思います。そこで、早急に認定こども園に申請する考えはありますか。

○渡部康吉議長 17番議員さん、今7番の町立保育園と言っていますが。

○17番 芳賀沼順一議員 すみません、町立幼稚園。読み違えました、失礼しました。

幼稚園しかないので、早急に認定こども園にする考えはあるか伺います。

大きな2つ目として、小学校統合と少子化対策について伺います。

保育所の統合とともに心配なのが檜沢小学校でございます。ことしの入学生が少なく、初めて複式学級になりました。来年の入学生も、複式にはなりません、それほど多くはありません。しかし、平成23年4月の入学児童は、檜沢小学校では1名との予想もあります。子供の非行や他人を受け入れられない若者もふえています。団体生活での教育やチーム競技の教育が経験できないことは、子供にとって大変不幸な一面です。針生小学校との統合を考える時期がきていると思いますが、町長のお考えを伺います。

また、子供がふえれば、統合は考えることはないのですが、もし南会津町全体の少子化に対して具体的な対策を考えていけば伺います。

最後に、総合案内かエレベーターの設置をということで、平成17年12月議会で総合案内窓口の設置を求めました。下の売店のあいたところにベテランの職員を1名、退職した方でもいいですが、置けばすばらしい案内人になると思うということで。しかし、1階の住民生活課の窓口の接遇改善を図って対応するという町長からの答弁がありましたが、なかなか難しいです。

特に、PRが足りないのか、いまだに高齢者が東側の入り口から入ってきます。東側からきますと、幾ら接遇改善を図っても、住民課には来ません。先日も、3階まで上っていく人に会いました。3階の農林課、あるいは農業年金受給者が現況届を3階の農業委員会まで上ってい

くわけです、これは大変です。厚生年金や国民年金は、来年から現況届を出さなくてもよくなります。しかし、農業年金はこれからも現況届を出す必要があります。ほとんどが高齢者です。農業委員会を下の選挙管理委員会と取りかえて2階に下げるか、あるいは総合案内窓口を設置するか。できれば、この庁舎を建てかえれば一番いいんですが、それは無理でしょうから、すべてに今バリアフリー化が進められている現在、どこかにエレベーターを設置することはできないか伺います。

以上、私の用意の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、統合保育所に関する1点目、3地区住民や保護者との意見調整については、本年4月に保護者に対する説明会、5月に行政区長に対する説明会及び意見交換会を実施いたしましたが、施設の老朽化、少子化という現状を踏まえて、保護者の方々が行政区長さんから、統合についての一定の理解が得られたものと判断をしているところであります。

次に、2点目の建設予定地については、通所や保育環境に配慮して、3保育所の中間地である永田地区の枇杷影を予定しており、具体的にはびわのかげ公園多目的競技場の南側を建設予定地としております。

次に、3点目の建設予定額と資金の調達方法については、今後の実施設計により流動的ではありますが、総事業費は約4億円から5億円を見込んでおり、財源としましては平成18年度から公立保育所施設整備事業の国県補助金が一般財源化になったため、過疎対策事業債による対応を考えております。

次に、4点目の公設民営化等の民間活用の導入については、本町のような過疎地域においては民間が参入する土壌が整っていない現状でありますので、当面は公立で運営する予定としております。

次に、5点目の職員の配置については、入所する児童の実態に合わせ、国の配置基準を参考とし、おただしにありました多様な特別保育に対応できるような適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の私立の幼稚園が認定こども園の認可を受け、保育事業に参入した場合の町立保育所の対応はというおただしでございますが、本来、待機児童の解消を主たる目的とした認定こども園制度は、現在の保育需給の状態、さらには県で定めた認定こども園の認可基準を考えると、当町では想定されにくいものと思われませんが、仮にそうした状況があれば、その時点

で関係機関と協議をしてまいりたい、このように考えております。

次に、7点目、館岩地区の町立幼稚園の認定こども園についてのおただしでございますが、現在、館岩幼稚園では4歳児、5歳児の2年保育及び保護者の子育て支援のニーズに応えた預かり保育を実施しているところであります。このような中、合併前からの懸案事項でありました3歳児保育の実施に向けて、現在、父兄や関係支援団体と協議を重ねている状況でありますし、先程申し上げました認定こども園の主目的を考えますと、今のところ直ちに認定こども園にすることはないものと考えております。

次に、小学校統合と少子化対策に関する1点目、檜沢小学校と針生小学校の統合についてであります。まず複式学級の基準は、1・2年生の合計が8人以下、2・3年生の合計が16人以下となっています。今年度、檜沢小学校の2年と3年が複式学級になりましたのは、新入生の減少ではなく、現在の2年生が5人と少ないため、3年生10人との合計で15人となり、複式学級となったものであります。同じように、針生小学校では、1・2年生の合計が9人のため、複式学級にはなりませんでしたが、3・4年生と5・6年生がそれぞれ複式学級になっております。

また、ご指摘のように檜沢小学校では、平成23年度になりますと、今のところ新入生が1人と推測されますので、平成24年度からは1・2年と3・4年が複式学級になることが予想されます。一方、針生小学校においても、平成20年度から1・2年生、3・4年生、5・6年生とすべて複式学級になり、それが続くことを想定しております。

そこで、学校の統合についてであります。子供の成長過程においては、大きな集団の中で生活できる力を身につけていくことが重要であり、多くの児童・生徒とのかかわりと人間関係を広げる環境づくり、さらに社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するためには、一定規模の学校が必要であると思います。そして、適正規模の集団の中で、児童が相互に刺激し合いながら学習できる活力ある学校づくりを進めることは、教育効果の一層の向上につながります。

したがって、檜沢小学校と針生小学校だけの問題でなく、南会津町全体の中で学校改修を含め、将来を見据えた小・中学校の統合計画が必要、このように考えておりましたので、教育委員会において地域からの意見を求めつつ、素案づくりを進めるよう指示をしているところであります。

なお、学校統合等、現状体制の変更にあたっては、当事者である学校関係者はもとより、地域関係者や行政全般への配慮のもとで、新しい学校づくりを通して、新しい地域づくりを進めるという共通認識を持って取り組むことが欠かせないと考えているところであります。

次に、具体的な少子化対策についてであります。親がこの地で子供を産み育ててみたいと思えるような子育て環境や教育環境を整えることが重要であると認識しております。本町では、親の経済負担の軽減を目的に、今年度から保育料の大幅な減額を実施したほか、良好な保育環境や多様な保育サービスを提供するために、統合保育所建設に向けた事業に着手したところがあります。

さらには、地域ぐるみで子育てを行う環境を誘導し、子供や親の人格形成につながっていく教育的な効果も視野に入れ、福島県地域の子育て応援交付金事業にも取り組むことにいたしました。少子化対策につきましては、複合的かつ継続的な取り組みが欠かせませんので、今後とも町の重要施策として積極的に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、総合案内窓口などの設置についてお答えをいたします。

本件につきましては、平成17年12月定例会におきまして、17番議員に対してお答えをしたスタンスと基本的には変わっておりません。当面は、住民生活課窓口で対応することとし、今後においてはアウトソーシングの可能性を模索するとともに、農業委員会に限らず、高齢者や身体の不自由な方のために、担当職員が1階の窓口で対応できる体制、つまり職員自身が足を運び、真心を持って接する体制をつくるための検討を引き続き進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、東側入り口は土曜・日曜などの閉庁日や平日の夜間を除いて、基本的には職員玄関として位置づけをしておるところであります。また、エレベーター設置につきましても、庁舎の耐震性を高める必要があることや、庁舎改修には相当の経費を要することなどの観点から、現時点では設置する考えはございませんので、ご了承をお願いをいたしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 保育所について何点か質問いたします。

場所、資金等については分かりましたが、先程の資金について過疎債という話もありましたが、4億から5億、過疎債4億から5億というと、全額というとなかなかきついと思うんですが、どのくらいを、全額過疎債を予想しているのでしょうか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

統合保育所ということで、過疎対策事業債の起債対象となっておりますので、基本的には起

債の対象になる部分につきましては全額、過疎対策事業債を充てていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 起債ができる分というと、金額的にはまだ分からないわけですね、4億から5億の中の半分とか3分の1とかというおおよそ分からないですか、全額。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 一般的に、起債の対象となるものとならない経費がございまして、例えば備品購入費的なものにつきましては、原則、起債の対象から除くというような形になっております。それから、基本設計的な部分、これにつきましてもやはり起債の対象から除くということでございますので、それらの経費につきましては過疎対策事業債を充てることはできませんが、それ以外の実際の事業費の大半につきましては、過疎対策事業債の対象となるものと考えておりますので、大体の事業費の中の半分以上、少なくとも7割から8割程度は過疎対策事業債で持っていけるものと、このように考えております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 分かりました。

それから、運営費についてもお聞きしたいんですが、先ほど町長からも運営費関係については交付税措置と、一般財源としているという話もありましたが、前回だか前々回の議会の資料の中で、入所数の荒海保育所、ここが一番定員に近いということで、そこを100として見た場合に、1人当たりの1年間の経費は91万8,000円と、荒海は。それに対して、檜沢は非常に少ないと、40%程度ですので、1人当たり172万円かかるというあれが出たんですが、この統合保育所が120名入所したとして、この場合ですと1人当たりの年間経費は幾らぐらいを予想しているのでしょうか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

保育所の運営につきましては、対象児童の年齢に応じまして、それぞれ1カ月ごとの保育単価というものが決まっております、それに基づいて事業を組み立てるというような内容になっておりまして、対象となる児童の年齢構成によっても相当違いが出てきますので、ここで120名規模でどのくらいの運営費になるかということについては試算ができませんので、ご了承をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 分かりました。

では、後ほど行きますので、よろしくお願いします。

次に、もう1点、一般財源となる運営費が、平成18年からなるということでしたが、ことしからは保育園の入所費を約2割ぐらい安くしたわけですが、その分、町負担は当然ふえると思うんですが、どのくらいふえるのでしょうか。もし分かれば。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

本年、保育料につきましては、ご案内のとおり25%平均で見直しの減額をさせていただきました。それに伴いまして今現在、保育料の保護者の方の前年の所得を調査しておりまして、そこで最終的な保育料の額が決定するわけですが、当初予算の段階で25%相当減額で、保育料の減額としまして約2,500万から3,000万ほど見込んでおりまして、基本的にはその額が町の一般財源の持ち出しということになるかと思えます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 そうしますと、一般財源から2,500万から3,000万ふえるわけですが、これは子育て支援からして仕方のないことですが、国からの運営費が一般財源として交付税措置があるようになって、もともとの補助金とは下がるのでしょうか、上がるのでしょうか、同じでしょうか。そういう予想はどうでしょうか、補助金のときと。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

それで、18年度から一般財源化されたというものは、基本的にはハードの整備の部分での補助金が一般財源化されたということでございます。

それで、保育所の実際の運営費でございますが、これにつきましては私立保育所につきましては従来どおり国・県の一定の、国が2分の1、それから県が4分の1ということで、一定の保育単価に応じまして、それぞれその補助金が入ってきたわけですが、公立保育所につきましては国・県の補助金が一般財源化されまして、交付税の措置の中に入ってきたということでございまして、基本的な財政的な考え方に立ちますと、国・県で従来措置をしていた補助金と同額、交付税の方で措置をするというような財源のフレームになっているということでございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 分かりました。

同額入ってくると聞いて安心しました。減るのではないかなと思って心配したんですが。

ただ、全体の交付税として来た場合に、同額来たかどうかというのはどこで確認はできるんでしょう、できませんか。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

保育所の経費につきましては、交付税のいろいろな費目の中の一つの児童福祉関係の経費の中に算入されておりますので、それぞれ保育所の交付税で算入されている単位費用、それから基礎数値となる園児数、それらをもとに毎年、交付税の中で算入される単価自体は変化があるかと思いますが、それらの単価を積算をすれば、交付税の中にどのくらい算入されているかということについては把握は可能だと、こんなふうに思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 分かりました。同じことをいつまでも聞いていてもあれですが、確かに児童数から出して、こちらでは計算はできますが、その児童数が運営費だと思ってそれ引いてみたら、残った交付税が今までの交付税より少ない場合でしたらば、もしかしてどちらかが減っているという計算になりますが、それはいいです、後からまた、細かくなってしまうと。

今後、心配するのは、国が私も一般財源化したということを聞きまして、ちょうど町が25%下げたと。町民にはいいんですが、国の大変な財政の時期に果たして交付税も下がったら、交付税化になった金も下がってもわからないではないかと。両方で下げて、町の財政がますます逼迫するのではないのかなと思いましたので、そこまで聞きました。

だんだん3時にもなりますので、この辺で私の、もう一つで終わりたいと思いますが、最後のバリアフリーのエレベーターということなんですが、もちろんこの庁舎ではなかなか場所はないかもしれませんが、バリアフリー化あるいはエレベーターをつけるのに対して、国・県からの補助金というのはバリアフリーのためにはないのでしょうか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

大変申しわけございませんが、庁舎のバリアフリー化についての財源措置については承知してございませんので、ご了承いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 分かりました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時01分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◇ 馬 場 信 作 議員

○渡部康吉議長 次に、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 議席番号4番、馬場信作です。

町初めての選挙を経て、今この場に立ちますと、隅々まで町の中を回ったときの思いとともに、改めてその重責を感じ、議会活動を通してしっかりその責務を果たす覚悟です。

私は、活動の心構えとして、地元地域に精通し、地域に尽くす活動とともに、町の発展と町民の幸せのために町全体を視野に入れ、峠を越えた合併でも、それを乗り越え、心の峠ができないように、早く町の一体感が形成されるような大きな視点での活動にも全力で励む決心でございます。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

今回の一般質問は、財政と少子化、今までの質問の中でも部分的に触れられた面もありますが、お金と人口という行政の基本課題についていろいろお伺いしたいと思います。

財政健全化対策についてでございますが、財政が苦しい町村同士の合併でしたから、財政運営にはよほど注意していかないと、さらなる財政悪化を招きかねません。また、この財政を論じるにあたって難しいところは、財政議論というのは町だけの議論ではなく、県、国の政策にも影響を受け、またその国も世界の影響を受け、あるいは景気という大きなうねりの中で翻弄

されているという、そういう財政の特性があります。この辺のことは、実は過日行われた財政行政懇談会の東北財務局の福島財務事務所長の佐藤さんの話でも、国の状況がいろいろ話ありました。

そこで、国の財政政策が税源の移譲あるいは交付金のあり方などいろいろ変わる中、どの補助金を、あるいはどの交付金事業を該当させるかなど、町の独自性や創意工夫が今は要求されています。町の健全財政を維持しつつ、町民の要望に応えられるよう、地域格差が生じない均衡のとれた町づくりと健全財政が両立するような予算編成がこれからも望まれます。

そこで、現在の町の財政を考えると、予算規模の肥大化あるいは大きな債務総額、それに伴う償還計画あるいは経費の削減、人員の適正管理と資質向上、あるいは基金の取り崩しとか積み増し、特別会計における繰出金、繰入金等、あるいは長期の債務負担行為など、いろいろしっかりした管理が必要であると考えます。その視点から、1つ目、財政健全化の方針について町長にお伺いいたします。

2つ目の質問ですが、財政問題を論じるときに一般論ですが、やはり長期の継続事業というのは、当初予算からだんだん踏み外してきていないと、財政の悪化の原因となる場合もあります。一般論でございます。私が2番目に挙げた長期継続事業の進捗状況についてということで、3つほど田島地区の公共下水道事業、南郷地区の公共下水道事業、田島地区の国道改良及び、それに伴う区画整理事業（町事業費分）と挙げておきましたが、これが即悪化につながっていると、まだ私も分かりませんが、少なくとも合併以前からの事業でもありますし、私にとっても当初のころの事業のデータといいますか、分かりませんので、今の3つの事業について次の項目について伺いたいと思います。それぞれの事業の着工年と当初の事業費、その後の事業計画の変更、そして年次計画の今現在の進捗度、そして現在における完工予定と、そのときの最終事業費はどのようなことになっているのかお伺いいたします。

次に、少子化関連の子育て支援事業の現状はということでお伺いいたしますが、人口減少社会という、ある意味では日本で初めて経験する、今まで経験したことのない時代となり、少子化対策は報道を見ても毎日のように、あるいは国・県挙げての重要政策となっております。

少子化対策は、幅広い分野の事業であり、多種多岐にわたっておりますが、長期の継続事業としての取り組みと住民の協働が不可欠な事業です。多種多岐にわたっていますが、例えば生まれる前の妊産婦の助成事業から、あるいは中学校の医療費無料化など、それこそ各地ではいろいろな子供の成長に合わせた少子化対策が行われており、そのほとんどは金銭的といいますか、経済支援が多いと思われます。

そこで、まず子育て支援についての最初の質問は、町においても国や県の少子化対策制度に基づくものや、あるいは町独自の支援策も行っていますが、町としての支援の方針と重点施策について伺いいたします。

次に、子育て支援事業の中における放課後子供プランという今年度の県の事業があり、それぞれの地区で活動をしております。この事業を私があえて取り上げたのは、もちろん経済的な支援、補助事業もありますが、それ以外に単に子供を部屋の中で預かるという保育的な事業だけではなくて、それぞれの団体が集団で預かり、あるいは一緒に遊ばせ、屋外であったり、料理教室であったり、山に行ったり川に行ったり含めて、いろいろなそれぞれの運営団体のアイデアによって、いわゆる子供たちを集団で保育しております。今の時代、もちろん金銭的な補助、援助も大切ですが、子供たちの健全育成、あるいはこの危険な社会情勢の中の放課後の児童の安全という面から、私は非常にこれから継続すべき大きな役割を持った事業であると思います、この事業について伺いするわけです。

そこで、放課後子育てプランという、たしかことは文科省の事業だと思いますが、その各地域の活動状況どうなっているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、3番目として、それら団体、サークルの運営には、実は強い組織化はまだされていません。したがって、スタッフ不足とか含めて、あるいは集まる場所の確保とかいろいろ、運営している団体には悩みがあります。それで、3番目として、それら団体に対する、あるいはサークルに対する運営の支援策はこれからどのように考えておられるのか伺いいたします。

以上、壇上にて質問いたします。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、馬場信作議員の質問にお答えをいたします。

初めに、財政健全化対策に関する1点目、財政健全化の方針についてであります。平成18年度決算の分析をもとに、本年度中に財政中期見通しを作成し、平成20年度予算からはこれに沿った予算編成を行う考えであります。また、平成18年度決算により財政指数に悪化の兆しが見られる場合には、財政健全化計画の策定を行い、議会と住民に公表することも考えております。その際、計画策定の判断基準は一般会計だけではなく、公営企業等の特別会計を含めた指標を考えているところであります。

なお、6番議員にも答弁したとおり、職員一人一人の意識を高めることが町財政の健全化に必ずつながるものと確信をしておりますので、怠ることなく自己啓発による意識改革もあわせて進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、長期事業の進捗状況についてであります。その1点目、田島地域公共下水道事業の着工年は平成4年度からで、当初全体予定事業費は88億円であり、全体区域面積200ヘクタールに関する事業費でございます。

次に、事業実施計画の変更につきましては、当初、事業実施区域面積99ヘクタールで着工し、現在まで3回の変更を行っており、1回目は事業実施期間の延伸によるもの、2回目は事業実施区域の拡大によるもの、3回目は全体計画人口の見直し及び事業実施区域の拡大によるものであり、現在、平成27年度末完成を予定した年次計画を立て、事業を進めております。平成18年度末事業費ベースで56.0%の進捗状況にあります。

また、完成予定は現在のところ平成27年度末で、最終全体予定事業費74億3,000万円を予定しております。

なお、全体予定事業費の減額は、全体計画人口の見直しにより、処理場施設の事業費が減額になったことによるものであります。

次に、南郷地域特定環境保全公共下水道事業の着工年でございますが、平成8年度からで当初全体予定事業費は70億7,000万円であり、全体区域面積118ヘクタールに関する事業費でございます。

次に、事業実施計画の変更につきましては、当初、事業実施区域面積99ヘクタールで着工し、現在まで2回の変更を行っており、1回目は事業実施期間の延伸によるもの、2回目は事業実施区域の拡大によるものであります。現在、平成24年度末完成を予定した年次計画を立てて事業を進めているところであり、平成18年度末事業費ベースで83.3%の進捗状況にあります。

最後に、完成予定は現在のところ平成24年度末で、最終全体予定事業費は66億4,000万円を予定しております。

なお、全体予定事業費の減額は、全体計画人口の見直しにより、処理場施設の事業費が減額になったことによるものであります。

次に、田島地区国道改良、区画整理事業についてでございますが、土地区画整理事業は平成4年5月に県知事の事業認可を受け、会津田島駅周辺地区30.9ヘクタールの住環境整備を目的として事業を進めております。着工年と当初事業費については、事業着工年度が平成7年11月でありまして、当初事業費は36億2,000万円であります。

次に、事業計画の変更につきましては、公共施設の配置計画及び資金計画の見直し並びに施行期間の延長及び設計概要について、現在までに4回行っておりますし、年次計画と進捗度につきましては、地権者との合意形成や財政状況を見極めながら、適切な整備計画のもとに事業

執行に努めております。

なお、平成18年度末の進捗率は、事業費ベースで59.2%となっております。

また、完成予定と最終事業費でございますが、現在の事業施行期間は平成25年度までで、最終事業費については48億7,000万円を見込んでおります。

しかしながら、今後の整備状況によっては、事業計画期間及び事業費に変更が出てくるものと考えております。

さらに、田島地区国道改良については、一般国道289号田島バイパスは旧田島町市街地における交通渋滞の解消と良好な市街地環境を整備するため、福島県が平成8年度から総延長3.8キロの4車線道路として工事を進めております。また、最終事業費は33億円の見込みでありまして、平成18年度末の進捗度は事業費ベースで68%と聞いております。

なお、工事完成の予定については、南会津建設事務所が中心となり、早期完成を目指して事業を推進しているところでありますが、用地の確保や整備予算の関係上、不確定な部分があると聞いております。

しかしながら、田島バイパスは将来に向けた町づくりにとって大きな役割を担う基幹道路でありますので、今後も福島県と連携を図りながら、早期開通に向けた取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

次に、子育て支援の現状に関する1点目、子育て支援の方針と重点施策についてであります。本町が進めるべき子育て支援の方向性としては、経済的支援、子育て環境の充実、親も含めた子供の人間性向上につかえる教育の実施という3項目であると認識をしております。このことを踏まえた今年度の重点施策であります。保育料の大幅な減額を実施するとともに、統合保育所建設に向けた事業に着手をいたしました。

さらには、福島県地域の子育て応援交付金事業の採択を受けて、地域ぐるみで行う子育てを誘導するような事業を実施するとともに、ありがたい心が育まれ、人格形成につながる教育的事業も展開してまいります。

次に、3点目の子育て団体、サークルの運営支援策はとのおただしであります。福島県地域の子育て応援交付金事業の応募に際し、地域ぐるみで子育ての環境の充実も重要なポイントとして、本町にある子育て団体やサークルとも話を行いながら、事業内容をこれまで詰めてまいりました。今年度から実施します南会津町子育て支援事業の中には、各種団体との連携事業も含まれておりますので、個々の団体やサークルの特徴を引き出し、相乗効果のある事業となるように取り組んでまいります。

また、このような事業を実施することは、子育て団体やサークルへの支援にもつながってまいりますので、今後とも現場の声を大切にして、総合的なサポートを実施してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、子育て支援の2つ目の放課後子供プランの地域の活動状況はとのおただしにお答えします。

放課後子供プランは、総合的な放課後対策として、本年度から文部科学省と厚生労働省が一体的あるいは連携し、実施している事業であります。教育委員会では、文部科学省の補助事業、放課後子ども教室推進事業を活用し、田島地域では田島子どもクラブ、荒海子どもクラブの2教室、南郷地域では天狗山クラブ、竹の山クラブの2教室、伊南地域ではわんぱく伊南、館岩地域ではわいわい遊び塾、各1教室の6小学校区で計6教室が開設され、それぞれ活動しているところであります。ちなみに、6教室全体の参加登録児童数は365人で、指導者数は76人になっております。

また、これらの教室に係る総事業費であります、475万4,500円で、国・県の補助率はそれぞれ3分の1となっております。

以上、活動状況についてお答えいたしました。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 初めに、財政関係の方からちょっとまた再質問したいと思いますが、財政というと金ばかりではなくて、職員の資質の問題であるということも、私も実はそうなんです。ただ、起債がどうだ、借金どうなっているよりも、まず職員自身がしっかりと財政を認識して運営するという、まず資質の。そうすると、ひとつお伺いしたいのは、専門職といえますか、財政に詳しい職員の研修計画といえますか、そういうものはこれからある意味では、建築でいえば大工さんと同じように、財政なら財政士という言葉はないんでしょうけれども、そういう研修の予定、計画、そういう制度があるのかも含めて、計画をひとつお聞きしたいんです。専門家の必要性も含めてお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

職員の財政部門での職員の研修等でございますが、それぞれ中央で開催されます研修会等へ

の参加、そういったものについても積極的に参加をさせているところでございます。特に計画的に、この研修に参加しろといった内容では今のところやってございませんが、開催通知等があった際には財政担当の職員を参加させるということでやってございます。

それから、自治研修センターでの研修内容においては、これまで専門的な財政部分での研修については今のところありません。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 国の交付金制度、補助金制度がこれからいろいろと変わりつつあります。ぜひとも、この辺はしっかりと対応できる職員含めて要請をよろしくお願いいたします。

その中で、先ほども財政は年々刻々と変わるんで、ただ一般論を言ってもしょうがないので、例えば19年度、今年度の予算編成に際しても、いろいろ具体的に聞きたいんですが、例えば先程も予算規模が県内の町の中で、たしか1番とかという、私も新聞で見たことがあるんですが、その予算規模と借金の総額、その辺現在の状況はどういうふうに考えておられるか伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 当初予算ベースで申し上げます。本年度の一般会計の予算額でございますが、125億4,700万で、前年度に比較しまして6.5%の減という内容でございます。特別会計をすべて含めての本年度予算額を申し上げますと、195億2,868万9,000円、対前年比では4.2%の減という内容でございます。

それから、借金というようなことでおたがしがございました。地方債の借入れの内容でございますが、19年度で一般会計で172億1,878万2,000円が年度末残高ということでなっております。

それから、特別会計を含めた起債の残高申し上げますと、256億2,596万5,000円という内容でございます。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 職員の財政的な資質の向上ということで、先ほどの総務課長の答弁につけ加えさせていただきます。

まず、職員おのおのにつきましては、現在できていますのが平成17年度の決算は出ておりますので、これを全職員に配付しまして、それぞれ職員個人でのことについての分析と、それぞれ各個人の行動計画を1人ずつから提出してもらいまして、私と町長で見て対応してまいりたいというのが全体的な財政に関する職員の取り組みと、あと専門的職員ということですが、今

いる財政系の職員については総務課長答弁のとおりですが、そのほかに県派遣としまして18年度にも、県の市町村領域の市町村財政グループに1年間派遣しますとともに、連続して19年度も同じところにもう1名別な職員で、個人的に財政に対する目の付け方ということで研修すると同時に、国での動きについても県で知り得た情報をその者を通じて町の方にフィードバックしてもらい、このような取り組みをしているところでございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 今回の答弁も、さらなる職員の研修ということで、いろいろ三位一体だ、地方財政改革だ、あとは交付事業の関係、道州制まですべて財政に影響してきますので、ぜひともこれから本当に町もうかうかしいでよろしくお願いします。

あと、その他の答弁は数字的な意味合いはそのとおりで、私は一般会計だけではなくて特別会計含めた金額が最後はもちろん町の財政問題ですから、その数字の方を含めまして町長に、いわゆるこの実態は健全財政という面から見て、私はもっと予算規模は縮小すべきだと思うし、身の丈に合った予算規模にするべきだと思うし、借金もなるべく縮小すべきだと思いますが、町長の考えを健全財政という観点からお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

健全かどうかというおたかしであります、これだけ特別会計を含めて256億からの借金があるということは、必ずこれは私たちに将来に負担を残すことになるという意味では、健全であるとは言いがたい。しかし、個々を考えてみた場合に、これまで歴代の町長さんがそれぞれその時代の要請等を受けながら、いわゆる資本投下をしてきたということは間違いないと思っております。

ですから、私たちがそういう時代背景を受けながら、いかにこの資本投下された施設を有効に活用するか、ここに私は力点を置いた政策を展開しなければならない。そのために、株式会社観光公社を立ち上げながら、ネットワークを張りながら、財政を縮小することも大事ですが、いわゆる収入をいかに上げるかというものの取り組みを本気で進める。これが今私たちが本気で目指さなければならない部分だと思いますので、健全性を考えれば必ずしも健全でない、非常に心配をしている状態であるということを申し上げておきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そうですね、本当に自治体財政というのは、一般の家庭の家計簿とは違って、やるべきことはやらなくてはいかん、それは借金してもやらなくてはいかん、そうい

う事業もあります。その辺は、ぜひこれからの事業についても精査しながら、すべきことはやる、むだな事業は遅らせるなり、猶予させる、あるいは採択しない含めて、しっかりした管理をお願いしたいと思います。

その中で、あと自主財源というものも、健全財政においてはいろいろあると思います、町税含めて。合併してから、町税の滞納というのも時々話題になりますが、これに対する職員を1人増員という話もありましたが、改めて財政面から見た自主財源の確保と滞納問題について町長の考えをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

只今議員がおただしのように、自主財源をどのように確保するか、それから自主財源として見込まれるものをいかに確実に収入として財政に入れるかということ、この両面についてはとても大事な要素でありまして、滞納等についてもこれまでたびたびご質問を得ておりますが、税務課において増員はもちろんでありますが、いわゆる課長を筆頭に、どうしたら収納ができるのか、ここのところをしっかりと検討させていただきました。それぞれ滞納件数がありましたが、そのうち相当数、実は納税されました。それは金額というよりも件数です。

つまり、これまでは納税をするという意思さえなかった方々が、少額ではありますが、納税をするという行為に出ました。これは、しっかりと納税をしない理由を聞いて回りました。そんな中で、政策として滞納をされている方々にできることはどんなことがあるだろうか、ここに向き合った結果であります。実は何人もの方が職が得られればしっかりと納税していきたい、その職の確保については農業であったり林業であったりするわけではありますが、そういうことをこれからも引き続き実施をしながら、丁寧に滞納者には向き合っていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 件数的には滞納も解消しているということですので、ぜひともこれからも努力をよろしくお願いします。

次に、起債関係をお聞きしたいんですが、つまり債務の関係です。いろいろな、それこそ一番有利と言われる辺地債から過疎債だの合併特例債ありますが、その使い分けですね。当然、事業をやる上では、財政的には有利な起債から、有利という意味合いは据え置きだ、償還期間だ、あるいは利率だ、後から返ってくる交付税いろいろあるから、正直一概に事業によつての有利、不利あると思いますが、いずれにしろ総合的な有利な起債からやるべきと思いますが、

もちろんまたそのような予算の編成をしながら起債をしていると思いますが、その中で過疎債と合併債、これ意外と余り変わらないではないかと。

合併債は、合併の話があったころには、合併債という有利な債務があるので、これはどんどん使っている町おこし、合併後のできるんだということは宣伝されるんですが、いざ使う段階になると、何かいいや、過疎債の方が実際上はいいだろうみたいな話もありますし、その辺、過疎債と合併債の使い分け、違いも含めて現実の予算編成ではどういう使い分けをされているのか。私の感触では、意外と合併債は使われていないなと。別に100%使えとは言いませんが、当初の話では70%ぐらいは使うのではないかと saying いたんですが、今のところはペースとしては遅いのではないかと思っているんですが、違いと使い分けについてひとつ伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

合併特例債につきましての関係でございますが、これらにつきましては当初の予定がございまして、そちらに基づいて運用を図るということで、過疎債につきましては、さらには交付税措置も含めてございますので、県の認可も含めて有利な部分ということで、過疎債を多く使っているということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 実際、事業面では過疎債の方が有利だから、そちらから優先にある意味では使っているんですね、枠を考えながら。

その中で、たしか基金の積み増し、地域づくり振興基金というような、これたしか合併特例債で何万からでもいい。町の場合は、将来20億ぐらいは積み増したいという話もあったんですけども、これもやはりそれなりに将来に備えて、基金の積み増しという点からも、合併特例債を使ってやるべきだと思いますが、その辺初年度、去年からですか、合併してからですから5億積んで、今回は2億でしたか、だから若干減っているんですが、このペースとこれからの方針はどういうふうにこれ積み増ししていくのか。私は、これは今のうちにどんどん積み増ししておいて、将来に備えた基金にすべきだと思いますが、伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

議員さんおただしのように、当然、この事業が利用できる際、多くの基金を積み増しできればいいわけでございますが、全体的な予算の財源の充当、そういったもの等含めまして、19年

度につきましては2億を基金に充てたということでございまして、今後これらにつきましても全体事業の中で18年度は5億でございましたんですが、これらについても今後、全体事業に合った基金の積み増しをしてまいりたいというように考えてございます。ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ぜひとも、将来に備えて全体の予算、簡単にそればかりふやしてしまうと、今度は実質の公債費率があくっと上がったり、いろいろな財政指標の問題もありましようから、全体を見ながら、ぜひとも目標に向かって積み増しをお願いしたいと思います。

それから、あとは特別会計の関連ですが、これも旧町村どこでも繰出金、繰入金といいますか、これを一般会計から、あるいは当然、目的基金からの取り崩し等あったわけですが、この辺も結局しっかり管理していかないと、ただ無制限にやるべきではないと思うんですが、つまりその中で健康保険の基金の方はいろいろ3年間統一云々で大分基金の取り崩しという当初の予定もあったわけですが、基金の取り崩しの、結局起債で事業を持ってくるのか基金を取り崩すのか、その辺の考えはどういうふうに、19年度の場合で結構ですが、どういう考えでそういうところは進めておられるか、ちょっとお聞かせください。起債と基金の関係です、取り崩しで。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

議員さんおただしのように、確かに基金の管理、これは大変重要な部分であります。先程来申し上げましたように、全体事業の中で基金につきましても目的基金もございまして、そういった内容を総合的に勘案しながら、起債の充当、さらには基金を取り崩しての充当といった中で、全体事業を把握しながら、これらを充当していきたいというふうに考えてございますので、今後ともこれらの基金管理については十分注意しながらやっていきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 なかなか具体的な方針は聞けないですが、いずれにしろ注意して十分管理するということですから、しっかり管理してください。

次に、特別会計における一般会計からの繰出金というのを教えてほしいんですが、つまり、これもどこでもやっていると思いますが、それがなければある意味では今度は受益者負担といえますか、それぞれ簡易水道にしろ国保にしろ繰出金があれば、結構の額になっていますけ

れども、その辺はある意味では福祉目的の繰出金という意味合いもあるのかなと、当然ゼロには見ないでしょうし、その辺です。かといって、どんどん増額すれば一般会計を圧迫するし、住民は安い安いと喜ぶかもしれないけれども、実質そうやって一般会計は破綻して不健全な財政になるかもしれない。そういうことを含めて、特別会計に対する一般会計からの繰出金に対する方針なり考えはどのような感じで行っているのかお伺いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

繰出金の関係でございますが、国民健康保険事業特別会計等につきましては、ルール分と申しまして、人件費、事務費に伴うもの、これらについて繰り出し、あるいは国・県の交付金、このルールに基づいた繰り出し、そういったものをまずやって繰り出しを行ってございます。

それから、公共下水道についても、これらについては事業費の特別会計に、これは償還分も含めて繰り出しをしております。簡易水道等についても同じ内容で繰り出しをしております。

それから、上水道会計につきましても、償還金を含めた中で繰り出しを行うなど、これらについても当然多くの繰り出しがございまして、全体で繰り出し総額が一般会計から上水道含めますと、19年度の当初予算ベースで申し上げますと、11億2,000万円ほどの繰り出しをしている状況でございますので、これらについても本来の特別会計のあり方を再認識していただきまして、適正な使用料の徴収等も含めて、今後特別会計のあり方についても検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 基金の取り崩しと起債の関係のおただしが、ご理解をちょっと得られなかったのでつけ足しますと、起債を充てる事業というのは、基本的には将来に向かってその受益が、事業の効果が見込まれるものを基本的には起債の対象としてございます。とはいっても、すべてそういう事業が起債だと、起債を財源として充てるのだということではなくて、それをにらみつつもプライマリーバランスを考えまして、単年度の収入と支出を考えた中で、基金の取り崩しも含めた一般財源の充当ということもございますので、まずはその事業が将来に向かって大きな受益があるかどうか、これが基本となってやってございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 追加説明ありがとうございます。

いずれにしろ、基金は少しずつ減っているようなので、しっかり管理をお願いします。必要

な金は、当然使えば減る場合もあると思います。

あと、次の質問の長期の継続事業ですが、状況は分かりました。それぞれ大きな変遷はなく大体いつているようですが、ただ答弁の中でバイパスの、県の事業はほぼ県費といいますか、いいんですが、そちらが68%、区画整理部門の方はまだ59%でしたので、なおかつこれからまだ時間かかりますから、その中で何か経費が増加するようなニュアンスも、期間の延長と経費の増額もあるかもしれないということです。ぜひその辺は、もちろんこの事業は必要ですよ、それは十分認識していますが、ぜひむだのないしっかりした事業に、これからもしっかりと管理してやっていただくことをお願いしておきます。

次に、少子化関連ですが、私はこの事業はいろいろ国も県も、あるいは自治体も、それこそ第3子には300万とか、ワンポイント的な報道されるようなこともいろいろありますが、1つは、親に対してはやはり一番大切な乳幼児時期、1歳、2歳あたり、そこをしっかりと支援してもらって、そこが楽しくといいますか、楽といいますか、そこをしっかりと支援してもらって、次に親も2子、3子欲しくなるんですよ。そこで苦しい思いしてしまうと、もう子供はたくさんだと、ある意味では。私は、そこは一つのポイントだと思います。だから、その辺の妊産婦含めて乳幼児の2歳くらいまでのところをしっかりとやれば、いわゆる両親、母親がある意味では子育ては充実していると、支援してもらっていると、助かっていると、経済的にも環境面でも。そうすれば、次に2人目を3人目をということで、私はそういう一つの支援、その視点ですが、今回の私の質問は、それはもちろんあったんですが、その辺もうひとつ大事にしてもらうのと。

もう一つは、子供の放課後プランというやつは、今失われつつある地域力とか家庭力とか、つまり子供がひとりっ子であり、家庭の中でゲームやっていると、それにかわる私は単なる保育事業ではないと思っているんですよ。先ほど、6つの活動計画、私は5つしかまだ存じていなかったの、館岩地区は最近始まったのかですが、その地域を見てみますと、やはりそれぞれの運営する助け合い組織といいますか、任意団体のアイデアと地域性を利用して、子供たちをいわゆる部屋の中で管理するというイメージではなくて、ある意味ではけんかさせて、自由にさせて、その中で子供たちの自己成長を、そしてまた、なおかつ親自身も子供とかかわり合って、自分自身も成長しようという、非常に保育面よりも、私は今失われつつある、そしてあと今の青少年問題、いろいろな犯罪含めて、その根底をある意味では解決するようなものを含んでいると思います。

そういう意味で、私は今回、この2番目、3番目の質問ということで捉えたわけですが、ぜ

ひともそういう観点で。今、この問題で現場に行きますと、やはりその継続性ですね、組織的なものが助け合い的な任意組織ですので、たまたまグループ化した仲間で行っています。これが継続するには、かといって即、NPOやしっかりした法人組織だとか等も彼らは望んでもいません。余りにもかた苦しくなると、今度はまた外部からも入りにくくなるんですよ。それはそれで、ボランティアを含めた仲間の組織は、それでもいいという組織もあります。だから、その辺の実態を踏まえながら支援しないと、ただ一方的に金やるからと紐付きの金もらっても、これも困ります。

その辺、事業を阻害しない、活動を阻害しない範囲での、ぜひともこの支援をお願いしたいんですが、その中で何の支援かということを知っていると、やはりスタッフです。多少の入れ替わりはあります。自分の子供が卒業すれば、その指導員と呼ばれる父兄の方も去っていったり、また新たに父兄の方も入ってきます。それでも、昼間の午後からという、いわゆる小学校の放課後ですから、2時以降とかの放課後に、それだけのボランティアなり、今はもちろん有償ボランティアですが、その中で確保するのは難しいという面がありますので、これは別に行政に補充してくれということは無理としても、せめてその広報PRを、こういう団体が指導員募集していますとかという、行政のルートを利用してもらって活動内容なり、あるいは募集しますとか、そういうもののためのPRに行政のルートを利用させてもらうとか、いろいろ支援策はあると思いますので、その辺をぜひ現場を調査といいますか、聞きながらやってほしいわけですが、その辺のこれからの具体的な支援策ありましたら、お伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきます。

議員がおただしのように、乳幼児期のいわゆる安定的な安心感のある支援というのはとても大事だと思います。私は、これまでそれぞれの地域の、先ほど申し上げましたクラブの代表の方々と現場の意見交換会をしました。そんな中で出てきたのは、実はそこよりも、いわゆる成長過程の中でさまざまな子供たちの悩み、あるいは学習、そしてまた進路、これが実は大きな不安です、子育てしている方々の。

それで、私は先程申し上げましたように、県の地域子育て応援交付金事業に手を挙げて、この中で議員おただしのように、それぞれの組織が単体として行動するのではなくて、それぞれがつながって、より有機的な効果を上げられるような、そういう事業にしたいということで、この事業に実は本気で取り組みをさせていただくということになります。そして、その取り組みの中で見えてくるものがございます。それは、先程おっしゃったように組織の充実化であっ

たり、あるいは継続性の問題であります。ここのところをしっかりとつくり上げていくのは、ある意味では私は総合支援センター構想の中の一つの大きな役割になるだろうと、こう思っていますので、真剣に本気にこの子育てには取り組んでいって、子育てするならば、教育をするならば南会津でと、でき得ればそういう環境につくり上げていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 これで質問を終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。

◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、本日一番最後の質問をいたします。いましばらくおつき合いを願います。

1つは、年金の記録漏れの問題であります。

社会保険庁におきまして、約6,400万件に及ぶ年金記録がコンピューターに入っていないということが分かりまして、大きな政治問題になっております。こうした記録漏れによりまして、年金額が減ったり、あるいは無年金になる場合があるなど、大きな不利益が予想されますので、さらにそしてこの漏れている年金の金額が、年金の期間が平均1カ月としましても、約3兆円になるだろうと。それから、平均6カ月とすると20兆円になるだろうと、こういう試算もあるという話であります。

そこで、私は6月の8日に、町民に不利益が生じないように、広報や回覧などで下記事項について周知するように町へ要望しましたが、どう取り組まれたか伺いたいと思います。

まず1つ目は、町民に全国統一のフリーダイヤルをお知らせすると。2つ目は、窓口対応を希望する場合には若松の社会保険事務所、あるいはあそこの住所や電話番号を知らせると。それから、6月の19日、本日であります。会津田島駅の2階で行われている相談日、こういうものを知らせると。さらに、本日の混み具合によりましては、相談時間の延長や相談日の追加、こういうものを社会保険事務所へ要望すると。さらに、そのほか有効な方法があれば、随時行

うと、そういうことを要望したわけであります。

さらに、その後、国・県からはどのような方策が求められているか伺いたいと思います。

2つ目でありますが、2つ目は住民税の増税対策であります。

5月の「広報みなみあいづ」に、県と町でつくった自動車税と住民税についてのチラシが折り込まれました。こういう黄色いものでございます。そのうち、住民税が1面に書かれておりまして、それについて見てみますと、住民税がふえても同額の所得税が減るために、全体の負担ではプラスマイナスゼロを強調する内容となっております。

しかしながら、去年は定率減税があったわけであり、減税の状態と今回の状態、これを比較することが実際のことであり、そうすれば住民税だけでなく、全体としても増税になるのではないかと思います。それをチラシの中で、収入が300万、500万、700万、1,000万の4例がありましたが、そのうちの500万の例で説明してみますと、夫婦プラス子供2人の場合で給与年収の場合、税源移譲前が給与収入が500万の場合に所得税は11万9,000円であると、住民税が7万6,000円であると、合計19万5,000円であると。そして、税源移譲後は収入が同じく500万の場合は、所得税が5万9,500円に減りますと、それから住民税は13万5,500円になりますと、合計で19万5,000円ですから、所得税が5万9,500円減った分、住民税が同じく5万9,500円ふえて、差し引きゼロですよと、こういうようなチラシになっておりますので、これを見るとどうしてもこの最後のプラスマイナスゼロの方に目が行きまして、余り増税ないのかなというようなふうに思ってしまうわけであります。

全国の合計では、所得税がマイナスの3兆円、住民税がプラスの3兆円というふうになっておりますけれども、しかし先程も言いましたように、実際は税源移譲前は所得税で10%、これが1兆3,000億円、住民税で7.5%の4,000億円、この定率減税があったわけでありますから、それをもう1回計算すると、定率減税があった場合は、給与収入500万の場合で所得税が10万7,100円というふうになるわけであります。それから、住民税が7万300円と、合計で17万7,400円と。さらに、定率減税なしの場合は、5万9,500円、13万5,500円、19万5,000円、これは同じであります。そうすると、所得税で4万7,600円が減り、住民税で6万5,200円がふえ、差し引き1万7,600円ふえるわけであります。こういう増税の例といいますか、実際の例をやはり示すべきではなかったかと思っております。

このほか、300万と700万、1,000万については、ちょっとやってみませんでしたけれども、どうなるか。いずれにしても、そういう実際の、去年は定率減税があった状態とことしを比較すると、これが本当ではないかと思っております。

2点目として、なお、このチラシの中にも、景気回復のために定率減税措置がとられなくなったり、あるいは収入の変化などによって実際の負担額は変わりますよという文章もありますけれども、しかしそういうところにはなかなか目がいかないし、また私が特にここで考えていただきたいことは、この景気回復という言葉です。こういう言葉を国・県では使っているかもしれませんが、やはりこの南会津の町民の中では、ほとんどこういう実感はないと思うんです。まして、格差が実際は広がっておりまして、そして実際、例えば収入が1の人、それから10の人がいた場合に、これが11割る2で5.5というふうになりますけれども、5.5というとまあまあかなと思いますが、実際には収入が1の人もあるし、もちろんゼロの人もあるわけであります。ですから、そういう人もいるんだという立場に立って、やはりそういう言葉については注意して行政を執行すべきと提案いたしますが、いかがでしょうか。

さらに、3つ目であります、町では税源移譲に伴いまして、住民税の税収がふえることから、収税係を1名ふやし、3名体制の徴収専門班を新設したことが一般行政報告書に載っておりますけれども、昨年と比べてどのくらい税収がふえる見込みか伺いたいと思います。

さらに、4つ目は、この税は国保税と同じく、昨年の所得に対して課税され、また所得に応じて5%、10%、13%の3段階があったわけでありましたが、今度は一律10%になったために、特に所得が低くて5%で済んだ方は、今度は増税になるんでありますから、非常に重税感の大きい税金になることが考えられます。

そこで、納税通知書を早期に発行すること、あるいは軽減策、それから減免策、さらには金額は変わりませんけれども、納期の細分化と、これによって負担感の軽減、そうした対策が必要ではないかと提案しますが、どう考えているか伺います。

さらに、5点目であります、住民税につきましては、今回の税源移譲、定率減税の廃止のほか、いろいろな控除の廃止や縮小によりまして、非課税世帯から課税世帯への変化がありまして、さらに国保税や介護保険、高額医療などへの影響も心配されますが、その実態を分かりやすく町民へ周知すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次は、医療費無料化年齢の引き上げをという質問であります。

去る6月4日に県庁を訪れまして、子育て支援のための子供の医療費無料化年齢の拡充を求めてまいりました。既に、小学校入学前の無料化は実現しておりますけれども、小学校1年から中学校卒業までを無料化する自治体は、県内で16自治体に広がっております。会津地方では、只見町がこの4月から中学校卒業まで実施し、三島町が4月から小学校卒業まで実施すると、猪苗代では小学校2年終了までを行っているという状況であります。

12月議会で、今は議員ではありませんけれども、馬場秀男議員が質問した際の答弁では、中学校卒業まで無料化にした場合には約2,100万円の財政負担となるために考えてはいないということでしたが、義務教育の負担軽減という立場に立ち、かつ多くの自治体で行って、県の支援も求めると。そして、やがては国の制度へ持っていくという大きな観点から、少しずつでも年齢引き上げを行うべきと提案しますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

それから、4つ目であります、小立岩地区の災害防止についてであります。

去る5月26日の民報新聞に、伊南の小立岩地区で坪入山と向山について土砂崩壊が進み、「集落襲うおそれ」と報じられまして、翌27日には防災訓練が行われたということであります。

そこで、当面、山の持ち主である関東森林管理局、会津若松管理署、南会津支署において、2つの山のどういう対策を行おうとしているのか、住民に説明させる場を町としてつくってはどうかというふうに提案しますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

さらに、防災訓練に広域消防などへ連絡がなかったというような話を聞きましたが、なぜなかったのか伺います。

次は、5番目であります、町長の政治姿勢について伺います。

3月議会において、観光公社の設立に反対のため、観光公社の予算を含む一般会計予算に反対した2人の議員に対しまして、議会後に下記のようなことをしたと聞きました。

1つは、A議員に対しましては、その議員の属する団体の事務局長及び、その団体補助金凍結を伝えたと。

B議員に対しましては、その議員の属する地区の区長へ職員を派遣し、町の行政に対して不満があるのかどうか意見を聞いたと。

これらは、議員に対する圧力と思いますが、去る5月24日の臨時議会で私が質問したところ、圧力と思われたなら反省するという答弁があり、今後はやらないよう求めたところ、是々非々だという答弁でありました。つまり、反省もしていないし、今後もケースによっては圧力をかける場合があるということになると思われます。

こうした政治姿勢は、職員へも向けられ、萎縮している職員もいるという話もあり、大変残念であります。町長が一生懸命町政に取り組んでいることは承知しておりますが、力み過ぎているように思われますので、今議会において反省し、今後はやらないと宣言するよう求めまして、私の一般質問を終わります。

答弁によりましては、自席からも質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、年金の記録漏れに関する1点目の周知についての取り組みであります。1番目の社会保険庁相談専用電話フリーダイヤルの周知については、現在、テレビ、新聞等でも盛んに報道されておりますが、町の広報紙が6月27日に発行されますので、その際に相談窓口等を含めて広報をする予定であります。

2番目の希望者に会津若松社会保険事務所の所在地、電話番号をお知らせすることについてですが、住民生活課に電話等でお尋ねになった方にはお知らせをしているとともに、窓口においでになった方には職員が直接、社会保険事務所に電話をして相談を受けております。

3番目の社会保険事務所出張相談の周知については、町でお配りしております納税ごよみに記載し、お知らせしておりますが、なおさらに広報紙を利用して周知をまいります。

4番目の出張相談日の追加と時間の延長についてであります。会津若松社会保険事務所に要望したところですが、現体制で対応できている状況であり、日数の追加や時間延長の予定はないとのことですが、状況が変化した場合には、さらに要望をまいります。

5番目の、そのほか有効な手だての実行とのことですが、相談方法や相談窓口等の周知と住民生活課における住民の相談に対する真摯な対応に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、国・県からはどのような対策を求められているかとおたがひでございますが、会津若松社会保険事務所から、「あなたの年金記録をもう一度チェックをさせていただきます」というチラシを窓口において、配布、周知するよう依頼を受けておりますので、現在、配布、周知に努めているところです。

なお、そのチラシの中に、先ほどのフリーダイヤル番号や社会保険庁のホームページアドレスが記載されております。

いずれにいたしましても、年金に対する住民の不安や心配に対応できるよう、社会保険事務所との連携体制の早期構築に努めることが重要であると認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、住民税増税対策についての1点目、住民税に関するチラシの記載事項についてでございますが、このチラシにつきましては税源移譲に伴う住民税額の変更についてご理解をいただくことを主な目的としており、税源移譲による所得税と住民税を合わせた全体の税負担が変わることは基本的にありませんが、ご指摘のとおり平成18年度までありました定率減税の廃止や収入の増減などの別の要因による負担増の増減までは加味されていません。平成19年度の具

体的な個人住民税の計算方法につきましては、今年度の納税通知書と一緒にお知らせにより周知いたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の格差につきまして、所得格差ということで申し上げますと、それぞれの税に関する規定に基づき、免除や軽減などの減免措置により対応をしております。

3点目の税の増収見込みにつきましては、昨年度と比較して特に増収となるのが個人町民税であります。平成19年度当初予算ベースで申し上げますと、前年度約4億円に対して、本年度約5億5,000万円と、約1億5,000万円の増加を見込んでおります。

4点目のおただしの件ですが、普通徴収分の納期につきましては、地方税法第320条の規定に基づき、町税条例第40条で規定しており、納税通知書の早期発行及び納期の細分化はできません。また、減免規定につきましては、地方税法第323条に基づき、町税条例第51条で定めており、規定に基づき対応をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

5点目の住民税の税額変更に伴う国保税、介護保険料等への影響についてでございますが、税源移譲、定率減税の廃止などの制度改正による税額の変更が国保税や介護保険料に反映されるものではなく、所得の変動によって保険料等の変更が生じてきますので、誤解のないよう住民への周知を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、医療費無料化についてのご質問にお答えをいたします。

医療費無料化の年齢を引き上げるべきとのご提案をいただきましたが、財政状況の非常に厳しい折、多額の財政負担となることから、現時点では無料化年齢の引き上げは考えておりません。

次に、小立岩地区の災害防止に関する1点目、山の所有者である会津森林管理署、南会津支署に住民説明を求めているかどうかとおただしでございますが、小立岩大原地区住民の不安を少しでも和らげ、地区住民に安心感を与えるためにも、住民説明の機会を設けることは必要と考えており、森林管理署をはじめ、振興局や建設事務所など、関係する行政機関と連携をして、今月の28日の夜に住民説明会を計画しているところでございます。

今後も、地区住民との連携、信頼関係を築きながら、住民の安心・安全を目指して万全を期してまいりたい、このように考えているところであります。

次の2点目、防災訓練に際し、広域消防等への連絡がなかったのはなぜかとおただしでございますが、今回の訓練は土砂災害に対する全国統一防災訓練の一環で、県内6カ所で一斉に県地域防災計画に基づいた情報伝達訓練、避難訓練等の実施といった災害時の対応に万全を期す訓練の一環として、福島県南会津地方振興局、南会津建設事務所、山口土木事務所といった

県関係機関と町住民の情報伝達、避難訓練を主目的として実施をいたしたところであります。そのため、広域消防署はもとより、森林所有者である南会津森林管理署、南会津警察署、東北電力、N T T、建設業界などの関係機関との連携はとりませんでした。訓練後にその必要性を感じたところでございます。

今後、この反省を訓練に生かしながら、関係機関との連携を密にして、住民の安心につなげてまいりたい、このように考えております。

次に、町長の政治姿勢についてのおたかしであります。既に先の臨時議会においてお答えをしているとおりであります。

また、職員が萎縮しているというお話でございますが、私はそのような話を承知しておりませんので、今お答えすることはできませんが、議員よりどのような状況かを具体的にお示しをいただいた後にお答えをさせていただきたいということで考えております。

さらに、私が力み過ぎとの認識であります。町政はもとより、会社経営等にあっても、タイミングが大変重要な指針となり、将来の可能性を決定づけるものと考えておりますので、現在のところ全く力み過ぎはないと、このように認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 最初、年金の問題でありますが、年金の問題については、この前13日の広報が今回っておりますが、あれには載っていなかったものですから、ちょっと心配していたんですが、今度の21日の広報というふうなことで、遅れてはおりますけれども、それでも大丈夫かと思っております。

また、きょう駅の2回で相談会があったということで、先ほど11時40分ころ終わって、ちょっと回って見たら、きょうは40人か50人くらい来たそうではありますが、やはり非常にみんな関心を持っているようであります。

それで、いろいろ取り組んでもらってはおりますが、先程チラシとか回覧とか広報、お知らせか、21日ですからお知らせになるのかな。お知らせの中で、フリーダイヤルとか社会保険事務所へ知らせるという話がありました。

それで、実は私も、自分のことについては実際やってみたんですけれども、何も問題なかったんですが、実際なかなか、私が自分の親にしゃべってみても、実際問題自分で電話をしたり、

そういうのは分からないというんですよ。私、しょうがなくて自分でやってやりましたが、幸い、私がいたからいいんですけれども、やはりお年寄りだけの暮らしの場合なんか、どうやっていいかわからない人が多いと思うんです。ですから、もう少し何か、お宅でやりましたかみたいな、調べましたかというような、何か声をかける方法がないのかなと思うんですよ、その辺いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

心配は限りなくございます。只今おただしのようにお年寄り世帯、いわゆる電話がかけられないことはないんですけれども、そのやりとりがなかなか困難といいますか、難しい人たちがいるということも承知をしております。そんなときに、どういう方法でそれに対応していくかということを今後検討していきますが、国の方でも第三者委員会等ができるというように聞いておりますので、それらの、いわゆる証拠書類といいますか、これがない場合の対応等が間もなく私は出てくるんだらうと、そういう時点を待って、ひとつそういう方々も含めて、町民の不安を解消するような方法を検討していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今後、いろいろな機関と話し合いをして、そして先程私言いましたような、調べたかどうかをチェックするというのかな、そういうのがないと、例えば今私が自分ののはチェックしましたと言ったけれども、これ言わなければ誰もわからないわけですよ。ですから、みんなおのおのやって、個人が安心していれば、それでいいかもしれませんけれども、しかしさっきも言ったようにやれない人もいますから、何かそういう言葉をかける方法を今後も、例えば民生委員の方とも話してみるとか、いろいろな方法で今後とも研究をお願いしたいと思っております。

それから、2つ目は、住民税増税の話なんです。増税の中では私の方から提案のあった実際の増税の例を示すべきでなかったかというような話については、もっともだというふうに私はそれを受けとめました。さらに税源移譲に伴って1億5,000万ほどがふえるというような話がありました。それで、さらに現在、住民税というか、町民税と県民税と住民税ですが、特にその中でも町民税です。町の分については、今は滞納はどれくらいでしたっけ、分かったら伺います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 現在、把握している平成18年度の個人町民税の滞納ですが、約で申し上げます。現年度分で227万程度でございます。滞納繰越分で約320万ということでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、合計で540万くらいでいいのかな、550万くらいと、そのくらいであることが分かりましたが、今回の住民税が上がることに関連して、非常に私は今後、滞納がふえるのではないのかなというふうに思うんです。1億5,000万円を7,000世帯で割っても、平均2万の上あがりますから、これは平均でありますけれども、実際私も昨日、ある人から電話があって、19万くらいに今度上がったという話がありましたけれども、非常に実際上がっているようであります。

そこで、先程答弁の中で、早期発行と細分化ですか、これは何かできないというような話があったように聞いたんですが、そこをちょっと確認したり、あと軽減策と減免策については、もう1回、町長もちょっと早口だったものですから、もう1回ゆっくりお願いします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

先ほどの答弁にありましたように、地方税法によりまして、普通徴収の納期が定められています。6月、8月、10月、1月ということでございます。それに従いまして、町の条例も1期から4期、同じく定めております。ただし書きがございまして、特別な事情がある場合、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができるという条項もございます。

しかし、この特別の事情の解釈の問題なんですが、一般的には災害やその他、予想外の事件の場合であって、今回のような法改正による税制度の変更だけで、この条項に該当させることはできないと理解しておりますが、議員おただしのご心配の納税が困難な場合、これにつきましては従来どおり納税相談を通じて、分納等によって指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 地方税法で4期になっているということは分かりましたが、条例上はどこを見てもなかったものですから、どこにあるのかなと思っていたんですよ。

それで、今、分納という話もありましたが、分納の場合は例えば今度1期目、例えば2万払わなくてはいけないというのはちょっと大変だというわけで、仮に1万を1万、1万と払えるということですか。ただ、その場合に、納期までに2万を払わないと延滞料ですか、あれたしかつきますよね。だから、分納も確かに一つの方法だけれども、やはり延滞がついてしまうん

ですよ。ですから、税法で4期というのは決まっているけれども、条例で細分化、これやってまずいんでしょうか、やった場合に罰則か何かあるんでしょうか。

ということは、給料の人は6月から来年の5月まで12回でやるわけでしょう、一般の事業者の場合が4期なんですよ。ですから、納め方に不公平というのかな、やはり今の場合は何でも、電気でも電話でも、1カ月というのが普通だと思うんですよ。ですから、そういう中でちょっと重税感があるのではないのかなと私は思うんですが、その辺ぜひ研究をしてみる必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか、そこは。もう絶対だめでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

さまざまな考え方があることは承知しておりますが、現在のところ議員がおただしの方法をとる考えはございません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 あと、早期発行についても、何かできないみたいな話があったですよ、あったでしょう、さっき。ただ、この発行も南会津町では昨日発行のようですが、若松なんか聞いてみると8日あたり発行しているんですよ。ですから、その辺の発行については、もうちょっと自由があると思うんですよ。そして、いろいろな納税相談をできる、そういう余裕がやはりあった方がいいと思うんです。納期は同じですよ、納期は6月の末というか、今回の場合だと7月の2日でしょう。ですから、その辺やはりもう少し早期発行ということも、早期発行して理解をしてもらうというような、そういうことも必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

ご承知のように、町県民税、6月納税通知、昨日付で発送いたしました。合併して本町一括課税となっております、事務処理上、普通徴収分で約5,000通ございます。担当も1人担当でございますし、課内全員協力してやっておりますが、一生懸命やった結果がやはり6月中旬ころということでございますので、できるだけ早く通知を差し上げたいと思いますが、努力しているということをご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、その努力についてはもちろん分かってはおります。

さらに、減免策について、先ほど税務課長の方から減免策の中で、今回のような税源移譲、

そういうものの場合はだめなんだという話だったと思うんです、災害の場合や何かはいいんだけれども。

ところが、この前新聞に載ったものですから、川崎市で減免があるというようなことでインターネットで見たら、川崎市の条例が誰でも見れるんです。それを見ると、前年よりも所得が減った場合、4段階に分けて全部が減った場合と、あと7割減った場合と、5割減った場合と3割の場合と、そういうふうに7段階があって、その場合の今度はその人の所得に応じてまた減免があるんです。ですから、そういうような自治体もありますので、やはりその辺、災害だけというふうに限定しないで、もっと研究してほしいなと思っているんです。その辺、災害だけでなければならないという、そういう根拠があるんでしょうか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

先ほどの災害関係につきましては、納期の関係で申し上げました。

町県民税の町民税の減免につきましては、税条例の第51条1号から6号にあるとおりでございます。

それから、そのほかに減免の関係ということで、新聞の例をお取り上げになりましたが、今回の税源移譲によって昨年の税制改正におきまして、一部特別の措置はとられております。簡単に申し上げますと、税源移譲によって個人の負担は変わらないというふうにされておりますが、その条件は昨年とことしの所得が変わらないことが前提でございます。所得税につきましては、ことしの所得をもって計算されます。住民税は、前年の所得をもとに計算されます。そこで、ことし所得が大幅に減少した人の場合、税源移譲による所得税の減額分は当然少なくなります。住民税は前年の所得をもとにして計算されておりますので、税源移譲による増加額はより大きくなります。

そこで、税源移譲による住民税の増額を盛り込んだ18年度地方税法改正におきましては、収入が減少した人の一部を救済するため、経過措置が盛り込まれたところでございます。これは、平成19年の収入が所得税の課税最低限以下まで低下した人、つまり平成19年の所得税がゼロになる人を対象として、19年度の住民税を改正前の税率、つまり税源移譲前の税率で計算した額まで減額するというようにしております。

この措置を受けるためには、来年度の7月1日から31日の間に納税者本人から申告が必要となります。というのは、この課税所得の年度の違いによって、最終的には来年度の住民税の税額が確定した時点でないと、所得税がゼロになったかどうか分からないということがございま

すので、ちょっと複雑なんですけれども、そういう事情がございまして、具体的には救済をするためには来年の7月に届け出が出てくるということでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それから、あといまひとつ、ちょっと例外的なことがあった、例えばいわゆる申告の間違いというのかな、例えば医療費控除なんかをやっていなかったとか、そういう場合には修正申告は確かいつでもできるんですけど、修正申告。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

それは、修正申告でやっていただいて結構でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は、医療費の問題にいきますが、先ほど町長の方から医療費の無料化の年齢の引き上げは考えていないというような、大変分かりやすい、残念ですけども、ありましたが、先ほど一般質問の中で三島町で、この年齢を上げましたが、最近の新聞にまた三島町のことが載ってまして、6月議会で条例つくって10月1日から中学校まで医療費無料化をやるというのが載ってまして、三島町では3月議会でもやる、また今回もやるというような、取り組んでいるようですが、私はこの子供の医療費の無料化、これはいろいろな子供の支援策がありますが、生まれたら幾らあげるという方法もありますけれども、そういう方法よりは、やはり病気になったりして困った場合に初めて支援するというのが一番むだがないといえますか、一番いいと思うんです。

そういう点から、今後もこれについては義務教育中に子供が安心して病院にかかれて、そして学校にも行けるような、そういう支援策という観点も含めて、ぜひ少しずつでもこの年齢引き上げを考えてほしいと思うんです。

そこで、中学校卒業までは2,100万ということだったんですが、もう少し例えば小学校の3年とか、そういう少しの段階について、ぜひそこを検討してほしいと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

無料化にするという考え方でございますが、国あるいは県それぞれで政策の実行の中で、トータル的に整合性をおそらく検証しているんだろうと思うんです。そういう国あるいは県の施策の中で、一般財源の持ち出しがかなり低くなると、こういう状態がきたときには、そこで考

えますが、現在のところ先程財政のおただしもございましたように、私は無料化は火種であって、そしてその火種を先程申し上げましたが、さまざまな子育て支援の策につなげていって、そして安全に安心して子育てできる地域づくりを導き出したい、こう思っておりますので、現在のところ検討することも考えておりません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、無料化についての年齢引き上げは考えていないということではないんですが、現在のところ南会津の医師会を外れて若松の病院に行きますと、窓口で一たん払ってくるわけですが、県内どこに行っても窓口無料化というふうに事務の改善、これをやってほしいんですが、こっちの方はいかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ状況を勘案しながら、必要性を認めたときには検討に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は、小立岩地区の問題にいきますが、28日の日に説明会があるということで、大変安心いたしました。

しかし、2つ目の質問の中で、広域消防などに連絡がなかったということなんですが、そのほかに何か消防の団長さんも知らなかったなんていうことを言っていましたが、連絡がとれませんでしたと、その後必要性を感じたということなんですが、何かその辺どういような考えというのかな、新聞を読むと、何か山から崩れてくる心配があるということで、逃げる訓練だったというようなことで、何というかな、崩れてしまってレスキューというんですか、ああいうのを含めたような、そういうところまでは想定しなかったから、やむを得ない面もあるのかなとちょっと思ったんですけれども、でもやはり県内で6カ所選定してやっているというようなことで非常に重視して、広域消防や団長の方にも連絡すべきであったと思うんですが、その辺もうちょっと、どんな手違いがあったのか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○横山孝夫伊南総合支所長 お答え申し上げます。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、訓練の目的が全国一斉にやっております、福島県内では6カ所、その6カ所のうちも単純に情報の伝達訓練というものもあるんですよ。うちの方で選択したものは、情報の伝達訓練と、それから住民の避難訓練ということを主にしてや

っていきましたので、その関係団体といいますか、機関、消防署、それから警察署、東北電力、そういったところに連絡はしなかったということでございます。

ただし、訓練が終わった後に反省会を設けておりまして、その反省会の中でいろいろなことが出まして、やはり本格的な訓練の場合には、関係機関と十分に連絡をしてやっていきたいというふうに出ておりました。それらを生かしながら、次の訓練にはそういったものもお願いをして、盛大的にやっていきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 では、分かりました。

次は、5番目の町長の政治姿勢のことなんですが、先ほどの答弁の中で、これもちょっと早口だったものですから、分からないところがあったんですが、具体的な事例を挙げてもらえればなんていう話あったと思うんですが、私はこのAとBの例を具体的に挙げたつもりなんですが、これでまだ状況分かりませんか。あるいは何か私が聞き間違ったんでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをします。

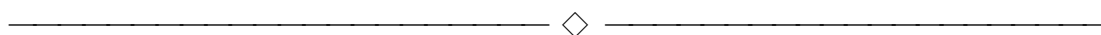
そのことについては、臨時議会でお答えを申し上げてありますので、どうぞご理解をいただきたいと。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 先ほど、力んでもいないというような話もありましたが、今後非常にいろいろな点で私も心配しているし、また私以外の方からもいろいろな心配する声があります。そしてまた、職員の方からも、この前臨時議会で私質問した後で、ああいう質問してもらってよかったと、職員では言えないんだという話もありましたので、そういう状況もあるということを頭に入れて、ぜひ今後よろしくお願ひしたいということを書いて、質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

上衣の着用をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明20日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時47分

平成19年第2回南会津町議会定例会 第3日

議事日程（第3号）

平成19年6月20日（水曜）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 15番 阿久津 梅 夫 議員
- 7番 星 光 久 議員
- 9番 大 宅 宗 吉 議員
- 12番 星 登志一 議員
- 11番 湯 田 秀 春 議員
- 1番 湯 田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（22名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 湯 田 哲 議員 | 2番 渡 部 俊 夫 議員 |
| 3番 高 野 精 一 議員 | 4番 馬 場 信 作 議員 |
| 5番 山 内 政 議員 | 6番 渡 部 優 議員 |
| 7番 星 光 久 議員 | 8番 楠 正 次 議員 |
| 9番 大 宅 宗 吉 議員 | 10番 渡 部 忠 雄 議員 |
| 11番 湯 田 秀 春 議員 | 12番 星 登志一 議員 |
| 13番 星 和 男 議員 | 14番 平 野 昌 盛 議員 |
| 15番 阿久津 梅 夫 議員 | 16番 渡 部 東 議員 |
| 17番 芳賀沼 順 一 議員 | 18番 菅 家 幸 弘 議員 |
| 19番 大 竹 幸 一 議員 | 20番 児 山 寿 明 議員 |
| 21番 五十嵐 司 議員 | 22番 渡 部 康 吉 議員 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
穴 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
船 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 本日は大変ご苦労さまです。

只今の出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問にあたりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

本日は、報道関係者から写真撮影等の申し入れがありましたので、これを許可しております。ご了承願います。

暑くなりますので、上着の脱衣を許可します。

————— ◇ —————

◇ 阿久津 梅 夫 議員

○渡部康吉議長 それでは、15番、阿久津梅夫君の登壇を許します。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 おはようございます。

15番、阿久津梅夫。

一般質問を通告どおり、3点ほど質問いたします。

1点目、有害鳥獣対策について、2点目、県道館岩栗山線、町道鱒沢湯西川線の道路改良について、3点目、町有地の有効活用について質問いたします。よろしくお願いします。

1点目、特に町内の猿の被害は、農作物だけでなく、高齢者等へ危険を加えるようなところまで来ていますので急速な対応が必要だと考えます。

把握している被害状況と今後どのような対策が実施されるのか伺いいたします。

2点目、尾瀬の国立公園化が8月にも実現と報道されていますが、つながりを持つ栃木県との道路の改良については、観光路線として重要な課題と考えますが、現在の状況と今後の進め方をどうお考えか伺いいたします。

3点目、旧館岩大久保地区内の雄大な土地をわらび園として活用することにより、高齢者等の就労の場となる一方、観光にも結びつくと考えますが、町の長期的な考えをお示してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 15番、阿久津梅夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、有害鳥獣対策についてのおただしであります。猿の被害につきましては、近年は年間を通して発生している状況であり、農作物への被害としては、カボチャ、豆類、芋類をはじめ、トウモロコシ、シイタケなど、ほぼすべての農作物とリンゴなどの果樹が被害の対象となっているほか、町の特産品である赤カブにも被害が及んでおります。また、森林被害としては、園樹や桑の木等の被害も発生しているほか、小屋や民家の中まで侵入するなど情報もございます。年々猿の行動が人間を恐れないものになってきているとともに、その生息範囲が町内全域へと拡大している状況にあります。

本年の捕獲申請状況を見ますと、3月から7月までの期間で、それぞれの地域で2件ずつの申請がなされており、田島地域で8頭、館岩、伊南地域でそれぞれ10頭ずつの捕獲実績となっております。

また、現在、田島及び館岩地域において、森林環境交付金事業を活用した獣害対策の視点による野生生物との共生森林の整備ということで、猿の侵入経路となっている林を強度の間伐、または枝打ち及び下刈りを行うことにより、見通しのよい空間を造成し、侵入を防ぐ緩衝帯を設ける事業を県に要望しているところであります。

また、福島県では、特定鳥獣保護管理計画の策定に伴い、猿の固体数調整捕獲等の許可に関する権限については市町村へ移譲しようとしていることから、これらが実施されれば今後の捕獲許可事務等のより円滑な運用が図られるものと認識をしております。

次に、具体的な対策としましては、通報があり次第、捕獲隊による銃器での威嚇、捕殺等を実施しておりますが、今後、現体制の強化を図りながら、電気柵、防護ネット、防護フェンス等の購入費の補助制度についても積極的に検討を進めるほか、地域と連携した上で、集落単位の猿の追い払い体制の整備や被害情報等の連絡体制の強化に努め、地域に合った有効な対策を実施していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、県道栗山館岩線、町道鱒沢線の道路改良についてのおただしでございますが、南会津町館岩地域と栃木県日光市栗山地域を結ぶ県道栗山館岩線と町道鱒沢線は、栃木県と福島県間の物流や人的交流を容易にする、極めて重要な路線であると考えております。特に県道栗山館岩線は、本年8月に尾瀬単独国立公園に指定される予定の田代山湿原、帝釈山などへのアクセス道路として広域的な観光を考えた場合、今後、交通量の増加が見込まれる路線であると考えております。

現在、栃木県側においては防災危険箇所がまだ7カ所残っており、完成まで2カ年ほどかかる見込みであるため、工事期間中は全面的に通行止めをせざるを得ない状況でございます。しかし、秋の紅葉シーズンだけは通行可能にしたいということで工事が進められている状況でございます。福島県側におきましては、法面崩壊箇所、落石危険箇所、幅員の狭い箇所が非常に多くあるため、今後も県道栗山館岩線整備促進期成同盟会等において、積極的に整備促進の要望をしまいたい、このように考えております。

また、町道鱒沢線についても、物流や人的交流が盛んな路線であるとともに、鱒沢溪谷の景観美を求める観光道路として大変重要な路線であります。現在、道路は未改良で、幅員が狭く、砂利道になっている状況でありますので、当面は交通安全の対策からも路面等の維持管理に努めてまいりたい、このように考えております。

また、改良計画につきましては、尾瀬国立公園実現による交通の動向と町の長期財政計画等を考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

次に、町有地の有効活用についてのおただしであります。旧館岩村の大久保地区には約48ヘクタールの町有地がございます。おただしのとおり、この大久保地区一帯はワラビが至る所に自生しており、さらに手を加えることにより優良のワラビ園が造成できるとも思われ、現在、

この高杖原一帯を拠点とした、自然体験を目的とした首都圏の修学旅行の誘致学校数も年々増加しておりますので、今後は大久保地区を含め、ことし開設をいたしました会津高原ふれあい農園や大内沢山、滝ノ又山地区及び木地師の里として栄えた旧保城集落跡地も含めた会津高原一帯を、自然体験を主とした長期滞在型の観光施設としてさらに整備を進める中の一つの提案ととらえるとともに、既存のスキー場等のリゾート施設との相乗効果を図りながら、地域住民等の就労の場の確保と今地域の観光振興に積極的に取り組みを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 関連のあれで質問いたします。

今、関連でないが、駆除隊は各方々にどのくらいいるんですか。それを教えてもらいたいです。館岩何人とか、田島何人とかという、駆除の隊員数。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 只今のご質問にお答えいたします。

大変申しわけございませんが、手元資料を持ってきていませんでしたので、早急に対応したいと思います。後でご報告申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 それに対しての助成金は、それと同じく、どこどこ幾ら、幾らと出ているわけだから、それを後でいいですから、ここで教えてくれと言わないから、後で資料を教えてください。

それに、この猿というものは、我々がやった選挙中に1番言われたことは、せっかく実がなったから孫とか何かに送ろうと思ったらば、そのあれが朝に行ったら、捕られてしまったというわけです。深刻なんですよ。野菜は買えば安いんだけど、やはりそういう人に言われるのが1番だから、そこらをしっかり。

あとこれは、捕ってはかわいそうで、捕りたくないけれども、各方々にだれか巡回的に回る人がいれば、これは便利だと思うんです。今、連絡した。はて、きょうはどこへ行ったと人を探しているようでは、そのうちにいなくなっちゃうんですよ。誰かそういう人がいれば、回って歩く人がいれば、ここの猿はどこさに行ったかと方々に回れば、だんだんいなくなってしまうんですよ。だから、そういうことも考えてもらいたい。

だから、駆除隊の補助金はどのようなのか、それも各、ずっと、それを誰か猟友会とか駆除隊に頼んで、定期的に回ってもらう方法のものが一番だと思います。

それだけですが、それは後で教えてください。

あと2点目の県道栗山館岩線ですが、これは町でどうだと言っても、余り規模が大きいので、どうだ、こうだ言わないが、あの田代の山開きの時に、車も交差できないような、交換できないような、ただ田代開きだから、県道だから、田代開きだからしょうがない、砂利1台でもやって、ユンボをもってかんならすでなく、やはり邪魔な石は片づけて待避所かなんか造らなければ、あれでは、事故があったら大変です。そこらも田代の山開きの1週間とか3日前だ、4日前でなく、もっと早くやってもらえば除去もできると思うんだ、石の。それを今、釣り客オープンしちゃってから入った下さ石を落すようもないから大変だろと思うが、早くあれはやってもらいたい。

それと鱒沢湯西川線ですが、あれは去年も事故が起きているんです。ことしも事故が起きているんです。その辺の安全対策はどうなっているのか。町長も答えられたけれども、あれは飛ばし過ぎてやったのか、無謀運転をしてやったのか、道が悪いから起きたのか、その辺を執行部として把握しているのか、していないのか、それをお聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、猿害の被害のことではありますが、おただしのように、猿がいわゆる農地に出て、あるいは人家近くに出てきてから、通報を受けてから処理をするということは非常に受け身の対応でありますので、このことについては、現在、各集落の区長さん、駐在員の方々と猟友会、駆除隊の方々と、今定期的にその対策について協議を進めております。先ほどおただしの駆除隊員が各地区に何名いるのかということは、非常にそういう意味では重要なデータではありますが、そんな中で交代で見回りができるのか、その辺の通常のそれぞれの業務との調整を図りながら、これから前向きに検討をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、それぞれ楽しみにしている農作業、あるいは収穫、これらは健康維持、つまり医療費の削減にも大いに寄与するものでありますので、しっかりとここのところは、あいまいにせず対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、県道栗山館岩線でございますが、田代山登山口に通ずるところでありましようが、私も、このたび田代山の山開きの方に行ってまいりました。その時に、水引集落から大変距離が

ございまして、あの間、やはりあそこを訪れる方のいってみれば運転中の負担、これは相当大きいなと、こういうふうに感じてまいりました。

そこで、それぞれ帰りに支所長と一緒に周りの道路の傾斜ぐあいといいますか、拡幅可能性等について、帰りながら見てまいりました。しかし、なかなか急峻地でありますので難しい面はありますが、それでもしっかりと箇所を選んでいけば交差ができる、待避所の設置等については可能ではないかと、こういう箇所も何カ所か見受けられましたので、それらを含めながら県にしっかりと具体的な要望をしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、町道鱒沢線でございますが、ご指摘のように、事故が発生するということは大変私たちにとっては危惧しなければならないことでありますし、先程も申し上げましたように、尾瀬の単独国立公園化によって、かなり交流人口がふえる可能性もあります。従って、こういうことを考えると、まず事故の発生した原因、これを警察署の方としっかりと突きとめながら、まず安全に走行できるような施設の設置が必要かどうか、このところを検証しながら、安全走行に寄与できるような整備を逐次進めていきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 先程ご質問のありました捕獲隊の人数について、ご説明を申し上げたいと思います。

田島地域ですが、26人でございます。それから、館岩地域32人です。それから、伊南地域20人、南郷地域13人。合計しまして91人ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、捕獲隊に対しての補助金でございますけれども、一律、捕獲隊の共通団体になります組織の方に交付しまして、そちらの方の判断の中で振り分けていただくということでやっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 後でいいですから、大体の金額、その割り方は、人数に対して出しているのか、その人たちの捕獲量に出しているのか、あるいはどういう割り方で補助金を分けているか。それは後でいいから教えてください。今はいいから。後でいいですよ。

あと、3点目の町有地の有効ですが、あの中で森林公園ができると館岩時代からのあれだった、その森林公園というのはその中でどのくらい位置を占めるんですか。今、桜が植わってい

るあたりから。それをお聞きしたいです。これから開発していくのに、どのくらいのあれを用地をするのか。

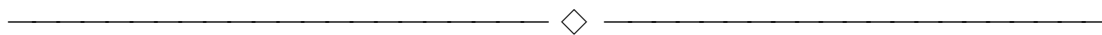
○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 一応、地域事業で、平成18年度には森林公園をやろうということで白樺牧場の中に森林公園を実施いたしました。それで今年度は一応予算の配分等を考慮しまして、もう少し森林公園の中を検討しようということで、今回の19年度は事業は実施しないということで、森林公園は今、西側の方ですけれども、あの辺一帯をもう一度、若干見直しをかけたいということでございます。

以上でございます。

〔「質問を終わります」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 以上で、15番、阿久津梅夫君の一般質問を終わります。



◇ 星 光 久 議員

○渡部康吉議長 次に、7番、星光久君の登壇を許します。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 どうも、おはようございます。

議席番号7番です。通告順序に従いまして、一般質問をお願いします。

それでは、私の質問は大きく分けて5つなんですが、先程梅夫議員の問題、これはかち合っているんですが、私も農作物の早期未然防止に有効な対策はということで、1つ近年、特に猿等による農作物の被害が非常に多くなっている。特に荒海地区全域、滝原から中荒井なんですが、そして栗生沢線、水無含めて、ジャガイモ、大豆、小豆、何でも被害に遭っているの、何とこれを町としても、よい対策がないものか伺いたいと思います。

これについては、前回も猿の被害でありますので、出したと思うんですが、それから防御柵とか、追い払いとか、つけようということで、とりあえず誰でもできるものでロケット花火、これは結構飛ぶんですが、それからパチンコ、それから服装等による追放ということで、色が橙色とか何とか、有害駆除の着ている服、そういうのを着ると、ずっと逃げていくので、そういうのを1つと、それからあとセンサー等による見張り部分。まず見張りが俺が一番ではないかなと思うんだけど、そういうものもあります。それから、網、わな、

おり等による捕獲、あと銃による捕獲。来たとき捕獲するやつが、これは考えるんですが、何が一番有効かといえ、これは荒らされないのが一番有効なもので、やはり見張りではないかなと思うんですが、そういうことでお願いしたいと思います。

それから、今後の課題としては、やはり捕獲した後の処理方法も含めて、どういう処理が一番いいものか。そういうものもあるし、いろいろな処理方法。ほかの県では、いろいろな形で処理方法がなされております。そういうことでよろしくお願ひしたい。

それから、狩猟免許等の試験日が福島県は全国的に見て一番遅く、それから期間だの、いろいろの資料がものすごく手数料がいろいろかかりますので、これの対策についても、町としても県にお願ひするなり、あるいは補助的な部分を出すなり、そういう何か有効的なものがありましたら、よろしく教えていただきたいと思います。

それから2つ目、頑張る地方の応援プログラムは何かということで、総務省の頑張る地方応援プログラムの第1次募集に南会津も応募をして、このことが民報新聞に発表をされました。ほかの町村なんかも見ても、どういう課題を重点課題に置いたか分からないですが、一応子育てだの医療だのに関して、そういう例としてどういうものに重点を置いて南会津としてやるものか教えていただきたいと思います。

それから、3つ目の職員の健康管理について。

昨年3月合併後、その以前もあったんですが、職員の異動が多いと思われるし、そのために残業による過重労働にはなっていないか。また、職員の早期退職者が多いと思われませんが、これはなぜなのか伺いたいと思います。

それから、4つ目は、また出てきたかということになるか分からないんですが、田島地区における中学校給食の早急実現に向けてということで、旧田島地区の中学校給食は着々と進んでいると聞いていますが、いつからこれは実施できるのか、またどういう方法で実施するのか、これも伺いたいと思います。

それから、これも同じ、これは連続でずっとやっているんですが、荒海中学校の用地問題。荒海中学校の用地問題が、やはり30年以上たってもまだ我が物にならないというか、これはもし個人だったら大変だなと思うし、こういふことで、この状況はどういうふうになっているのか伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

演壇からは以上です。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農作物の早期未然防止に有効な対策についてのおたしでございますが、猿の被害対策については、15番、阿久津議員の質問でもお答えをいたしましたように、捕獲隊による銃器での威嚇、捕殺をはじめ、新たに緩衝帯を設ける森林整備事業を実施する計画であります。また、地域によって被害の状況が異なりますので、それぞれの実情に合った対策を講ずる必要がありますので、地域と連携を図りながら対策を進めていきたい、このように考えております。

次に、議員ご指摘のように、さまざまな対策方法がありますが、その時々状況によって、それぞれ一長一短があるというのが実情でございます。町と地域とが一体となって、より有効な対策を講ずる必要があると考えております。

次に、捕獲した猿の処理方法については、埋設により処理するのが最も妥当であると考えております。

次に、狩猟免許取得の試験日及び費用についてのおたしでございますが、狩猟免許試験は、福島県が周知期間等の準備期間を設けながら年間計画を立てた中で、今年度の計画では9月4日及び10月21日に郡山で開催される予定とのことでございます。

また、費用につきましても、1つの申請ごとに5,300円と切手代50円が必要となります。これも福島県が規定している内容でありますので、試験日とあわせまして、有効に日程を組まれ、取得されますようお願いをしたいと思います。

町といたしましては、町のお知らせに掲載するなどして実施日の周知を図ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、頑張る地方応援プログラムは何かとおたしでございますが、頑張る地方応援プログラムは、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずるものであります。市町村がこのプロジェクトに取り組むための経費について、所要の特別交付税措置を講ずることとしており、1市町村につき単年度3,000万円を3年間まで措置されます。また、行政改革指標、農業産出額、出生率等の9つの成果目標を用いて、頑張りの成果を普通交付税の算定に反映させることとしております。

本町では5月に、このプログラムの第1次募集において、高齢者世帯解消と定住促進及び地域活力の増加を目的とした南会津町いきいき同居手当支援事業や農地農業用施設水利環境等の保全と質的向上を目的とした南会津町集落維持発展支援事業等の県内最多となる8つのプロジェクトについて応募をいたしました。今後、8月の第2次募集においても、南会津町の特色を活かした独自のプロジェクトを策定していき、町民の皆さんと一緒に知恵と工夫を凝らしなが

ら地域の活力の創出に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、職員の健康管理についてお答えをいたします。

合併後、職員の異動が多く、そのことにより過重労働になっているのではないかのおただしであります。職員の異動と過重労働を直接的に結びつけることは難しいと思われます。退職者が多ければ、人事異動の件数も必然的に多くなるのは事実であります。職員の異動にあたっては、職員調書等により職員本人の意向を参酌しながら、適材適所の人事に努めているところであり、6番議員にもお答えをいたしましたように、事務の効率化を一層推進するとともに、心の健康も含め、管理職を中心として、日ごろの職員の健康管理には万全を期してまいりたい、このように強く考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、早期退職者が多いとおただしでございますが、ちなみに年度中途における退職者も含め昨年度における退職者の内訳であります。総数15名中、定年による者が5名、退職勧奨による者が6名、自己都合による者が3名、その他1名となっております。退職勧奨につきましては、職員の新陳代謝を促進することにより組織の活性化を図るなどを目的として、南会津町職員の退職勧奨に関する規程が定められており、毎年、この規程の定めるところにより、本人の希望を優先して退職勧奨を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、田島地区の中学校給食についてのおただしですが、町長の施政方針演説で述べましたように、検討委員会からの報告書が出されたことから、実施に向けた方法論の検討に入っております。当初は、昨年度と同様に検討委員会を立ち上げ、方法論の検討に入ることとしておりましたが、専門的な見地からの検討となるため、メンバーの人選に苦慮しておりました。また、委員会を立ち上げ、検討となると、かなりの時間がかかると想定されますので、教育委員会の中での協議により、まず教育委員会事務局の中で規模の似た先進地の資料を取り寄せながら、それぞれの方法の具体的な概算経費を算出し、教育委員会の中での案を決定していくことといたしました。その後、何らかの方法で学校関係者、給食関係者、保護者等にその意見を求めることとしております。従いまして、まだ方式そのものが決定しておりませんので、実施時期は確定できないことをご理解願ひます。

次に、5つ目の荒海中学校の用地問題についてのおただしでございますが、4月初めに町長の指示を受け、裁判はしないという誓約書は書かないということ、さらに町は裁判のことを真

剣に考え始めているということを伝えたところでございます。その際、相手方は激怒しておりましたが、一貫して、紙に書いて判子を押せば一銭もかからない、きょうにでも急転直下変わる、金が欲しくて言っているわけではないということを繰り返しておりました。日を改めての交渉では穏やかな形で話が進み、相手方が考えている土地問題全般山の問題等も含めたものを解決する中で荒海中の用地を考えるのではなく、一つ一つ切り離して決めていく方法はとれないか、お互いに汗をかいて荒海中学校の用地の分だけでもまず決めていかないかという提案をしましたところ、それは分かったと。考えておいてもよいという回答を得ております。

従いまして、今後はまず老朽家屋の部分を解決する方向で、粘り強く交渉をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございますが、詳しいことについては担当課長の方から答えさせますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 順序よく、前からやっていきたいと思います。

それで、1つ猿の被害、特徴的なやついいのもあるし、悪いのもあるし、いろいろな方法としてあると思うんですが、今かなり厳しくなっているということは、これは町長、各集落回っているか、回っていないか、俺は分からないんだけど、今実質、網の中で芋の作業だの、網の中に人間が入っているの、網の中さ。猿は表にいるけれども、大したこれは現象になっているんだけど、すごい、やはり。行ってみると、みんな網の中さ、入っているの。網なんか5つも6つも、10ぐらいあるんだけど、どこかというと、町長、それじゃ栗生沢かなんていうと、あるんだけど、どこというのはいわないけれども、本当にどこもかしこもそういう形になっているわけ。

それで、今ちょうど芋を植えたところ、みんな引っこ抜かれて、まだ間に合うからと思って寄せて植えたんだけど、大丈夫になるか分からないと。あと豆だの、小豆だの、ありとあらゆるものやられて、本当に毎回豆だの、あれなんか遅い部分があるからいいけれどもといって蒔き直したりなにかしているんだけど、またこれができるころになると、また来るだろうというわけ。そういうことで、本当に大変な中身。

それで、去年は滝原地区なんかで、我が家の後ろの畑に食いに来たから、おっとばしたらかかってきたし。足かぶっつかれたのが3人ばかりいるわけ。本人から聞いてきたら、分かるけれども、そういう、今度は猿も食うがためには、それこそ凶暴になってというか、そういうすごくなっているみたい。

そういうことで、追い払う部隊だの、いろいろあると思うんだけど、本当にこれは深刻な問題、町内こんなに騒ぐようになったなんていうのは、第1番の問題でないかなんて思うんだけど、そういうことで、みんな心配していただきたいのは、それで追い払い、まず駆除隊は車で回っているわけにはいかないから、追い払ったり何かするの、これ、ロケット花火だの、いろいろわがでいいから、簡単にできるやつがあるから、そういうのだの、服装だのな。あるいは、そういう色の服装を見ると、やはり逃げるみたいなんだ。そういうことで、各集落、2つか3つくらい、安いのでいいから、そういうのを配布して、例えばこれから家にいる人は、老人クラブだの、シルバーセンターあたりに頼んで、何とかできないか、そういう対策とれないものか伺いたいと思います。

それから、続けてやるんですが、センサーによる見張りということで、2週間ぐらい前、これやってくれないかということで、試験的に今やっているんだけど、まず畑はまだ出ないからと思って、我が家の車庫にそれこそ猫が入ったり、カラスが入ったりしてしょうがないから、我が家の車庫の前にくっつけておいたら、1週ばかり全然入らないのな。あら、これは効くのかなと思って、これは俺が作ったあれではないんだけど、鳥獣対策器というのでSK-7というので、それは南会津に3つ持ってきたから試してみてくださいと、そういうことで、リンゴ園に1つと、あと俺、まだ芋畑にだんだん、畑に持っていったんだけど、それはまだ効果が現れないというのは、出ないから現れないのか、そのために来ないのかは分からないけれどもな。これは秋になってみないと、たしか実績は分からないと思う。

そういうことで調べて、何とかこの試験的にくっつけてくれないかということでやっているの。それもまだ結果は分からないけれども、そういうことで、何とか線なんか張れば、これは猿ばかりくっつかないし、犬だって、クマだって何だ、これはイノシシだのクマだの猿だの、それに効くということで開発したみたいなのな。

そういうことで、これがいいのではないかと俺は思うんだけど、これは何だか分からないけれどもな。これはちょっと値段が張るものだから、そういうことで、一応見張りとして被害に遭わないことが大事なものだから、そういうことで今試験的にやって、秋には、なるほど、ここにくっつけたら来なくなったわいと、そういうふうになるんじゃないかと思うんだけど、これは分からない。

そういうことで、何とか猿対策についてはお願いをしたなと思っております。

それで捕獲、そうしたら3つ目の捕獲したものを埋設が1番いいということで、そういう形になると思うんですが、兵庫県の方では埋設を余り、これ結構捕れるものだから、ペットのペ

ットフードとか、えさにこれをしているわけ、実質。実質、本当なの。これは農業新聞に出ていたんだけど、そういうことで、結構やはり捕れるものだから、腐らせるばかり問題でないと。これも利用方法、町おこしのための何かならないかということで、猫だのあれのえさ。そして、その猿だの何だの味ひっこむどせ、犬もこれは猿にかかっていくような習性なんではないかなんて思うわけなので、ひとつこれもいい方法だななんて思っているわけなんです、そういう方法もあると。そういう形でお願いします。

どれがいいかということのひとつ、そこらで町の対策が何かあったら。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、第1番目として、議員がおただしのように、この猿被害については、先程15番議員にも申し上げたように、大変憂慮すべき事態になっているという状況認識は私も一緒だと思っております。そんな中で、どのようにその対策をしたらいいかということで、即効性のものと、それからもう一つはやはり根本的な解決策、この2つの方法を考えていかなければならないと思うんですが、これまで議員がいろいろとお示しをいただいた駆除対策についての検討はもちろんでありますが、先ほど15番議員のときにもお話ししましたが、専門の方の見回り、見張り、これが私は当面有効な方法ではないだろうか。それは単に威嚇をして追いやるだけではなくて、猿の実態をつかむと。群れをなしているその現状を実態をつかむという意味でも、そういう対応が、私は1つの方法として大変重要な対策になるのではないかなというふうに実は思っております。

そんな中で、先程も申し上げましたように、緩衝地帯を設けながら猿に対する天敵ですね。天敵というのは、人間ではないのかなというふうに思っているんですね。そうしますと、人間がおりのの中に入って、猿がその周りで伸び伸びを生活をしているというのはおかしい話なんで、ここのところは、そういう精一杯の努力に対してしっかりと報いるような対策を講じなければならないということはお指摘のとおりでございますので、只今、いろいろ案をご提案をいただいたので、そのご提案の中も十分検討させていただいて、今後言葉でなくて行動で示せるように、農林課にしっかりとそこは指示しながら対策を講じたいというふうに思っております。

また、銃殺したその猿をどう利用するかという問題については、兵庫県の例を示されたわけですが、このことについてもちょっと勉強をさせていただきますが、いずれにいたしましても、群れをなして生活する猿の実態がどのくらいあるのかということによって、その処理方法も変わってくるかと思っておりますので、その辺は今後、精一杯前向きに努力検討をしますので、

ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことで、いろいろ対策はしているようなんですが、実効のある対策を望むわけなんです、それで県内でも、猿農作物被害の有効対策ということで、補助で実施を今月中に3カ所くらいするなんていうことが新聞に載っていたんですが、このことについても、やはりこういう有効対策の実質、網をかけたらいいか、何がいいとか、そういうことも訓練する必要もあるんでないかなと思うわけでありまして。そういうことで、よろしく有効対策をお願いします。

それで福島県の狩猟免許、9月4日と24日のそれ2回なんです、これを見ると全国で一番遅いんだよな。始まっているのは6月頃から。やる県なんか、5回も6回もやるわけ。6月、7月、8月、9月、10月と必要に応じてというか、鉄砲を持っていたって狩猟免許を受けないと撃つことできないから、俺も去年取ったんだけど、狩猟免許を去年の8月に取って、狩猟免許をことしの10月、9月以降しか試験を受けられないわけ。俺は暇だから、毎日猿を追いかけてもいいんだけど、鉄砲たがって山へ行くよねえだ、射撃場にしか行かない。そういうことで早くお願いしたいというのは、そこなんです。

それで、9月と10月に2回しかないというのは、狩猟期間が11月15日からか、それに合わせるためだけなんだったら、ことだから、そういうことで、県の方に南会津はもっと早くやってもらわないと困ると、そういうお願いを俺らからしてもしょうがないから、町としての対策の方をお願いをしたいとお願いするわけです。

それと狩猟免許が2,400円で受けてくれとあるんだけど、鉄砲を取るまで大体10万ぐらいかかると、鉄砲の免許。いや、事細かい、22種類があるの、手続に。申請して来て、今度はまた所持許可からいろいろな形で、俺もこんな程あるのかと思って、警察署へ行ってどのぐらいあるんだと言ったら、22品目。鉄砲で撃つだけだよ。

そういう形であるもんだから、何とかこれも縮小して、本当に取れるあれがないかなというわけなんです。そういうことでよろしくお願いしたいと思います。県の方に、余り手数料の品目が多いのではないかと、1つでやれるなら、これ。

それから、頑張る地方の応援ということで、3,000万出て、いろいろ高齢だの定住、生き生きあれだの、農業だの対策が出たんですが、南会津で今までも重要視して非常に対策としても困っていた医療問題、それから子育て問題なんかはこの部類に入らないものか、入るものか、もし、これ議会も議会が1つになって、去年なんかは医療問題で県の方へ行った経過もあるし、

そういう中で、いろいろな形できないものか、そこらを含むことはできないものか、ひとつ伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

頑張る地方応援プログラムのその具体的な内容ということだと思いますが、プログラムの国の示す内容、その中に南会津町が目指しているもの、事業について該当するものがあるのかといったことかと思いますが、まず改革プロジェクトの内容をお示し申し上げますが、地域改革プロジェクト、それから地場産品発掘ブランド化プロジェクト、それから3つ目で少子化対策のプロジェクト、それから4点目に企業立地促進プロジェクト、それから5つ目に定住促進プロジェクト、それから6つ目に観光振興交流プロジェクト、それからまちなか再生プロジェクト、それから8つ目に若者自立支援プロジェクト、それから9つ目に安心・安全なまちづくりプロジェクト、それから10点目に環境保全プロジェクトといった内容でございます。

そこで本町といたしましては、各課に、これらのプロジェクトに合致する、現在町で予算措置しながら事業を展開しようとしている部分について、提案していただきました。その中で26の事業の提案がございまして、今回5月に、先ほど町長が答弁申し上げましたように、8つのプロジェクトについて県の方に申請したところでございます。従いまして、議員さんのおただしにありますように、医療、それから子育て、こういったものについても当然この中に入るといふふうに認識してございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 只今の試験日についてのおただしでありますけれども、9月、10月の試験日ということでご説明を申し上げたわけなんです、その中で試験の実施期日につきまして、年間の予定を年度当初に公告することということになっておりますので、県の方ではその公告に基づいて実施しております。

狩猟免許試験が9月、10月に実施することになっているわけなんです、必ずしもその時期に実施しなければならないということではなくて、県が年間計画を立てた中で周知期間などを設けながら全県的に行っているという中身です。その準備期間も必要もありますので、急には変更できないということでございます。県に対し要望をしていくということでは進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、手数料につきましてですが、手数料につきましては県の方で決めている内容でございますので、これについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういうことで、よろしく、有効対策を含めて、あと2番目の問題についても、プロジェクト、いろいろな操作、当てはめていくとできるだろうから、医療の問題にしても、安心・安全の中あたりに入れることもできるだろうし、いろいろな形でできると思いますので、よろしく、よりいいような対策を講じてもらいたいと思います。

それから、3つ目の職員の健康管理について、いろいろな今、町長の答弁があったんですが、細かくそんなに分けないですが、合併してから17年度、18年度、退職者、まあ退職者というのは定年とあと早期退職者、この区別が分かったら教えていただきたいんですが。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中で、18年度の内容につきましては答弁された内容に入っているかと思いますが、併せてお答えさせていただきますが、まず17年度の退職者の内容でございますが、総数で17名の方が退職されております。内訳としましては、定年退職者が6名、それから勧奨退職者が10名、自己都合退職者が1名。それから18年度の退職者でございますが、総数で15名、それから定年退職者で5名、勧奨退職者で6名、自己都合退職者で3名、それからその他の退職者で1名という内容でございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 定年退職者は、それ以上居るといっても、これは居るわけじゃない、分かるんだけど、早期退職者について、我々も早期退職の経験があるんだけど、早期退職、今年金制度が悪くなってしまって、もとだと58歳とか何ぼで早期退職者すると支給は全額じゃなくて半分の分が出ていただけれども、今度は早期退職者したら一銭も入ってこないわけな。そんなに、これはみんな余裕ある人ばかりで、余裕あるのかなと思うんだけど、何かあるのではないかと、これは思うわけ。

そういうことで、今までの経過の中で公務員をそんなに早く止めて、早く錢貯めたわけでも何でもあるまいから、そういうことで、なかなか止めた後、年金もらうまで、その細かい内訳は分からないんだけど、早期退職した部分については最低2、3年というのはもらえない、何にももらえない、確か期間なんだよな。

そういうことで、何かこれは大変なかなり厳しい、やはり職場環境は町長は職員と仲がいいから大丈夫と言っているから、これあつぺえ、けれども、それなら仕事かと。仕事が毎日結構

おれもここに時間外に7時、8時に来てみるんだけれども、各課がやはり一杯電気がついているわけ。かなりの残業をやっているわけ。それは、あと風呂敷残業と町長らも経験したことがあると思うんだけれども、職場でできない分、家に行ってやる、これも俺は多いと思うの。

それで、誰々とは言わないけれども、言われたのは、俺の息子をもうちょっと早く帰れないかと、孫もいるしな。その子供だけれども、子もいるし、余り一緒に子供とまんま食ったなという時間は、俺のはないというわけ。これは町長、ほかの人も聞いてみると、そういうことがやはり多いというわけ。だから、町長、仕事するのはいいんだけれども、毎日毎日仕事をすると後からぐっと来るから、そういうことで、町長の権限で、きょう、あしたは1週間に2回ぐらいは早く帰った方がいいんじゃないかと、そういう管理だっておれは必要でないかと思う。そういうことで、ひとつ何かもしあたったら。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ退職をする早期退職ですが、勸奨制度があつて、それに則つとって一応しているつもりであります。退職をされる、早期退職される方が一般的に自己都合みたいな形で処理される具体的な退職の理由については、私の耳元には入ってこない。聞いても、私には言いにくいのかもしれませんが、言ってこない。ですから、ぜひ、議員さんの方からそういう話がありましたら、退職者からどういう理由で早期退職したのか聞いていただいて、教えていただければ、反省する部分があれば当然反省しなければなりません。

しかし、合併をしまして、これは合併した町村だけではないと思いますけれども、交付税が合併しない町村よりは優遇されると、こういう話ですが、そういう状況が必ずしもそうでなかったりしますね。そうすると、私は職員にいろいろな意味でのプレッシャーがね。交付税が減らされたり、補助金が交付金に変わったりすることになると、今までやってきた仕事の内容が変わってくるものですから、なかなかそのところが例えばパソコンについていけないとか、あるいは即断しなければならないものがなかなかできなかったり、そういったものというのはあるのではないかなというふうにはちょっと感じています。ですから、どちらかという、早期退職だからなんですが、自己都合も入れて若い人の方々の退職というのではないんですね。

そういう状況をやはりおただしのように、まず残業を来る日も来る日も連続的にするというのは、ちょっとこれは異常なんで、このところは副町長も含めて総務課長を通して、関係所属長にはその話をしております。しかし、なかなかそれが徹底しない状況が生まれているのも、また一つだと思います。あるいは県の方、国の方からの報告が求められますので、ですから、

その辺は今後も丁寧に状況判断をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 町長が早期退職者の意見を聞いてくれというから、早急に聞いて、町長がおっかなくて止めたなんて言う人もいるかも知れないけれども、そういう人も素直に教えますので、よろしく。

あとそれから、そういうことで職員の健康管理には、十分若いうちは何ぼやってもいいけれども後からぶっと来ますので、そういうことで俺も経験あるので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、中学校の給食問題、これは俺は、4年前からしているわけ。合併してからすぐ給食にしようと言っても、いろいろな準備期間があるからできないよと町長さんも言ったわけだ。第2種の免許を取るのと同じく、1段階、まず普通車取って、それから何年かたって、それから何年かたたないと第2種免許は取れないというのと同じで、準備期間があるし、いろいろな段階があるから、まず合併したとき、ほかの町村から笑われないように一緒にやった方がいいんでないかということで、おれは一般質問の中で前々からやっていたわけなんです、今、着々と進んでいるが検討委員会のメンバーはまだできないわけでしょう。できましたか、ひとつ。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

先程来申し上げましたように、検討委員会、最初の委員会は解散されまして、その次、同じような検討委員会、別のまたこの方式等についての検討委員会を作ろうと思ったんですが、時間等がかかりますので、先程答弁しましたとおり、検討委員会を作りません。それは教育委員会の中で案を作りまして、そして、それを基にして進めていきたいと。つまり、時期を早くするという意味をもって、そういう考えを今のところ持っております。先程答えたとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 年をとって耳もちょっと悪くなったせいか、聞けない部分もあるので、複数まだ質問をするか分かりませんが俺、悪く思わないでください。

そういうことで、検討委員会もまだできていない状況で、検討委員会なんかは事務的なこと、

これはできると思う。俺ほどの考えは別だと言われれば、それまでなんだけれども、早急にやはり俺ら中学生のうちに給食食いたいなんて、猿と同じくて、俺もぐるぐる回っているものだから言われているの。何だと、おまえ、給食を何とかしたいと思ってなんて言っている。何だって、俺がまだ小学校のうちから言っていて、おれは中学校終わるんだって、何だか中学校の実施できないみたいだぞなんて言われているものだから、これは早急にやはり検討委員会だ何だのメンバーを作って、あとどういう方向でやるかは、俺らは口出す部門でないから、そっちで本当にこれが妥当だという線を出してもらって、早目に国・県なりに上げてもらって、対策を講じてください。そういうことでお願いします。

あとこれは答えが出ないから言うけれども、あと中学校の問題。

毎回、同じような答えが出ていますが、これは1回取り下げたよな。1回取り下げたというのは、強制執行をかけないというような途中取り下げ、平成4年頃かな。そういうことがあったもんで、それがネックになって強行にできないのか、それともそうではないというようなものか、いつもやっているとせあの野郎となっているの。あの野郎と。いつか、きつとなんて思っているかも分からないけれども、そういうことでなっているものですから、そういう個人的な抗議を受けないような、そういうことでお願いしないと、後から個人問題にまでこれはなってくるんでないかと思うので、そういうことも含めていい答えがありましたら、よろしく願いしたい。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

常に教育長と私の2人で交渉に行っておりますが、毎回全く同じような話を聞いてくる状態で、なかなか進めない状況に行ったわけですが、先程答弁しましたように、前回、若干歩み寄りが見られております。と申しますのは、今、廃屋という形みたいになっておりますが、あの分だけでも交渉の前段に話をしようという雰囲気になっております。この後、議会が終わりまして行った段階で、それまでには考えておくというような回答は得ておりますので、もし可能であれば、そこからまず手をつけていきたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういうことで、廃屋の部分、家の部分だけでも片付けないと景観も悪いし、あそこは国道沿いだから。そういうことで、家だけでも校庭の裏さ、材木がまたずっと置いたべ。教育長、分かる。いつ置いたか分からない。でも、こととしては、去年、一昨年、その前置いたんだけど、廃屋部分よりも結構グラウンドの直接校舎の内に入っている

のな。俺はあれは子供が外に出ないように学校で置いたのかなと思って聞いたら、いや、そうでない。学校では置かない。そうしたら、その所有者がそっちに置いた。畑でずっと寄せてきて、材木、校庭の俺は境がどこだか分からないけれども、材木、タッコだの何だの置いてきて、そういう形になっているから、またこっちが解決したら、またそこをやらないとならない部分に俺はなるんではないかと、そういうことで、分かっているようでしたら、そこも含めて解決してもらいたいと思います。

そういうことで、いい答えをお願いします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

体育館の用地の脇の關係に廃材を置いて境界を主張している件については、確かに承知をしております。体育館を建てる際に用地を購入した際に、その購入していない部分も体育館が建っているというような主張をしている關係で、その部分について、おそらく境界にその廃材を置いて主張をしているということでございます。これにつきましても、うちの方ではその当時の図面が残っておりますので、それはうちの方は正当な主張をしておりますが、それについてもなかなか苦慮しておりますので、まずは先程申し上げましたように、廃屋の分について整理をして、整理のできた段階で、今度、そちらの方についても、当然のように対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 それで、途中、強制執行の部分を取り下げますとか何とかと、約束をしたか。あれについては、今度は強制執行をしようと思ったとき、そういうやつとなかなかできないとか、できるとかと、俺らは法律的なことは分からないんだけど、その部分について、もしそんなことを言っているんなら強制執行をかけたらいかがですか。かけられないんですか。それとも、やはりそういう経過の中で、一旦、そういうことがあったからかけられないとか何とかとあると思うんだけど、その部分については。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

強制執行のことにつきましては、かつて裁判をしまして、そしてその時に裁判の結果、強制執行ができる状態であったわけですが、その時にしなかったという事実はございまして、その前に裁判はしないとか何とかというような話が、一筆が入っているか、入っていないかということは私の方では確認しておりませんが、本人の方ではしないということを確認しているんだ

と。だから今度もうちの方の今の湯田町長に裁判はしないと一筆入れよということをおっしゃるわけですが、それは入れないと、そういうことはやらないということで町長からの指示を受けまして、先程答弁申し上げましたとおり、それをやっております。

ですから、そのことについては、裁判をすとか、しないとかというようなことについては、かつてのものについては、もう有効期限といいますか、そういったものはないと私の方では理解しております。

以上です。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 若干補足をさせていただきます。

用地明け渡し請求裁判については平成2年に出しているわけですが、その判決が判決後10年を経過した場合については、判決は無効になります。従いまして、再度、強制執行をする場合については、また再度裁判にかけなければならないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 粘ってもしようがないものですから、いい結果をこの次の議会まで、町も期待していますので、いい回答をお願いして、質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、7番、星光久君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 大 宅 宗 吉 議 員

○渡部康吉議長 次に、9番、大宅議員の番ですが、大宅議員にちょっとお伺いしますが、午前中2人の予定だったんですが、大宅議員の都合はどうですか。このままやった方がいいか、それとも午後の方がいいか伺ってから。

〔「時間はかかったとしても12時15分までには。できれば午前中にお伺いします」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 やってもいいですか。はい、分かりました。

次に、9番、大宅宗吉君の登壇を許します。

9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 9番、大宅宗吉です。

大きく3つの課題について質問いたします。

まず最初に、地域活性化対策ということで私は質問事項に上げておきましたが、その質問要旨の中で、地域提案型住宅建設について伺いますと申し述べておりました。ですけれども、質問内容は、むしろ地域経済活性化対策奨励制度の方がふさわしいと思いますので、申しわけありませんけれども、その部分を地域活性化対策奨励制度ということについて伺わせていただくというような質問の内容に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、地域活性化対策について質問いたします。

私たちが抱えている生活実感は、景気は回復基調にあると言われておりますが、就労の場も少なく、いつになったら活力ある地域となるのか、その見通しさえないほど、沈滞感がただよっているのが当町では現状であると思います。これを何とかしなければならないと切実に思っているわけでございます。地域の特性を活かした活力あるまちづくりということで、町もいろいろな施策を講じられておりますが、果たしてこれら施策が現在どのようになっているのか、常に検証していく必要があると思います。その中で、地域経済活性化対策奨励制度について伺いたいと思います。

私は、この制度の基本的な考え方は大変良いものであると思っております。当地域は約90%が森林に囲まれており、この活用は当然であり、大変重要で、自然を管理しながら保護を進め、活用できると考えるからであります。以前は管内においても製材所等も数多くあったり、地場材の利用と、職場としての地域貢献も大きな貢献もされてきたように感じました。しかし、近年この方、安い外材が入ったり、改築や新築の場合も、建築の様式の変化や価格、それから建設のその期間短縮等の関係もあるでしょうけれども、建て売り住宅の需要が見られ、建築関係の仕事も著しく地元から奪われようとしているのが現状ではないでしょうか。家を建築しようとすることは、地域産業の育成と地元の業者の技術の伝承と、また職場の確保や地元の商店街や関係する業種への波及効果も大なるものがあると考えます。

せっかくの地域経済活性化対策奨励制度がありながら、条件が受け入れられずに活用をできないのは本当に残念に思います。町の景観も大切なことは十分考えますが、この制度の特に交付計画の部分の条件を緩和して、現実的対応をされた方が良いのではないかと思います。これだけ地域の産業が冷え込んでいる現状を目の当たりにして、制度だけ残っても絵にかいた餅になってしまいます。積極的に、かつ大胆な地産地消を図っていくべきであると思います。そこで以下の点について伺います。

まず最初に、ことしの町内の住宅建設予定は何戸を予定されているのか。また、現在建築中

のものも含めてでございます。

2番目に、この制度の申請該当は何件、現在あるのか。

3番目、本制度の見直しと推進対策の進捗状況はどこまで進んでいるのか。

4つ目に、昨年9月定例会で室井強議員の地域振興券の見直しについての質問がありました。そこで町長は、事業の効果を検証し、制度の見直しを行いたい答弁されております。この地域振興券の1件あたりの私は増額を検討されているのかどうか、伺いたいと思います。

次に、田島下郷町衛生組合及び西部環境衛生組合の整合性についてお伺いいたします。

南会津町は、両衛生組合の火葬業務、し尿、塵芥処理等の業務に、運営補助金として多額のお金を拠出しております。合併後10年間は、この負担割合が継続されるということになっています。もし、このままこの状況が続きますと、東部、西部のサービスが今後、残り9年ということになるでしょうけれども、続くことになります。そこで、両組合の業務サービスに、田島地区と西部地区の格差や相違があるか伺います。特に火葬料金について構成組合である自治体の両組合の違いがありますが、下郷町と只見町の理解と協力をお願いいたしまして、これを是正し、組合自治体町民は分け隔てなく、すべて4万円の料金に統一されたらどうかということをお伺いしたいと思います。

3つ目です。尾瀬国立公園化への対応ということについてお伺いいたします。

この件につきましては、先ほど阿久津梅夫議員の質問の中にもございましたが、一部私もかぶる部分もございますけれども、質問をさせていただきます。

尾瀬の単独公園がいよいよ8月に誕生となりそうですが、そのエリアに含まれる田代山や帝釈山一帯も全国の注目を浴び、南会津町を知っていただく絶好のチャンスであると思います。尾瀬というと、国内においては自然保護の最も代表的な地域であり、また当地域にとっても観光資源として重要な地でもあります。一方、国は、この国立公園の認可は今までの国立公園の概念から一歩進めたといいますか、考え方を修正し、保護重視の軸足が置かれることになりそうです。全区域が特別保護区から財産保護区と、区域内の開発ができない状態に規制が強化されるような状況です。そこで、南会津町として、これらを踏まえ、地域の観光振興と保護をどのように進めていかれるのか伺います。

まず最初に、先ほど阿久津梅夫議員からもおただしがありましたが、私の場合、352号から水引、あるいは田代山の登山口までの連絡道が果たして、このままの状況で放って置くわけにはいかないと、その整備はどういうふうにされるのか。

また、そこに入山される方々が車で来られた場合に、その駐車場の整備等をどういうふう

なされるのか伺います。

2つ目、ここにアクセスする道路は、群馬県側ですと関越自動車道がありまして、沼田のインターチェンジまで来て、片品村というような、そういうルートで入れると思うんですけども、私どもの方は、塩原のインターチェンジか、あるいは矢板。あとは352号を通っての尾瀬へ向かう道路ということになりますけれども、どうしても高速道路からの所要時間がかかるような状況であります。従いまして、栃木県とも連携しながら、121号線、352号の改良が不可欠だと思いますが、この点についてもどのように対応をされるのか。

また南会津としても、せっかく来てもらった人達に、352号を通って、またその同じルートを帰っていただくと、そういうことじゃなくて、別な周遊の観光もしていただくというような必要があるのではないかとこのように考えますので、この点をお伺いいたします。

3つ目、野岩鉄道の関係であります。

野岩鉄道の経営も厳しい状況の様子でありまして、客数も減少しているというような現状であります。また、尾瀬に来られる入山者も、最近では最盛期に60万人くらいあったものが約半分に減少していると。昨年は若干ふえたというような話も聞いておりますが、依然として半分になっていると。そういうわけで、野岩線の経営の改善も含め、野岩線と連携をし、PRと一緒にしながら観光客の誘客に共同体制をとられてはどうかと、この点についてもお伺いいたします。

最後に、自然保護と南会津町の様子を多くの方々に知っていただくために、ぜひともネイチャーガイド、自然の案内人ですね。これは駒止湿原等もありますので、南会津町として、田代山もそうですけれども、そういうような意味で南会津町を知ってもらおうというようなことで、ネイチャーガイドを養成し、お願いするような考えは町当局にあられるのかお伺いいたします。

以上、質問いたしましたので、よろしくお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域活性化対策に関する1点目の本年の住宅建設予定戸数につきましては、本年4月から5月まで建築工事の届け出があった住宅は、新築で13棟、増築では2件ございました。年間の予定を把握することは大変困難であります、昨年度の一般住宅に係る新築、増築の件数は100棟、そのほか工場や事務所などを含めて120棟でありましたので、本年も同程度の予定というふうに考えられます。

2点目の地域経済活性化奨励金の該当件数につきましては、本年4月から5月までの2カ月

間で、修景整備が1棟、新築が1棟の計2棟であります。昨年度は3件の申請状況でございました

3点目の本事業の見直しと推進対策の進捗状況については、本年3月に奨励金支給要綱の改正を行い、建築面積などの対象要件が厳しいことや住宅及び附属施設に限られていたことから、対象面積要件を削除し、店舗等にも対象を広げ、修景整備も該当するものとして事業の推進を図るための所要の改正を行ったところであります。

4点目の地域振興券の1件あたりの増額は検討されているかとのおたけでございすが、本制度が木材の地産地消、南会津町の自然と調和した環境整備、町内建築関連産業の活性化、さらには商業を中心とした地域経済の活性化を目的とするものであり、奨励金の増額につきましては、今回の改正に伴う状況を見据え、まずは町内全域に制度の振興を図り、その後の検討課題と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、両衛生組合の整合についてのおたけでございすが、両組合につきましては、それぞれに構成町村の意向により現在に至っておりますので、住民側から見た場合は事業内容にも相違点がございすが。大きな相違点といたしましては、ごみ収集とし尿収集をすべて委託及び許可業務としている田島地域に対し、西部3地域では、資源ごみ等を除き組合直営で収集業務を実施しております。また、火葬業務については、逆に西部地域は民間委託としておりますが、田島地域では直営業務として衛生組合職員がその業務に携わっております。このような体制の中、各種ごみ収集の頻度や利用料金、支払い方法などの細部においても若干の相違点がある現状となっております。

ただし、合併協議の中でも、住民の日常生活に大きくかかわる項目であることから、基本的な利用料金の整合や住民サービスの格差是正に努めてきたところでございすが。9番議員おたけの火葬料金の事例につきましては、両衛生組合をはじめとし、下郷、只見両町の理解と協力が不可欠な最たる事案と認識をしているところであります。

両衛生組合においては、私みずからも管理者と副管理者を務めていることから、今後もその整合に精一杯の努力をしてまいりたい、このように考えておりますが、議員各位におかれましては、両衛生議会においてご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

次に、尾瀬国立公園の対応に関する1点目、自然保護と入山地区等の整備と対応についておたけでございました。

南会津町の田代山、帝釈山一帯を含めた尾瀬国立公園につきましては、既に新聞報道等によりご承知のとおり、本年8月に国立公園の指定告示がなされる予定となっております。環境省

では、田代湿原から帝釈山頂を含む一帯とその周辺について保護と規制の計画を策定しておりますが、この間、私も自ら環境省や土地所有会社を訪問し、国立公園指定後における本地域のあるべき姿について意見の交換をしてまいりました。具体的には、湿原内の新たな木道整備等を行わず、一步自然から退いた形で観察学習のための施設整備等について申し上げ、調整を進めております。今回の国立公園指定を一つの契機として、単に誘客と入り込みを主目的とした利用だけにとどまらず、自然環境の保護、保全を基本ベースとした未来へ向けた自然との共生を最重要視すべきと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目、栃木県を含めた、より一層のアクセス充実策及び野岩鉄道との連携とPR活動についてのおたしでございますが、県道栗山館岩線が産業経済地域開発の上で新奥地等産業開発道路として重要な路線であることから、会津総合開発協議会並びに県道栗山館岩線整備促進期成同盟会を通して、国及び福島、栃木両県への整備促進にかかわる要望活動を展開しているところであり、野岩鉄道についても首都圏からの誘客を図る面で大変重要な路線であることから、福島、栃木両県及び沿線市町村が連携をとりながら、会津鬼怒川線の存続を含めて協議を進めているところであります。

また、野岩鉄道との連携とPR活動につきましては、現在、福島、栃木両県及び沿線町村が野岩鉄道株式会社と一体となり、尾瀬の単独国立公園化を契機に、沿線及び南会津地域の観光資源を活用した新たな商品開発を進め、首都圏からの誘客を積極的に展開することとしております。

次に、町のネイチャーガイド養成に関するおたしでございますが、国立公園等に代表される保全すべき自然環境を有する自治体等においては、近年の環境保護の機運の高まりの中でネイチャーガイド制度が多数確立をされております。また、近年は自然を求めて訪れる都市部の方々の中にも高度な動植物に対しての地域を持たれる場合が多く、南会津町の自然環境を紹介する上でも、ある程度の専門知識が必要となっております。本町では、これまでに駒止湿原保護協議会において駒止湿原案内の会を結成し、講習会等を実施した上で、案内人を認定し、現在に至っており、また一方では、NPO、福島県、森の案内人として活動をされている町民の方や公立学校の放課後教育としてネイチャー教室を実践していただいている方々もおられます。

町といたしましても、これら町民の皆様の貴重な知恵と経験を積極的に活用させていただきたいと考えており、まさに今年度において既存の組織の再編、強化を含め、全庁的な組織体系を創設してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させますの

で、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 只今町長から、昨年と今年度の住宅建築の数を答弁いただきましたけれども、そしてまた申請されている件数も答弁いただきましたけれども、120件もある中で、わずか2件と。本来なら、この制度が喜んで使えるようなものであるならば、もっともっと数多くの利用者があってしかるべきと思いますけれども、2件にとどまったという原因といいますか、そのことは、どのように現状をとらえられておられるのかお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

さまざまな原因があると思いますけれども、まず1つは、地元の工務店さん等による新築、あるいは増築がどのくらいあったかということもありますが、1つには先程申し上げましたように、採択要件が厳しかったということが私は認められると思って、先程申し上げましたような状況の中で、対象面積要件等を削除しながら、その対象範囲を広めていくという改正をしたものでございますので、これらを今後見ていけば、その活用について一つの実績が表れるのではないかと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 町長も条件が厳しいということをお認めなんで、私も実はそう思いまして、この奨励制度の条例案、この中の要件の中に第3条と第4条の、4条になりますと振興券のことになりますけれども、やはり配置とかそういう部分はこれはしょうがないにしても、いろいろなこの形状とか、そういう部分が結構細かくしてあるわけですよ、外壁もそうですね。それで、この建築様式をやると物すごく割高な建築になると思うんですよ。やっとな家建てる人は、なかなかこの要件を満たして、しかも振興券をいただけるといっても50万円の範囲内では、とてもこの要件をやったら、もっともっと金がかかるというような状況になると思われるものですから、この点を本当に、これを放っておけば、もっと安い建て売りとかそういうものが入ってきちゃって、景観を大事にしようという南会津町の本旨の部分がむしろ逆に反対の方向に行ってしまうと、そういうような状況も考えられますものですから、ぜひとも家を建てるときは2,000万とか3,000万とか、新築の場合はそのくらいかかると思います。

そうしたときに50万円じゃなくて、私は、あるいは100万円、200万円というようなお金を補助金でやって、そして地域の振興を活性化を図っていったらどうかなと、私はそう申し上げたいんです。

ということは、200万円をやっても、その人が補助金をそっくりもらうんじゃなくて、地域振興券ですから地域の商店から必ず買うわけですね。地元の業者もそこに仕事があるし、金も取れるし、物が売れるし、商店も収入が得られますから、それが税収となって、200万円がそっくり返ってくるわけではないと思ってはいますが、そういうような税収も増収できると、そういうようなことがあるものですから、そういう意味でなるべく早くこの見直しを進められるようお願いしたいわけですが、その点もう一度伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この地域振興券ができた背景をやはり考えてみる必要があるということで、担当の方に尋ねてみたら、旧田島地域のホープ計画、景観を残そうというそういう意味ではホープ計画がベース、基本になっていて、細かい、ある意味では対象要件ができたんだらうというふうに私は認識をしておりますし、そのように聞いております。

従って、ベースになったホープ計画の作成基本理念といいますか、こういったものとその地域振興券をどう整合させるかということで、ここまで来たんだらうと思うんですね。その中で、事情が変わって利用者が少ないということでもありますから、それではその基本理念を大きく損なうことのない範囲でひとつ改正をしようということで、今回改正をさせていただいたわけですが、私は、例えば地域振興券についても、確かに地元の経済力といいますか、そういうお金、資金が回転をするという意味では大変効果が大きい。しかし、保護という立場で考えれば、これにはやはり一定の限界があるんだらうと。つまり、私たちが絶えず仕事、営業をしていく上で、個店、個々の店舗として鋭意努力をしなければならぬものがあり、このところはやはり限界点がどこにあるのかということも含めて考えていかなければなりませんので、只今ご指摘の金額については、今のところそれを増額するという見直しにはないという認識を持っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 実は、先日、議員の皆さん方は全員協議会に出て、国保の説明を聞かせていただいたわけなんですけれども、その中で国保世帯に関する4,419世帯、関係世帯があるみたいなんですけれども、軽減世帯はトータルで2,600ぐらいでしたか、あるわけですね。結局、それだけ国保世帯ですけれども、町民のその軽減される世帯が4,400のうち2,600もあるという、それだけやはり所得が伸びていない、低い、そういうような状況にあるわけですよ。ですから、私は1つでも、一つ一つ、一步一步、町民の所得の増につながるような施策を町が

思い切ってやっていく必要があるんじゃないかというようなことで、このような質問をさせていただいたわけですが、いろいろな地域活性化制度はあると思います。そういう中でいろいろ検証されまして、可能な限り町民の活性化に役立てていってほしいと、こう思うわけでございます。

それで、補助金の限度でございますけれども、農業とか、特に農業分野なんかでは事業費の4割とか、8割くらいまでいくものがあったりするわけですが、家というと固定資産、自分のものになるというようなことになると思いますんで、余計お金を出しにくいという面があるのかもしれませんが、やはり町としてもそういう思い切った政策が必要ではないのかなと、そういうふうに考えるわけでございます。そういう意味で、町長の今の答弁は分かりますけれども、今後とも本当に十分検討をされまして、この件をもう少しふやしていただけたらと、そういうような思いでございます。

それから、衛生組合のことです。

この件に関しましては、いろいろな委託と直営というようなやり方で業務を執務しているというような町長の答弁でございましたけれども、同じようなサービスが受けられれば、これは住民にとってはその状況もありますから、致し方ないのかなと、そういうふうに思うわけですが、先程は火葬の件につきましては、町長も前向きな答弁をいただきました。ぜひともこの点は、私ども町民として、東部、西部問わず同じ町として、1町2制度というのはちょっと不可解な面があるものですから、その点をできるだけ早く是正願えるように、私もまた西部環境衛生組合の議員に選出させてもらいましたものですから一生懸命努力したいと思いますので、町の方もよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、尾瀬の公園のことですけれども、先程自然保護と入山地等の整備のことについて質問いたしましたところ、自然と共生しながら一步引いた形で進めていきたいというようなことがありましたけれども、その中で駐車場とかそういうのは、やはりきちんと整備していかないと自然も守れないと。あるいはせっかく来ていただいた人たちに迷惑がかかると、地元の人にも迷惑がかかると、そういうようなことでございますので、その点、町長に、どのような対策をなされるのかお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

まず初めに、地域振興券に関して現在のところ、その補助金の上限についての見直しをする考えはないというお話をさせていただきましたが、今現在、南会津町に匠の会というのが生ま

れまして、この匠の会に今支援をしております。県の方の支援も含めて、町の方の。つまり、自分たちの工務店としての技量を思い切り出していこうと。それも、しかも地元の材を使ってやっていこうという動きがあります。これらの動きを見守りながら、その地域振興券の方については併せて検討をしていきたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、衛生組合については、ご指摘のとおり、それぞれ整合性の保てない部分がございます。これはやはり同じ町の町民として不可解な部分が当然残りますので、ただ、先ほども言ったように、それぞれ形態が違う中でどうすり合わせをするかという問題がありますので、現在、田島下郷町衛生組合の中では、やはり火葬業務については西部環境に合わせたような、民間の方に委託をということで現在その内容を詰めているというのが状況でございますので、一つ一つ丁寧に問題を取り上げ、精査していく中で、私はいずれ整合性が図られていくんだらうと、あるいはそれぞれの町村における諸事情を1つにまとめ上げるという事務も、そう遠くない時点出てくるのかなと、こんなふうには思っておりますので、ご理解をいただきます。

尾瀬について、尾瀬単独国立公園化に係る田代山の件でございますが、私も、実は先程も申し上げましたように山開きに行っていました。大変狭い道路の中で、一番奥に行って登山口に行きますと、これもまた駐車場が大変狭いといいますか、非常に利用者が利用しにくいといえますかね。なかなか帰ってきた人が、上って行って下山をした人がすぐにずっと戻れるかというと、なかなか後から来た人の駐車によっては出られないと、こういう不満もあるのかなというような状況でしたので、ここのところは先程も申し上げましたが、森林所有者であります森林管理所、あるいは三井物産、フォレスト等々と協議を進めながら、そしてまた道路については県道でございますので、県の方と十分な協議を進めながら対応をしていきたいというふうに思っております。

あれだけの距離を交差できないという、この実態もできるだけ早く解消をしていきたいと思っておりますので、具体的な場所を図面に示しながら県の方には要望をしていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、大宅宗吉君。

○9番 大宅宗吉議員 只今までの件はよく分かりました。本当に皆さん、住民のサービスが低下しないように、私たちも一生懸命頑張りたいと思いますので、町の当局の方も精一杯やっていただきたいと思います。

それでもう一つ、先ほど町長の答弁の中の野岩鉄道の件ですけれども、栃木県、それからずっとその沿線自治体、あるいは関係者と新たな展開をしていきたいというようなことを申され

ましたけれども、それはどのようなことなのか、わかる範囲内で結構ですから教えていただければと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをします。

実は先日、知事が会長になっております会津線の利用促進協議会がございました。私が副会長ということで、その協議会に臨んでまいりましたが、知事も野岩鉄道の経営を非常に危惧しております。会津鉄道はもちろんでありますが、このところが実は当然、以前まで知事が社長を務めていた会社なんです、これがことしの9月になると資金ショートをしてしまうと。それではということで、早速、福島県側と沿線町村については動いたんですが、栃木県側がなかなかそこについての理解を示していただかなかったために、私としては、日光市、それから栃木県の副知事が副社長になっておりますので、副知事に会ってまいりました。そんな中で、ただただ沿線町村が応援する、県が応援するだけでいいのかと、こういう議論になりまして、もちろん私もそういう認識を持っておりましたから、野岩鉄道を活用するための商品開発をしましょうということを提案をさせていただきました。

それはどういうことかといいますと、当面、いろいろな方法があるんですが、教育旅行を推しております。この教育旅行が実はバスの利用なんですね、ほとんどが。それで墨田区、あるいはさいたま市等の教育旅行を実践している教育委員会の方とそれぞれの区長さんに会って、その中でも高学年については鉄道を利用して教育旅行を実践していただく。そうすると2次交通もしっかりと整えていかなければならないということになりますので、こういう部分を新しくつくる株式会社観光公社で商品開発をしていこうと。そして、東武トラベル、それから日本旅行、これらでしっかりと情報発信して、野岩鉄道の運営に寄与しようと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○9番 大宅宗吉議員 確かにこの尾瀬という観光ということにつきましては、今当町に出資している株式会社と、これから設立される観光公社等、十分力を発揮していただかなければならない分野でありますものですから、そういう点で一生懸命皆さんに努力をしていただいて、私たちも盛り上げていかなければならないと、そう考えております。

そこで、特に今、野岩鉄道のことで副社長が知事だと、あっ内堀副知事だと言われましたけれども、社長は南会津町出身の星光芳さんでありますから、いろいろお体のこともあろうかと思えますけれども、または特別なその意味合いを持って一生懸命努力して、野岩鉄道もそうですけれども、南会津町の発展に寄与していただくような、町としてもてこ入れといいますか、

そういうお願いをしていかれたらと、こう考えるわけでございます。

それで私は今、野岩鉄道がどのような列車の名前になっているかどうかわかりませんが、これを機会に田代号とか帝釈号とか、そういう電車の名前をとりまして自然にPRできるような方法も一案かなと、そういうようなことを考えたわけでございますけれども、いずれにしましても、これだけ沈滞していますと、本当に正直な話、全面的なバックアップするくらいのでこ入れがないとなかなか盛り上がってこないのかなと、そういう気さえします。

ですから、先程の地域活性化のこともそうですけれども、やはり税収を上げる、これは財源の確保にもつながってきます。まだわずかな財政とはいいいながらも、少しずつでも増の方に向けるような施策が必要だと思いますので、今後とも町当局といたしましても一生懸命努力をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、9番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時01分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— ◇ —————

◎発言の申し出

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 15番、阿久津梅夫議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、時間をいただいて答弁したいと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

有害鳥獣捕獲のための補助金について、地域別に幾らかということでありましたが、委託という形をお願いをしておりますので、委託料で扱っております。積算の根拠となるものは、ハnター保険料と弾薬代でございます。

金額を申し上げます。田島地域62万9,000円、館岩地域54万9,000円、伊南地域31万3,000円、

南郷地域15万9,000円、合計しまして165万円です。平成18年度は合計しまして109万3,000円
でございましたので、約1.5倍の金額になっております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

————— ◇ —————

◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 次に、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番、星登志一。通告に従い、一般質問を行います。

今回は大きく分けて3項目について質問をしたいと思います。

まず1点が中山トンネルの計画の進捗度についてであります。2点目は、年金問題を町としてどんなふうにはアドバイスすればいいかという問題。3点目が新議会に対する町長の基本的な姿勢についてお伺いしたいと思います。

それでは、1点目、中山トンネルの計画の進捗度についてお伺いをいたします。

過去の公共事業においては、できてから非常に使いづらいというような面が多々ありましたが、最近は国交省の方も、住民の使い勝手を考えて、住民の声を聞くケースがふえているように思われます。できた後、非常に利便性のよい公共事業がふえているように思われます。新中山トンネルについても、100年後も便利なトンネルだと住民が評価するためには、次の4点について質問をいたします。

まず第1点目、まず現状の把握についてですが、中山峠の現在の問題点はどのような点にあるのか。

2番目に、予算額46億円の概算計画の予定はどのような計画になっているのか。

3点目、設計書をつくるときに、どの段階で住民や団体のヒアリングをする予定なのか。

4点目、県も厳しい財政事情にあると思いますので、町として県の負担分を軽減できるべき合併特例債等で一部応援できるような活動をすべきではないかと思い、新しい条例づくり運動をして、予算が少ないために結果的には不満の残る事業にならないように活発に活動をすべきと思う。その点について、町の考えをお伺いしたいと思います。特に最近では、森林環境税やふるさと税のように、過去には考えられなかった運動結果によってさまざまな税制改革も行われておりますので、その点を考慮してご答弁いただければと思います。

2 番目に年金のアドバイス策であります。

今我が議会においても、4 人の議員が年金問題について質問をしております。いかにこの年金問題が今、国民の間、あるいは町民に対して大きな問題になっている案件かということだと思います。

テレビや新聞等で社会保険事務所の仕事の実態が明らかになるにつれ、国民の不信感と不安感、それから怒りは相当のものがああります。特に老人世帯においては、相談したいけれども、仕方が分からなく困惑している人や、問題点が分からなく、他人事のように考えている人が見受けられます。自分が年金はもらっているので大丈夫だと、抜けてはいないというような考えで、さほど自分の問題でないと考えているような方もいらっしゃいます。そこで、町と議会としては、現状を早急に把握し、町、議会、あるいは民生委員や区長会、そのほか人手が足りなければ町の職員として退職なされた方等の手をかりて、社会事務所に相談するための相談窓口をつくるべきではないかと思いますが、町の考え方をお伺いいたします。

3 番目に、新議会に対する町長の基本姿勢についてお伺いをいたします。

4 月の議会選挙が終わり、町民の新議会に対する期待感、私が当選後活動しているだけでも大きな期待感だなど非常に痛感している次第であります。50 人の議会では、議員数が多いから仕方がないだろうというあきらめ感がありましたが、新しい議会に対しては、是々非々で町民の立場で一生懸命頑張ってくれという声が非常に多くなっております。一方で、議会と町長の不調和感があるんじゃないかと言われるようなときもあります。

そこで、私は、夢のある町づくりカレッジ時代のサークル活動の湯田芳博氏と湯田町長になってからの行動に対象の違和感を感じております。なぜだろうと考えた時に、議員と町長との会話が少ないのかなというふうにも感じられます。以前は、町のさまざまな審議会や協議会に議会の代表者が出て、町長と話す機会が多いことがありました。しかし、各種の審議会等に議員が参加すると一般の委員が萎縮して思うようにしゃべれないとか、あるいは国全体の流れとして、議員は議会で審議するから出席しない方がいいのではないかという流れになっており、これは議会の方から町に申し入れをして、議員はなるべく出ないようにしましょうという、そういった結果であります。しかし、実際に実行してみると、やはり不都合もあるのかなと、こんなふうを考える昨今であります。

結果としては、特に各種審議会に議員が出ないことにより情報が流れにくく、そのために議会は短い審議時間の評決で、その結果、議会と行政の意思の疎通を欠くような結果になっているのかなと、こんなふうにも思います。特に議案提出の方法や、前回問題となりました商工会、

あるいは中荒井地区の予算執行に関する凍結問題等も、そういった意思の疎通から発生した問題ではないかなと考えます。

そこで私は、一度改めましたことでありますけれども、議会と行政の意思の疎通を図るため、再度、各種協議会や審議会に議会代表が出席し、情報の交換と意見交換等をすれば町の流れは新たになるのかなと、こんなふうに考えますので、町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上、3点についてご質問をいたします。

再度、質問があるときには、自席から質問をいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、中山トンネルの計画の進捗度についてのおただしでございますが、国道352号改良工事促進期成同盟会での現地調査を踏まえ、本町が捉えている問題として、中山トンネルや金竜、銀竜橋等の道路幅員が狭いため観光バスなど大型車のすれ違いに苦慮していること、また急勾配や急カーブの箇所が多いため冬期間はスリップ事故が多発しており、通勤や通院、公共施設利用等に支障をきたしていることなどが現状の課題と認識をしているところであります。

また、予算額46億円の概算計画の予定については、福島県が事業主体となり、市町村合併支援道路整備事業として、平成19年度から平成28年度までの10カ年の間にトンネルや橋梁、さらには急勾配や急カーブ等の改修工事を実施する契約内容と聞いておりますし、県からは地域住民の方々との合意形成が大変重要であることから、設計書作成前に気象条件や地形等、あらゆる面に詳しい地元の方々、各種団体、関係する皆様への説明と意見集約を行い、実施設計書をまとめたいとの説明を受けており、そう遠くない時期に計画概要の説明があるものと理解をしております。

特に国道352号は首都圏との広域交流が期待され、地域活性化を図る重要な路線として位置づけられていることから、限られた事業期間内に完成を図るため福島県と南会津町が一体となって進めてまいりたい、このように考えております。

なお、国道整備事業に対する町負担は、地方財政法第27条の2に抵触しますので現段階では困難と考えられます。

次に、年金問題アドバイス策についてであります。社会保険事務所に相談するための相談窓口をつくるべきとおただしでございますが、現在問題となっております国民年金の記録等に関することは、年金受給者や被保険者にとって非常に重要で、かつ緊急な問題でございます。このため相談や確認行為はリアルタイムに行われることが必要ですので、住民からの相談を受

ける窓口の多重化は避けるべきであると、このように考えます。

町といたしましては、当然、議会、民生委員、行政区長等の方々のご協力を得て、住民生活課の窓口における真摯な対応と、年金に関する相談方法等の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、私の新議会に対する基本姿勢についてお答えをいたします。

町村合併による議員の在任特例期間が満了し、条例定数による22名の新たな南会津町議会議員が誕生をされましたことは、これまでの町村合併にかかわる調整期間が終了し、旧町村の垣根を越えた新たな南会津町がスタートしたことを意味する大変重要な議会選挙であったと考えております。それだけに、一般の町民の方々はもとより、私も含め、町職員の新生議会議員の皆様に対する期待は大変大きいものがございます。今後も、より研鑽を積み重ねながら、南会津町進展のため活発なご議論を展開していただくことを強くご期待を申し上げます。

私の町政執行に対する基本姿勢は以前と何ら変わるものではなく、これまでも申し上げてきましたとおり、私の政治理念に照らし合わせ、議会の皆様との議論を行ってまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、各種審議会等の町附属機関への議員参加枠を縮小したことにつきましては、まず、これまでの経緯を確認させていただきます。

平成10年4月に全国町村議会議長会から出されました町村議会の活性化方策に関する報告書において、各種審議会等への参画は原則的にやめるべきであるとの意見を受け、当時の議会からも縮下方針が出されたことから、町も議会に同調し、法定参加を除き、議会の附属機関への参加を廃止してまいりました。さらには町村合併協議における議会運営調整委員会においても、法定参加以外は就任しないとの調整方針を取りまとめてきた経過がございます。最近発表されました分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策の最終報告においても、再度、法定参加も含め、全面的な見直しを図るべきとの強い意見が出されております。

議員の町附属機関への参加は、議員個人としての情報収集が容易となり、これにより議案の審議に遠慮が働いてしまうという弊害があるほか、おただしの理由とあわせ、審議会等の広く町民各層の方々に町政に関心を持っていただいた上でご意見を伺いたいという理由もありまして、従来、議員に割り当てられていました枠を他の団体や公募枠へ振りかえたものでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、中山トンネルの4番目、町の方で県の負担分を多少でも負担するような方向でということについて、再度質問をしたいと思います。

町長答弁があったように、現状ではこれはできないということは私も認識をしております。ただし、最近、地方分権が進み、各地方からの運動によって、さまざまな制度が変わっております。ですから、私は、例えば今回の中山トンネル、46億円以上の予算があれば、非常に町や我々住民が納得のいくようなトンネルができるのであれば、少しは町の方でも負担してやった方がいいんじゃないかと、こんなふうな考えから、こういった発想が出たわけでありますけれども、その一つの方法として、今回の事業は国道ですから、国が50%、県が50%と。特にこの中山トンネルについては合併推進債を使うということで、22.5%はそれに充てていいよと、そうすると県の負担は27.5%だということでありますので、その半分を例えば合併特例債で使えば13.5%ですから、町の負担は合併特例債であれば、それ掛けるコンマ66なんで、多分100億円の事業をやったとしても、4億円か5億円を出せば、さらに倍の事業ができていいトンネルができるんじゃないかなと、私はこんなふうに思うんです。

ですから、これは当然、県議会、あるいは国会議員を動かさないとできない問題ですけども、今、国交省の方は、15年とか20年の道路計画でやっているとも最初の予算額が大幅にふえるために、重要なところは短期間でやろうという方向に向いているはずなんです。ですから、2年くらい、あるいは3年くらいの運動期間を得た後でも、十分に私はその合併特例債を使う10年間の間には、その中山トンネルの工事が終わるんじゃないかなと。

ですから、もしだめであっても、せめてそういった我々住民は、本当は予算がないためにどうしても高いところのトンネルを使わなきゃいけないというようなことではなく、50年後、100年後のやはり子孫を考えたときには、ここで2、3年苦勞をしても、そういったことを行政や議会が一体となって、まず運動をすべきじゃないかなと、こんなふうに考えるんですけれども、再度、町長のお考えをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

峠を越えての合併でございますから、議員がおただしのように、大きな地理的な弊害であることは事実。その解消に議員が真剣に取り組もうとする、そういうお考え、姿勢は、私も大変心強く、また自分の意思決定の中にも、そういう気持ちを反映していかなければならない、このように思っておりますが、当面、県の方の事業計画に対する調査が入りました。調査の概

要が出てきた時点で、こちらの方の、先程申し上げましたように、住民を含めた地元側の要望等を申し上げながら対応していくべきものというふうに思っております。

しかし、ご指摘のように、今回の合併推進債が46億円でございますので、これだけであの352号線が改良が済むとは思っておりませんので、真に必要な道路の中期計画を国で今進めておりますので、これらも県と一体となって一般国道整備として取り組みを進めていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 今の町長の答弁ですので、多分、私は、県の方も、そういった市町村が半分くらい肩がわりするなんていう考え方は毛頭持っていないと思うんです。唐突だと思っています。それはできないと思っていますから。ただ、我々南会津町としては、そのくらいのお金を出しても、やはり完璧な道路を造ってほしいんだというような、みんなの熱意を伝えるということも大事だと思うんですよ。それは、できる、できないは別だと思うんです。

それともう一つは、そういう運動をすることによって、旧田島地域とそれから西部3村が一体となれるように全地域で運動をすることが、新しい町に対して今後さまざまな施策をやるときの一体感が生まれるんじゃないかというふうに思うんです。ですから、なるだけ私はそういった運動をしたいなということですので、まず町長が、町として議会でこんな質問があったんだけど、可能か、不可能かは分からないが、少し運動をしてみるんでよろしく願いしますとか、そういったことを少し建設事務所の所長あたりと話してほしいなと。初めは、多分私が想像するに、変な、表現悪いですけども、そんなと言われるかもしれないですけども、まずそういった私は、熱意も南会津町としては示す必要があるんじゃないかと。もし可能性があるんであれば、運動だけでもしてくれというんであれば、やはりみんなで運動をして、県議員とか国会議員に働きかけをするという方向に持っていくべきだと思うんです。

それともう一つ、これから計画のヒアリングもするということなものですから、私は町で1つチームをつくって、銭金は抜きにして本当につくりたいルートはどこなんだというような作業もすべきじゃないかと思うんです。どうしても我々は国や県の仕事ですと受け身の体勢になりがちなんですけれども、例えば私たちの町では本当はこんな道路が欲しいんだということで要求して、それはちょっとお金がかかり過ぎるとか、いろいろな原因が出てくると思うんです。お金がかかり過ぎると言われたらば、じゃ、どのくらいかかるんだと。だから、これでは無理だなといえ、あきらめればいいことでありますけれども、どうも今までの道路の造り方を見

ていると、県や国の説明を受けてから、これでいいですかという造り方が多いですから、逆に言えば、町長と私なんか県の大大会に、ワークショップの手法だとか、ああいう手法を使って、何でもいいから言いたいことを言ってくれと。できる、できないは別だということで、人を集めて、4町村の興味のある人は来てくださいということで、そこでワークショップを開いて税金は別だということで、そういった運動をすることも必要じゃないかと思うんですけども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

物事を1つ切り出す場合、例えば今、国道の話をしておりますから、所管が土木部だとしますと、土木部の担当職員が、あるいは担当部長がいきなり県の財政の話を持ち出したとすれば、それは私は違うと。やはり土木部の職員としては土木部の領域の中で県内の、あるいは現在話題に上っているとすれば352号の整備について、その地域がどれだけ利便性を確保するのか、ここからスタートすべきだと思いますが、ともすると最近は何の部署に行っても、財政課にみんなが、財政担当になったような話をしているんですね。だから、このところは議員がおっしゃるように、本気で、そして真摯な取り組みの姿勢を相手に訴えるということは、まず私は第一番目としては大変意義のあることだというふうに思っているんです。

そんな中で、議会の方々がそれぞれ事情を把握されて、そういう整備の将来に対する地域住民の利便性を確保するための運動として取り組まれるのは、大変結構ではないかなというふうには思います。ただ、あくまでもこの46億円という数字を見ますと、県全体の合併推進債の中で突出した予算になっています。このところは、知事はじめ、上層部の人たちの、私たちがこれまで訴えてきたことを評価されたと、こういうふうに思いますので、それはそれとしてしっかりと受けとめながら、やはり対立点を作るのではなくて、協調点を見出しながらこの事業について精一杯の取り組みをしていくというのが私たちの今とるべき道かと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、当面、この26日に南会津町建設事務所の所長と、その問題だけではありませんが、個人的にちょっと打ち合わせを予定しておりますので、その中できょうの話も取り上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 了解しました。

ただ、町長が言うように、やはり部署によって大分認識が違いますんで、私も建設事務所へ

行く前に、一応そういった税の問題については振興局の企画の方に行って承ってまいりました。やはり土木の方では、なかなか話が、そんな制度あるのというような、土木の方はやはり造ればいい話ですから、そういった制度は聞くのは企画の方かなということで、企画の方から聞きましたんで、やはりお願いするときには企画とそれから建設事務所と両方をお願いしなきゃいけないかなと、こんなふうに思っています。

それで、次の年金問題に移ります。

私が非常に心配しているのは、日曜日、3局ほどの年金問題についてのテレビ番組を見ました。共通して言えることは、1つは台帳がないよということであるけれども、後から新聞が出て、旧4町村は台帳が何らかの形で残っているよというような話で、それはクリアできた。次に、ある人に聞くと、年金をもらっているんだけど、正当にもらっていると思う人が多いということです。年金もらっていれば、満額もらえているんだと。ところがあの3番組を見ると、抜けているのが分からないで正確にもらっていると思っている人が、これは東京都の抜き取り調査というか、出口調査と言っていいんですかね、あれ。社会保険事務所の相談に行って、戻ってきた人に聞くと、5人に1人は間違いがあったというような報道をしております。ですから、実際にもらっていても、5,000万件あるんですから、そのくらいにはなるんでしょうけれどもね。だから、知らないで、私は大丈夫と思っている人が非常に多いと。

それから後から後から出てくるように、昭和17年からですか、29年までの厚生年金が抜けているとか、その後には今度、船舶関係のは抜けているとか、いろいろな抜けていることが出ますよね。ですから、これを基本的に一掃するためには、後々国会の議論もあるでしょうけれども、やはり町全体として自分の職歴を一覧表にして書くということが私は大事だと思うんです。

日曜日の番組でも、政府自民党、公明党とあとほかの野党が出ていましたけれども、どうも自民党、公明党は先週はやりたくなかったみたいです。そういう雰囲気では私はテレビを見ていたんです。そうしたら、その後に来年の4月あたりからは、やはり個人別のそういった、あなたは何年から何年まで働いて、その積み重ねの結果、今の金額ですよということを出さざるを得ないだろうというような方向に走っているみたいです。今。その時に、もらった人が自分の履歴を忘れたとか、あるいは死んじゃった人の履歴を忘れたというような人がいた場合に、もらえるべきものがもらえなくなるわけですよ。ですから今大事なことは、今生きている人、お年寄りさんでも何でも、とにかく昔どこで働いていたと、亡くなった人もそうですよ。例えば去年亡くなったけれども、昭和17年ごろ、例えば田島でいえば丸通に勤めていたとか、そう

いった人が抜けている可能性があるわけですよ。ですから、あなたの連れ合いは、いつ亡くなって、どんな職歴があったんですかということまで調べてあげないと、本当の意味のもらえる権利をすべて捨てちゃうことになるわけです。ですから、これを役場の窓口に来て対応をしましょうといっても、私はなかなか難しいと。

これには今、旧田島だけでも4,500世帯に対して400件くらいのひとり暮らしの世帯があるはずなんです。そこに65歳以上で、あるいは75歳以上の2人暮らしの世帯がどのくらいあるかと、テレビを見て、これは失礼な話ですけれども、なかなか理解できないような世帯も結構多いと思うんです。ですから、そういうところに対しては対面方式の説明をしてあげないと、本当の意味の私は履歴は出てこないんじゃないかと、そういう意味で、私は演壇からいろいろな例えば議員だとか、そこに座っている執行部の方だとか、役場を止めた方だとか、そういった方にぜひボランティアの感じで参加していただいて、そこで講習会等みたいのを開いて、自分だけで分からない人は、こういった人たちが何件か受け持って、行きますよと、希望者の方は申し出てくださいと。こちらへ来るんじゃなく、こちらから行きますよというようなこともすれば、例えば150人とか200人集まれば、5件としても1,000件回れるわけですよ。それは1日に1,000件回ったとしてもいいでしょうし、それから来年の4月に出てくるまで、まだ期間がありますから、その間の対応策をやった方がいいんじゃないかなと。

別にこれは役場の責任でも何でもありませんよ。もうこうなった以上は、ある程度のそういった知識を持った人を集めて、実際に分からない町民のために我々はそういった運動をすべきじゃないかと思うんですけれども、町長のお考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、私はどちらかというと性善説者でありますので、自民党と公明党を信頼しております。それは、これまでの経過を見ましても、ただ単に今いろいろな意味でそれぞれ政党間の議論をされていますが、行政というのは、ご存じのように全部継続なんですね。この継続の中でたまたま。たまたまであってほしいんですが、こういうミステークが生まれた。このことについては、やはり原因をきちっと究明して、こういうことが二度とないような形にしなければなりません。と同時にやはりそこから生ずる不都合、あるいは不公正、これは政権与党が真剣に本気に取り組むべきものであるもので、私は、私たちが選択した議員の方々もたくさんおられるわけですから、ここは信頼をしていきたいと。その上で今第三者委員会を通して、領収証のないものについてどうするか、あるいは今、議員おただしのように、死亡された方につ

いてどうするのか。あるいはまたいろいろご心配はされているけれども、実際にその問題について役所の方に出向いていけない方々をどうするのか。私は、そういう問題をいずれきちんとした形で自治体も参加をして対応していくべきものだというふうに思っています。その際に、基本的な姿勢としては、集落単位に私は対応すべきだと。これが私の今の基本スタンスでいますが、その集落といっても、適材者がいるか、適任者がいるかどうかという問題がございますので、このところは、さらに地域の行政連絡員の方々とこの後、第三者委員会等々、処理の仕方が決まっていき次第、協議をして詰めていきたい、このように考えおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 町長、誤解されると困るんですけども、私はテレビを見ていて自民党と公明党対野党でやっていたという話で、初めのうちは少しやりたくないような雰囲気、最終的には4月ころからやるようになりましたよという話をしただけですからね。どっちが悪いとか、こっちが悪いなんて言っていないですから。

〔発言する者あり〕

○12番 星 登志一議員 それで、私はそのやりとりを見ていて、ああ、4月ごろからそういったことが始まるのであれば、我が町としては、まず町民一人一人が自分の職歴をはっきりさせておかないと、照合ができない人が出てくるなど。多分、今の経過ですと、送りましたよということで終わっちゃうと思うんですよ。分からない人は、それで送られただけで申請に行かないとお金もらえない状態になると思いますから、じゃ、あらかじめそれを作っておいて、職歴をみんなで協力してあげて、こういう職歴を作ればいいんですよと教えてあげて、作っておいて、それで政府の方からこういう書類が来たらこれと合わせて見て、職歴があれば社会保険事務所に行くんですよと、こういうふうなことを前もって町として準備してあれば、相当の人がその恩恵に値するんじゃないかと、こういうふうに思ったわけですから。

それで、次に3番の新議会に対する件で、私は再度、町長が説明したように、議会の議員が審議会等に参加しなくなった理由は、ちょうど私が議員になってからそういった問題が出ていますんで、それは詳細に承知しているつもりです。特に議会の方から、こういうことにはいろいろな問題があるんで出ない方がいいだろうということで、議会の方から出なくなったと。私もそれは世の中の流れだから、そう言われればそうだなということで賛成しました。賛成した結果、資料が非常に手元に入る資料が少なくなったと。議会で議案として上がってきても、あれと、いつの間にこんなに進んでいるんだと。自分たちの考えをまとめる暇もなく、やはり議

決に入ると。だから、議員の間には、このメンバーの中でももう少し審議したいなとか、自分たち独自で勉強したいなという人は結構ふえたんじゃないかなと、こんなふうに思っているんです。

ですから、世の中の流れに逆らうつもりはありませんので、もし審議会に議員が出るのはやはりまずいだろうということであれば、各審議会の日程表なりを作って、その審議会が行った内容を町の方から議会に一部提出してもらいたいなと。議員が再度、その審議会に出席するか、あるいは資料を各審議会の審議があったたびの資料ですね。委員に配られた資料とか、そこで決まった内容とかを議会の方に一部提出していただけないかなと。そうすれば、非常に興味を持っている人は、そういった審議会の予定表を議会事務局から配られれば傍聴にも行けますし、あるいはその後にその資料をもとにいろいろ町全体のことも考えられると、私はこう思うんですが、町長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今のところ、そういう資料提出する考えは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 以上で一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 秀 春 議 員

○渡部康吉議長 次に、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 11番、湯田秀春。

通告順序に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は、大きく3点でございます。1点目、人口減少の歯どめ策に企業誘致をとということでございます。それから、2点目は町民サイドで年金のアドバイスをと。3点目は、人事異動は一部事務組合も視野に入れるべきという3点でございます。

まず1点目、早いもので、合併して1年3カ月経過いたしました。少子高齢化の進展が早く、

人口の減少は年間約500名を超えております。それから、世帯でも約90世帯ほど減少となっております。このまま放置すれば、限界集落という、65歳以上が50%を超えるとそういうふうな集落ということでございますが、こういった集落が増加して、各集落のいろいろな維持もできなくなるんじゃないかというふうに言われておりますが、そういったことで各集落が消滅への道を歩むことになるんじゃないかというふうに危惧されております。

人口減少の歯どめ策として町当局もいろいろな対策をしているとは思いますが、今どのような対策を取られているのか、また取ろうとしているか、何点か伺いたいと、こんなふうに思います。

福島県では、今年度から企業誘致立地企業振興対策本部、こういったものをスタートさせて、知事をはじめとして、知事が営業本部長という肩書で企業の誘致にトップ自ら奔走しているというふうに言われております。私も、このチラシを1つ持ってまいりました。確かに知事自ら福島県営業本部長という形でこういうチラシを配って、一生懸命やっているという実態でございます。

私も、やはり人口の減少に歯どめをかけるには、最もやはり有効なよい方法だと、こんなふうに思っています。もちろん、この雪深い南会津町に誘致するということは大変難しいと思っております。簡単ではないと、こんなふうに思っております。しかし、県が率先してこのように企業誘致に力を入れておりますので、我が町としても一緒になってタイアップして、1社でも2社でも誘致に最善を尽くすべきというふうに考えております。町の企業誘致対応策をお聞かせ願いたいと思います。

1点目、現在の企業誘致推進状況はどのようになっているのか。実際に具体的にどのようなことをしているか教えていただければありがたいと、こんなふうに思います。

2点目、企業誘致する土地の確保対策はできているか。田島ですと、荒海地区に森の前工業団地というのがありますけれども、あそこはもう限界なのか、まだ奥の方に拡張できるのか、あるいはまた新しい工業団地の造成をお考えになっているかどうか。いずれにしても、企業がパッと来た場合にすぐに土地の確保ができているのかどうかと、こういうことでございます。

3点目、この町への進出意向があれば、他町村に負けない優遇策を提示すべきだというふうに思いますが、町の優遇策はどのようなものがあるのか。

これは括弧して、私が考えられるものとして書いておきましたが、固定資産の減免とか、あるいは水道料の割引とか、あるいは助成、あるいは補助金と、こういったものでございますが、こういったものが具体的にどういうのがあるのかということでございます。

4 番目としては、県は企業訪問先1,500社これは県の東京事務所があるわけですが、その職員何人かに、割り当てたというか、おかしいかもしれませんが、具体的に1,500社と。それから100社には提案セールスみたいな形で提案するというような、そういった事細かにやっているわけですが、我が町は企業訪問の予定はあるか、こういうことでございます。

5 番目、町でも企業誘致の推進班を編成したり、企業誘致のこういった県に見習ってチラシを作成して、広く町民の協力を仰いで見てはどうかということでございます。

大きく2点目、町民サイドで年金のアドバイスをということで、これも私は質問の通告期限がございまして、その後で分かった点もありますんで、しかしながら、通告してありますんでこのとおり読んでいきたいと思います。

社会保険庁は、2月、基礎年金番号に統合されておらず、そのままでは支給対象から漏れてしまう可能性のある「宙に浮いた」年金記録が2006年6月現在、約5,000万件に上ると発表した。さらに今月の6日には、厚生年金が始まった昭和17年から29年にかけての加入、納付実績1,430万件がマイクロフィルムの形で現在のコンピュータに統合されずに残っており、誰のものか分からないという実態も発覚した。また、ことし5月に入り、国民年金納付実績を記した名簿を約280自治体が既に破棄していたことも判明した。5,000万件の実態解明は進んでおらず、実際に何人に幾らの支給漏れや納付漏れがあるか分かっていない。現在、各地の社会保険事務所では、自分の年金記録がどうなっているかという問い合わせが殺到していると。

そこでご質問をしますが、国民年金について、まず1つ目は、納付実績を記入した名簿が旧町村に置いてあるかということですが、これは先程、あったそうでございますから、分かりましたけれども、こういうことでございます。

それから2番目、年金問題は社保庁の管理に問題があるとは思いますが、かつては旧町村も取り扱っていた関係上、町民に対し、移転の事実経過があれば広報を通じて知らせるべきと思いますがどうか。

これはちょっと分かりにくいかもしれませんが、役場から社保庁に移ったわけですが、その納付記録の元帳がありますよとか、そういうあれば、今度あったそうでございますから、それは町民に、ありましたからご安心くださいというような感じの意味での広報という意味でございます。

このときはまだはっきりした、28日に入っているのかどうか分らなかったものですから、こういった形で書いておきました。

3 番目、現在は旧町村などに残っている古い記録と社保庁のコンピュータ記録が一致しているかどうか社保庁に要求してはどうかと。

いずれにしても、入力ミスがあったということは間違いないわけで、旧町村にあるがなと社保庁にある電算に入っているやつが合っているか、合っていないのか。合っていないということはもう分かっているわけで、それをやはり直さなくちゃならないんじゃないかなと、こういうことでございます。

社保庁のずさんな年金管理にはあきれて、とてももう任せていられないと、こういう状況にあるかと思います。一人一人の年金記録を自分で納得いくようにチェックする必要があると。町としても、国民年金はもとより、厚生年金も含めて、納付した年金の記録を町民サイドに立ってアドバイスすべきと考えておりますが、実際は厚生年金は管轄外になるわけですが、しかしながら、先程今、12番議員がおっしゃったように、連続して、国民年金に入ったり、厚生年金に入ったりと、行ったり来たりの人がかかなり多いわけで、そういった意味では連続性というふうに見ないとなかなか見えて来ないんじゃないかなと、そういう意味でございますので、その場合も、やはり厚生年金の知識を少し知った上で町民サイドに立ってアドバイスすべきだと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

大きい3点目、これは人事異動は一部事務組合も視野に入れるべきということで、今度、町長は広域市町村圏組合の管理者となりましたので、それで質問するわけですが、一部事務組合の中には、実質同一部署に30年近く居たり、同一の管理職に20年以上居るという話も聞いております。また、一部組合の職員に多いとも聞いています。これは長期間異動しなかったからでございます。同じ顔ぶれで同一部署に長く居るということは、決していろいろな意味で好ましいことではございません。一部事務組合に負担金は出しているのですから、町の人事異動の際も、せめて負担割合に応じた職員の何名かを異動させるようなことも必要かと思いますが、町長はどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと、こんなふうに思います。

答弁によつては、自席より再質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少の歯どめ策に企業誘致をとのおただしでございます。

第1点目でございますが、企業誘致推進状況につきましては、これまでに町の最重要政策に据え、企業誘致に取り組んでまいりましたが、景気の低迷や企業誘致を取り巻く環境が厳しい中で企業の誘致が進まないという状況がございます。現在も本町にあります幾つかの工場跡地

の再活用のため、既存企業等と情報交換を行っているところであります。

2点目の企業誘致する土地の確保対策につきましては、ご指摘の森の前工業団地の造成については、既存施設利活用の方策を探りながら、本町の特性に合い、末永く付き合える企業等の誘致に対し、本町の物流の拠点として具体的に検討してまいりたいと思います。

3点目のこの町への進出意向があれば、他町村に負けない優遇策を提示すべきとのことですが、現在も過疎法や農耕法に沿った固定資産税の課税免除などの制度は整っているところであります。ただし、各種使用料の割引や補助金等につきましては実施をしておりません。

なお、補助金につきましては、既に進出している企業や地元中小企業との兼ね合いもあり、慎重に対応したいと、このように考えております。

4点目の町の企業訪問予定数はあるかとのことおたがしでございますが、現在、具体的には福島県を通して情報を入手するとともに、これまで本町に進出している企業で創る南会津工業会との情報交換により、既に進出している企業からの企業拡張等の情報がある場合には、機を逃さず情報の入手ができる体制を創っております。

5点目の町でも広く町民の協力を仰いでみてはどうかとのことおたがしでございますが、ご指摘のとおり、県との連携にあわせ、企業誘致や定住、2地域居住も含め、広く町民はもちろん、首都圏に居住する町関係者においても南会津町の親戚との意識を持ってもらって、情報をいただくような関係づくりを行っているところでございます。

次に、町民サイドで年金のアドバイスをとのことおたがしでございます。

第1点目、納付実績を記入した名簿が旧町村にあるかというおたがしであります。平成13年度まで市町村において国民年金保険料の取り扱いをしておりましたが、その時点までの記録は旧町村役場に保管をしてございます。

次に、2点目の広報を通じて年金制度の異動や納付記録を知らせるべきではとのことおたがしでございますが、各個人の国民年金制度加入の特出記録や納付記録については旧町村ごとに被保険者名簿を保管しておりますので、被保険者の年金記録の相談につきましては社会保険事務所と連携をとりながら対応してまいりたい、このように考えております。

次に、3点目の旧町村の持つ年金記録との突合を社会保険庁に要求したらとのことでございますが、現在、テレビ、新聞等で社会保険庁が確認すべき記録が5,000万件、さらに1,430万件とか言われます。確認作業にどのくらいの期間がかかるか見当がつかないとも言われております。このような状況の中で、町の受給者、被保険者の記録との突合を社会保険庁に要求できる状況にあるとは思っておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

ただ、自分の年金記録を知りたい、確認をしたいという方々がご自身で相談や確認をしていただくよう支援をしていくことや、担当課の窓口で可能な限り相談を受けることは、当然町が行うべきことと考えております。

また、4点目の町民サイドに立ってアドバイスすべきとのおただしでございますが、全くそのとおりでありますので、今申し上げましたように、相談方法の周知や窓口対応を真摯に行ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、人事異動は一部事務組合も視野に入れるべきとのおただしでございますが、広域市町村圏組合事務局のこととしてお答えを申し上げます。

去る6月13日に事務局職員との懇談会を持ちましたが、人事配置に関しての好ましくない状況があるとの意見は出ておりませんでした。ただ、管理者、あるいは理事長が郡内構成町村長の持ち回りに対する不安はあるとの認識を得ております。それなので、今後、構成町村長との協議の中で課題解決に向けた取り組みを進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今程あったんですけれども、町長、2番目は、私は新しい工業団地の造成を考えているかということなんだけれども、これに答えていないような感じがするんですけれども。あと5番目の企業誘致のチラシをつくってみてはどうかというようなことを言っているんですけれども、この件に関してお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大変失礼をいたしました。

現在、新しい工業団地の造成については考えておりません。

それから、企業誘致に対してのチラシの作成についても、今後内部でまず検討をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 何点か、お聞かせ願いたいと思います。

確かに町長が言うように、取り巻く状況というのは非常に厳しいというのは十分分かっているわけなんですけれども、やはり今、この南会津町で高校が2つあるわけなんですけれども、卒業する

と、大体勤め先がないということでやはり都会の方へ行ってしまう。できるだけ、1社でも2社でも誘致に力を入れるべきじゃないか、そんなふうに思っております。

そこで、今までこの南会津町に進出を希望した企業という、あるいは話があったかどうか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 具体的に何件かございました。企業名はちょっとここで出てこないんですが、1つは既に南会津町にある企業の子会社、これが具体的にありまして、舘岩等の具体的に跡地の案内をさせていただきました。それから、あとは、これは東京の企業ですが、これは全町ですね、旧町村の対象何カ所か、これも現地調査をさせていただいた経過がございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうしたら、結局、そういう話はあったんだけど、だめだったということですか。それは何が原因だったか、分かりませんか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

只今の企画観光課長から話したのは2件ございましたが、そのほか、これは具体的な場所とか何かというところまで来なかったんですが、東北の中で福島、茨城等々の中でという非常にマクロ的な問い合わせを入れると3件ございまして、それは、それぞれ企業の言ってみれば1つは物流のコストの面、それからもう一つは、施設を増設しなくても直ちに操業ができる条件が整っているかどうかということがございました。ですから、優遇措置という問題もないわけではありませんが、私は税制上の優遇措置はあっても、必要以上の優遇策をとることによって、本来企業が企業として努力をして経営をしていかなければならない、そういう精神が損なわれるようなことは基本的にすべきではないというふうに考えておりまして、それらがその判断材料に入ったかどうかは聞いておりませんので、以上のようなことを私のところでは、ここに誘致できなかった原因ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 実は私も先程、森の前工業団地は限界なのか、拡張できるのか、新しい工業団地はつくるのかというのは、それはやはり企業がぱっと来たときに、規模もあると

は思うんですけれども、いつでも、はい、土地を提供できますよと、そういうふうな形が望まれると思うんで、そういった面でおそらく森の前工業団地を最初つくるというときも、これは大変なエネルギーもあったと思います。今、私たちはその先人が森の前団地をつくって、そしてああいうふうになんていろいろな企業が来たと、それをもう一回ここで見習って、もう一度チャレンジすべき時期ではないかな、こんなふうに思います。

この辺に関して町長のお考え、それからもう一つ、福島県内に市町村でつくる企業誘致推進協議会と、こういうものがあるようでございますが、南会津町は加盟しているのか、していないのか、あるいはしていない場合の理由をお聞かせ願いたいと思います。この2つお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

森の前工業団地が、私たちの先輩が工業地帯としてそれぞれ地域に根差した持続性のある企業を誘致しようという思いで造られたことは、大変私たちも、今考えますと町の大きな力になっているということで感謝をしておりますが、実は知事もおそらく申し上げているかと思いますが、営業本部長として名古屋、大阪まで出向いて、知事が南会津地方出身ということもありまして、何とかこちらの方ということで頑張っておられます。これは知事に会うたびに、知事の方からそういうお話をもらっています。しかし、なかなか白河関を越えることができないと、大変申しわけないと、知事が私みたいな自治体の長に申しわけないと、こういうことを言うほど本気になって頑張っておられます。

私も先程申し上げましたように、県の商工労働部を通じながら、東京事務所等々の情報をいただきながら歩いてはいます。しかし、ここで一番考えなければならないのは、例えば3年や5年でその経営を打ち切ってしまうような会社であってはならない。ここのところが非常に私たちの大きな、いってみれば企業誘致の根幹になっています。そうすると、じゃ、どこでもいいのかということになると、経営内容と、それから社長さんはじめ、役員の方々の例えば地域に対する取り組み、これを聞いていかなければなりません。

そんな中で、知事が実は白河地方に工場誘致ができたのはいろいろな条件があるけれども、実は県民性なんだと。本当に福島県の方々は、非常に好意的に私たちを迎えてくれると、こういうことがあって決めたという社長がいるんだと、こういうことを言っていますので、私はそういうことも含めて、これから優遇策だけじゃなくて考えていかなければならない。

ただ、そういう物づくりの誘致だけでいいのかということを非常に今、疑問を持っていますし

て、森の前工業団地を、先程申し上げましたように物流の拠点としての位置づけをしておりますので、ここも実は物産販売つまりこれまでは単品の販売なんです。これをセット等、あるいは商品開発を含めてやっていこうと。そのときの米、いわゆる農産物から、そういうここにある、これまでの伝統的なお酒もそうですが、そういう販売の物流の拠点に森の前工業団地ができないだろうかという検討は入っておりますので、ここのところもご理解をいただきました株式会社観光公社の方で、しっかりと4つの第三セクターとつながりながら、ここをひとつ雇用の場、そういう意味での企業の場にしていきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えをいたします。

2点ほどあったかと思うんですが、1点目は福島県の企業誘致推進協議会に入っているかどうか。入っているとすれば、その理由ですね。

まず、これには南会津町としては入っておりません。ということは、たまたまこれは6月7日、市町村企業誘致担当者研修会がございました。本人から含め聞いたところ、ことしは企業誘致のこのあれに入っていなくても、出席は大丈夫ですと。その名簿を見たところ、61市町村のうち41が加盟していると。内容を見ますと、1つは福島県内の工業団地への立地企業誘致、それを優先にしながらやっていたということで、もちろん旧舘岩、旧伊南、旧南郷も入っていなかったと。旧田島は入っていなかったのも、たしか森の前工業団地が拡張をしない限りは、現状の中では新たな企業云々ということで、入っていなかったんじゃないかなというふうに思われます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 町長がその森の前工業団地を物流拠点、それもいいと思うんですけども、せっかくこの南会津町に進出しようという、そういう企業があった場合、何件か、先程言ったように話はあるわけですから、その受け皿とする土地の確保というやつも、そういう考えはないと言っていたんですけれども、考えてみてはどうかと私は思います。

それを造ったからって来るとは限らないかもしれませんが、来た時に即対応できるような、そういった姿勢も必要じゃないかなと、こんなふうに思います。

それと、もう一つは、私は、今、台東区に職員を派遣しておりますよね。それでせっかくですから、その目的は何か団塊の世代に田舎の方に足を向けていただくためのそういうふうな情

報収集だというようなので聞いておりますけれども、時々福島県の東京事務所というのは、かなり企業誘致の情報入ってくるんだろうと私は推定しております。ですから、時々、時々というのは月に1回か2回くらいはちょっと顔を出して、早い話が南会津町に来てくれるような企業はありませんかと、極端な話はね、そういった形で情報を少しでも早目に入手すべきかなと、こんなふうに考えておりますが、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

団地造成については、これは例えばどういう控除、どういう例えば物づくりをする行程の会社というのをある意味では想定しないと、ただ単に平地化して、道を造って、区画を整理すればいいというものではないと私は思っているんですね。ですから、その時に規格に合わないとかいうことになってはいけないわけですから、それはやはりある程度そういう町の政策と進出する企業、あるいは誘致として来る企業の基本的な線での合意等々が見えたときに初めてそういうものを議会に提案をします。そうでないと、議会に説明がつかない。いつ、どういうものが来るのかということをもう想定もできないのに造成して置くということとなると、これはむだな投資になっていく可能性もありますので、慎重に対応しなければならないというふうに思っています。

それで、企業誘致は大変重要ですが、ここでせっかくですからひとつお話をさせていただきますが、実は65歳以上は老人として位置づけされています。でも、これを見てもみると、なぜ私が物流拠点を創り出そうかということは、65歳以上の例えば年齢の人が50%を超えたら限界集落だと。これは誰が決めたんだか分かりませんが、私はそうは思っていません。つまり、昭和39年に老人保健法ができた時に、実は平均寿命が68歳だった。それで65歳という設定をしたというふうに聞いています。今78歳、それから女性に至っては80歳を超えているわけですね。そして実際に先ほど猿の被害の話がありましたが、実際に農家の人たちとして畑に入っている人たちは非常に元気な、いってみれば65歳を超えた人たちです。私は、生産年齢は65歳はまだまだ生産年齢だと、そういう方々が実際にここに生活しているわけですから、元気で生産をしましょう。その生産したものをしっかりと金に替えていこう。そのためには物流拠点があって、そして確実に消費ルートに乗せていく。これこそ私は、ある意味では雇用政策につながるだろうと、こういうふうに思っています。

それから、もう一点お話しさせていただきますが、南会津工業会の社長さん、工場長さんと定期的に年2回お会いします。懇談をしています。そこで言いますと、拡張したいんだけど

も、人材がいませんよと。仕事がないと言っている割には人材がないんですよ、町長さん、こういうふうに言っています。それで田島高校、南会津高校があります。でも南会津高校でも田島高校でも、それぞれ進学希望があったり、職業の選択は自由ですから一概には言えませんが、実は地元になくて、会津工業高等学校や若松の方の学校から就職してもらっているんですよ、こういう実態も分かってもらわないと、なかなか事業拡張はできない、こういうお話もございますので、議員おただしの部分をしっかり肝に銘じながらも、トータル的に検証をさせていただいて今後対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 町長の考えは大変私も分かります。

だけれども、仮に森の前工業団地を造ったときは、もう既に、じゃ、今まで進出してくる企業というのは決まっていたのかどうか。私は、そうは思わないんですよ。だから、必ずしも誘致する企業が決まって工業団地をつくるんじゃないだろうと思うんですよ。よそも見ていますと、そのようには見えないんですよ。中には、確かに過大な投資ということで、いつまでも、工業団地は造ったけれども入る企業がないというのも、それも問題なのは問題なんだけれども、実際私は、先人がそういうふうにしてやった経過があるんで、再度やってみてはどうかと、こういうことなんで、この辺は仕方ないと思います。

それから、人材の面で少し、これは私の個人的な考えですけれども、町内に今2つの高校があると。これはひとつ県の方に何らかの形で提案していただければありがたいと思うんですけれども、実は光ファイバー科とか、あるいはロボット科とか、あるいは今度、この辺でいえばエコ環境科といった、そういったこれからの生徒さんが魅力あるような、そういった科、こういった面で、南会津町ばかりではなくて、ひょっとしたらよそからもその高校に来るといふようなことがあるかもしれませんので、そういった科を、簡単にはいかないと思いますけれども提案していただければなと、そんなふうにも思います。

このことに関して若干所見をお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、結論から申し上げます。実は提案をしております。ただ、どのような手順でやっていくかということで、まず私としては、県の事業ですので、地元の県議員を通してお願いするというのも一つの筋だと思っています。いきなり県の方に私の方から行くことも、それはそれでいいんですが、これらも合わせながらやっていきたい。

それで田島高等学校に、この言葉がそのまま通るか分かりませんが、私の提案としては環境科学科を設けてほしい。それから、南会津高等学校の方には、今学校でいじめや何かがありますので、心理学的なカウンセリング等の科が設けられないだろうかと。2つの学校の特徴を出しながら存続をお願いしていこうと、こういう考え方でおります。

環境科学については、これまでも議論となっていました、尾瀬の単独化の問題、それから駒止の問題、さまざまな問題がございますので、自然環境から含めて我々が今後持続的にここで住んでいくためには、そういう環境の基本的な学習知識というのが大事だと思いますので、このことについて提案をしていく。

それから、これからいじめとか虐待とかがございますので、基本的に志を持って生きられる、そういう学習分野も南会津高校の方では取り入れられたらどうでしょうかということで、提案はしております。

ただ、先程申し上げましたように、手続上もう少し具体的に関係者を引き込みながら、巻き込みながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私は先ほど3点言ったうちの一つ、環境科学科ということで、ぜひともそれが実現されるよう、お願いしたいと思います。

できれば、私は光ファイバー科とかロボット科と言ったのはでたらめを言っているんじゃないくて、光ファイバーをつくっている企業がありますよね。町長もご存じのように。それから、その企業はロボットもつくっているんですよね。この町にロボットをつくる、そういう人がいるんですよ。だから、ぜひその人にたまに、もし、そういう高校で科ができれば、月に1回でも、週に1回でも行って、そういったふうにやれば、私は結構県内外から集まってくるんじゃないかなと、これは想定しているんです。これは何か機会があったらお願いするということで、この辺で。

企業誘致は町長、チラシは作ってもらった方がいいかなと思います。それはなぜかという、それを見ると大体わかりますよね。福島県でも、こうやってみると、ああ、そうかとある程度。そうすると、例えばもう少しでお盆になりますよ。お盆になりますと、当然同級会をやったり、田舎に帰ってきますよ、帰省しますよ。そのときに、パッとこういうふうになれば、中にはヒョットしたら、ああそうか、じゃここに企業を持ってくるかとか、そういった考えもなきにしもあらずだと思うんで、決してそんなお金かからないと思うんで、我が南会津町は企業誘致に対してはこう考えていますと、そういったものをひとつアピールされてはどうかなと、こんな

ふうに思います。

それはお願いしまして、この1番目は終わりたいと思います。

2番目の町民サイドで年金のアドバイスをということでございますが、実は手前みそですけども、これは多分、私がこの南会津町でも一番詳しく知っているうちの1人じゃないかなと私は自負しております。なぜなら、これは私は、もらい忘れ年金といって、もうかなり前からやっているんですよ。もう10年以上も前からやっています。田島だけでも、300件超えております。今現在もやっております。

何でそんなことをやっているんだと、こういうことなんですけれども、実は私が農協にいるときに1つだけ腑に落ちないことがあったんですね。戦争中の例えばそのころ、軍事工場がいっぱいありまして、その軍事工場のところでもらっている人が1人いまして、そうするとそのときに厚生年金というのは、昭和17年にできたということが1つ。そのときに1人がもらっているということが分かりましたので、その人のところへ行って、会社のみんなで撮った写真があるんですよ。その写真を拡大しまして、これはどここの誰々だというようなことをやって、悪いけれども、西部の人も一杯いたんですけれども、当時はほかの町村だったんで、田島の人だけ片っ端からあたったら、芋づる式に出るわ、出るわ、みんなその人たちが年金に結び付いていたと、これがございます。それから今度、おもしろがって、いろいろ今度また調べましたら、早い話が、先ほど社会保険事務所で言っていた1,430万件という、30年前の旧台帳というやつがコンピュータの中に入っていないということに気が付いたんですよ。実は、この1,430万件あるというのは件数は分からなかったんですけれども、これはあるなということが分かったんです。

そして、社会保険事務所に連れて行って、その申請をすると、その職員は嫌がるんですよ。要するに早い話が私ら年金の請求に連れていくわけですよ。そうすると、ここに画面に出ているがんで請求しろよと、あえて誘導するんですね。言葉は悪いけれども。そして、いや、私は昔のそういう戦争中の年金があるんですよと、こう言うと、今度嫌がってくるんですよ。なぜ嫌がるかという、時間がかかるんですよ。それを調査して調べるまで、何カ月もかかる。

それで私は、何千万件あるというようなことで今回、こう出ているやつ、正直言うと、先程12番の議員も言ったように、ほとんどの方は今もらっているなんて安心し切っております。おれは関係ないと思っている。ところがそれは30年前のやつは入っていませんから、ですからここにおられる方も、特に西部の方は行って、戦争中にあんたはどこかの会社とか軍事工場とか何かに勤めていませんかと、こういうふうに言うと、いや、あると言った場合は、その人たち

は可能性は非常に高いです。これが1,430万件の中に私はあると思います。

それから、私が1つびくりしたのは、私は生まれる前だから分からないんですけども、八総鉦山は分かっているんですけども、その前に大宮鉦山というやつですね、南郷に。そして、その南郷の大宮鉦山ですずっと鉄索というのかな、それで駒止峠を越えて、桧沢街道をずっと通って駅まで来ていたんですね。その中に油くれをしていたり、大宮鉦山に勤めていたりした、その人たちが一杯出てきたんですよ。ですから、南郷の人たちは、これはひょっとしたら南郷の役場の職員がやれば別かもしれないけれども、それは出てくる。それから、今の広域消防署にあるあの辺に、何とかベニヤというやつが一杯あったんです。その人たちも抜けている可能性があります。

従って、町民に具体的にこういうふうに言うと、あんたはそこのところに勤めたことないですかと言った方が早いと思います。ほとんどの方は、私が出て、もう今もらっているんで安心して切っています。それで、そこに勤めてたとえ1年でも、あるいは中には2カ月でも、6カ月でもいい。かなりの金額になります。わずか2、3カ月というんですけども、金額になります。それはなぜか。利息をつけて、そして戻ってきますから。ですから、ぜひともやり方としては、私は先程課長さんに、厚生年金の期間調査依頼という社会保険庁のこういう用紙がございます。これを役場の窓口において、わざわざ社会保険庁に行くことないですよ。ここに名前を書いて、判子を押して住所を書いて、ここに先程12番が言ったように、30年前の勤め場所を書いて、そしてこれを月に1回か2回来ていますよね、相談。そのときにぱっと渡せば、向こうでやって郵送してくれると思いますんで、ぜひともそれはお願いしたいなと、こんなふうに思います。

それから、社会保険庁にお願いをするというのは、端末1台ぐらい各市町村に置いてくれないかという働きかけをしてはどうかというふうに。それはなぜかという、役場では国民年金しか分かりません。だけど、人によっては国民年金をやったり、厚生年金をやったり、会社をやめたらまた国民年金になっている、こういう人が結構一杯いますから、やはり連続的にわからないとだめ。先ほど12番議員が言ったように、仕事をずっと書くのもいいんですけども、その連続性がわからないと相談もできないわけですから、社保庁にある端末をぜひとも各市町村に置くよう、これは働きかけてみてはどうかということでございます。そうすると、かなり分かってくるんじゃないかと、こんなふうに思います。

このことに関して、課長の方がいいかな、ちょっとお考えをお願いします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長　お答えを申し上げます。

今おただしがございました年金関係の被保険者の期間調査依頼書という部分ですが、この社会保険庁に出す書類について、私はきょう初めていただいたわけですがけれども、これらについても十分活用をさせていただきたいと思っております。

それから、２点目の社会保険庁の端末を町に置くことという部分でございますけれども、今後、年金関係のいろいろな問題が整理されていく過程の中で、社会保険事務所と協議の中での一つの議題になるのかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○11番　湯田秀春議員　もう一つ、そこで実は今、80歳前後かな、80歳以上の人ですね、この人たちは多分戦争を体験なさって、兵隊で行った人は別ですけれども、そうでない女の人とか、あるいは若い人も、このころというのは戦争の終わるころ、18年、19年、このころに對しては、もうかなりの人が徴用で半強制的にいろいろな形で戦争に協力させられているんですよ。それで、何とか挺身隊とか、名前はいろいろあるんですけれども、その人たちもかなりの確立で年金に該当する可能性がありますんで、特に80歳以上の人、この人たちは今年金をもらって満足しているかもしれませんけれども、掘り起こしにひとつ努力していただきたいなと、こんなふうに思います。

とにかく私は、この年金というのに対しては、社保庁は前からそういう体質を持っているんでかなり私も怒っている方なんですけれども、基本的には預かったお金、それをもう管理しているわけですから、受給年齢に達したらやはり気持ちよく支払っていくと、これはもう本当にあたり前なことだと思うんですけれども、それが自分で預かっておいて領収証はなんて大分前のことを言うということが、もう私は許せないなと、こんなふうに思いますんで、できるだけ南会津町町民の欠けた分は相談に乗ってやって、しっかりアドバイスできるようにひとつお願いしたいと、こんなふうに思って、この件に関しては終わりたいと思います。

それから3番目、これは先ほど町長は、広域事務組合に聞いたら、そういった何か問題なさそうなことを言っておりましたけれども、本当に問題ないのかなと、こんなふうに思いますし、それから私は、ここ何年かは広域町村圏も1年ごとに管理者が分かっているような感じがします。それで、やはり20年も30年も同じところにいるということは、人事課にとっても余りよくないんじゃないかなと。ある程度、人事異動が必要じゃないかなと、こんなふうに思います。

もし、どうしてもこの南会津町での人事異動でこれはできないとなれば、私は人事交流でもって異動してもいいんじゃないかなと、こんなふうに思いますが、再度町長のお考えをお聞か

せ願います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私がこのたび管理者になりまして、それぞれ広域市町村圏の担当する項目が12項目ほどございます。広域消防本部から広域教育関係から、それぞれございますが、その中でこれまでこういう形で事務局、あるいは消防本部、あるいは出張所等の懇談会をやったというのは一度もなかったそうです。管理者が入って懇談会をしたというのは、一度もないというふうに聞きました。ただ、管理者がそれぞれ機会を見て訓辞に行くということはあったそうですが、現場の意見を聞いて、懇談をするということは初めてだというように聞いて、実はびっくりしたところであります。

そんな中で、定期的に、少なくとも私は田島下郷町衛生組合の管理者をしていたときには年2回職員との懇談会を持ちましたので、できれば年2回くらいは懇談をしていこうということを考えておりますので、その中で今回13日に行われました第1回の懇談会は、若干皆さん緊張感もあったと思いますので出てこなかったかもしれません。今後の懇談を通して、再度問題点を拾い上げていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私も、本当にそれぞれが何年いるという細かいことは分からないんですけども、ざっと見て、同じ町内にいますから大体分かるわけですけども、やはり広域市町村圏の事務の方にいる方も、この南会津町にいる職員の方も、私は実質的には同じだと思いますよ。けれども、特に今度合併して広くなって、結構遠くまで、異動で通っていらっしゃるのもいる。片方は、幾ら負担金でやっているとはいえ、同じようなメンバーでずっと長くいる。私は、その辺はもし管理者としても考えた方がいいんじゃないかな。

そしてまた、同じずっといると、普通は監査で指摘されるんですよ。同じところに同じメンバーにいるということは不正とか腐敗とか、いずれにしても、いろいろな温床になりやすいと、こんなふうに言われているんですよ。たまには人を替えて、そして水だってずっとその場にあれば余りよくないわけですから、かえていくと。

そしてまた、広域市町村圏だけを見ますと、非常に負担金でやっておりますから借入金もない。いわゆる借金もないわけですよ。非常に基金はあるということで、同じ南会津町と比較した場合、かなり有利な立場にあるような感じがしてならないわけですけども、再度その人事交流、管理者としてお考えを持っているかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

基本的に、広域市町村圏の職員というのは広域市町村圏の職員として採用しておりますので、南会津町、あるいはほかの構成町村の役場の職員とは身分が全く違いますから、人事異動は基本的にできないということでございます。

やるとすれば人事交流ということになりますが、このことについては、構成町村がありますので、構成町村の方の意向をこれから打診をしながらということになるかと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 残りわずかとなりましたので、ぜひとも実態をよく見て、そして人事交流というものを、管理者の集まりがあるでしょうから、ぜひ相談していただきたいと。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

2時50分から再開します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時51分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 議席番号1番、湯田哲。

ついにこの時間が来てしまいました。緊張と不安で一杯ですが、この議会にいる喜びと人々への感謝で本当に一杯です。今回質問をすることは教育ということなので、形が見えなく、

色も見えませんが、ぜひこの議会で取り上げて、あすでは遅過ぎる、すごい急な問題だと私は思っていますので、ぜひこの質問をさせてください。よろしくお願いいたします。

では、通告順序に従って一般質問をいたします。

1 番、学校教育について。

町長は、3月定例会の町長の施政方針の中で学校教育について「学校教育の分野では、現在、ゆとり教育の見直し、いじめ問題への対応、教育委員会制度の抜本改革など、教育再生へ向けたさまざまな提言がなされておりますが、このような国の流れの中にあつて、南会津町の教育行政の現場で何を提案できるかが大変重要なことであると考えます。カッコ中省略、人間形成を考えれば、土の匂いのする、地域住民の顔が見える地方の確保が重要な役割を果たせるものと確信しております」とありますが、今回の会津若松市の悲しい事件が起きてしまいました。大都会でなく、この地方都市で起きた事件としては大変大きな衝撃でした。

20年前にも、やはり同じようないじめが社会問題となり、新聞やテレビは毎日のように取り上げていました。それから10年、さらには20年の間にも、想像を超えた悲惨な事件が数多く起きています。町長はこれらの事件をどのようにとらえ、何が子供たちにその事件を起こさせているのか、そしてどのような対策、方法をすれば子供たちが心ゆたかな人間として育つことができるのか、町長としてのお考えを伺いたい。

2 番、教育行政現場での提案についてであります。

この施政方針の中で、「南会津町の教育行政の現場で何を提案できるかが大変重要なことであると考えます」とあるが、今現在、教育委員会や教育の現場でどのような提案がなされているのか、あるいはどんな提案が実施される予定なのか伺いたい。

答弁によつては、自席より質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 1 番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、学校教育についてのおただしでございますが、会津若松市の県立高等学校の生徒が母親を殺害し、逮捕されるという、大変痛ましい悲しむべき事件が起きてしまいましたが、私は、この会津地方のしかもごく身近な町の人が起こしたことに、大変打ちひしがれるほどの衝撃を受けたところでございます。なぜなら、私が常日ごろ全国に発信している南会津町のまばゆいばかりのすばらしい自然、触れるほどに感じる温かい人間性など、観光交流人口や2地域居住推進の戦略を一瞬で否定してしまいかねない出来事だったからであります。

翌16日の夕刻、私は町の業務に支障のない全職員を招集をいたしまして、緊急の訓辞を行い

ました。それは、300人の町職員が動揺することなく、まず手を携えて事実を見据え、その後、自分の家族の心のケア、サポートに努めていけば、次に仲間や地域住民にと広がり、やがて南会津町全域に静穏な生活が戻ってくるという配慮からでございました。

また、教育委員会にも早急な対応を求め、教育委員会では小学校長と中学校長とに分け、教育委員も加わって、その対応を協議しております。それよりも前に、各小中学校での対応は早く、事件の翌日にはお子様の心のケアについてというような内容で、保護者への文書配布や学校の各クラス内でのサポートを図ったと聞いております。小学生よりも中学生に、特に受験を控えた3年生とその保護者に動揺があったと聞いておりますが、現在は落ち着いてきているので、引き続き心のケアとサポート体制を維持してまいることとしております。

また、何が子供たちにその事件を起こさせているのか、その対策とはとのおたしでございますが、一人一人にいただいた命を大切にするという教育の一点に尽きることと思います。命をいただいたすべての人は仏性つまり、仏心を持つとも言われております。それが後により行いをするか、悪い行いをするかは、精進をするかどうかの違いとも言われます。一日一日を大切に積み上げ、志を持って自分の人生を歩むことを子供たちに教え、導くのが親の務め、教師の務め、そして地域社会に住む大人の務めであると信じておりますので、このところに主力を置いた地域協力を高める政策を本気で進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、教育行政での現場での提案についてのおたしでございますが、今、教育界はさまざまな課題を抱えつつ、その変革期に入っております。新しい教育基本法が施行され、社会情勢の変化に対応できる生涯学習社会の実現と教育の機会均等を理念とし、家庭教育や幼児期の教育、学校、家庭、地域住民との連携、さらに国や市町村に教育振興基本計画の策定を求めています。また、教育再生会議の第1次報告においては、ゆとり教育の見直し、教員免許の更新制導入、教職員の資質向上と給与改善、教育委員会の組織の見直しなどが明記されておりますが、このような国の大きな流れの中で、地方教育現場におきましては、いじめや不登校にかかわる問題、子供が犠牲者になるような犯罪や虐待の問題など、子供たちが夢を抱きにくい状況が続いております。教育行政には、この状況を踏まえながら改善を図るため、家庭や地域と連携し、乳幼児からの家庭教育はもちろん、保育所、幼稚園と小学校との連携を

強化し、地域社会全体の教育力を高めていくことが求められております。

そこで、本年度の南会津町の教育方針では、心豊かでたくましく優しい人、未来を開き託すことができる人を育てるため、南会津町の風土に合った教育を推進し、次のような児童・生徒像を目標にしています。喜びや痛みのわかる人、難しいと思うこともあきらめない人、ありがとう、すみません、ごめんなさいの言える人、物事に不思議を感じなぜだろう、どうしてだろうと考える人、郷土を愛し南会津町に誇りを持てる人。そして、次の3つの方針を柱に教育を進めていくことにしました。1つ、児童・生徒、保護者に信頼される教師を育てます。2つ、地域に根差した信頼される学校を創ります。3つ、学校を取り巻く地域の教育力を高めます。以上のようなことで教育施策はすべて人づくりという視点であり、人づくりの根底に人は周りの環境に生かされていることに気づかせ、畏敬の念と感謝の気持ちを培う教育を展開してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 答弁ありがとうございます。

町長の速やかな対応、そしてその後の学校の対応の速やかさも感心し、敬服いたします。

それで私は、今聞いた質問の中には、こんな意味も込めてありました。今この時代にあって、子供たちがどんなふうにして今生きるかでありますけれども、子供たちの心ができるのかということを、僕はそここのところの多分、湯田町長はそのこともよく話しておられるので、それも含めて聞きたかったので、それを解して、僕はもう一度質問したいと思いますので、そのところを抽象的で本当に申しわけないんですが、よく人生経験で、あるいは社会環境でということを行います、もう一度そのところを聞いてから僕は質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私もまだまだ未熟な人生経験の浅い立場でございますので、言葉を選びながら話をさせていただきます。

これまで私がいろいろな先輩、そして後輩とお付き合いをしております。私は、先輩からはいろいろな知識を学びました。そして、今こうしているときでも、後輩、あるいは自分の子供から、感性を実は学ばせていただいております。そんな中で、心がどういうふうに創られていくのか、私なりに考えを持ちました。それは私たちが絶えずこれまで人生経験をする中で、

否定的な意見、否定的な言葉、否定的な言ってみれば関係づくり、このことは潜在意識の中に、どうしてもチャレンジをする、いろいろな状況の中で自分から創造をしていく、こういう心は生まれにくいのではないかと。そうしますと、確かに間違いは間違いとして、非は非として、注意もしなければなりませんし、いさめなければなりません。しかし、最後はその非の中に可能性を見つけられる、気づける関係づくり、あるいは言葉遣い、こういったものを絶えず繰り返ししていくことが、私は先程申し上げましたが、よい行いをする、謙虚で社会貢献をしていく、人の役に立つ、こういう行動につながっていくんだろうと、こう思っておりますので、このところは現在いる子供たちだけじゃなくて、役場職員の中でも絶えず自己啓発の中で話をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 それでは、私の考えも。

私は、人の心は、その人の出会った人たちのさまざまな価値観の出会いの中で、子供たちも、私たちも、今でも、僕は50歳になりましたけれども、この中でも新しい人と会った時に、初めて会った人から、この人はこんな価値観があるのだということで私はまた1つ進歩したり、いろいろなことで変わっていきます。

子供たちが今なぜなっているかというところについて、今のことを引用して言いますと、学校というところで先生という大人が価値観を持って子供に接する、ここで先生を育てるという言葉も教育長の方からありましたけれども、その先生の価値観に影響される部分がかなり大きい部分がまず1つあります。そして、その価値観によって、子供たちが小さければ小さいほど、それはその大人に染まっていきます。ですから、本当に育てるという意味で、先生という明かりがどれぐらい重要であるかということを実際に主張したいのがまず1つあります。

それは具体的には、もう一度いろいろな再び勉強をするとかだといいますけれども、その辺はもっと難しいことだと思うので、その辺には今回は触れませんが、そしてもう一つ、子供たちの心をつくるには重要なものがありまして、と思うんですがね。それはなぜかという、今子供たちを取り巻くのは、インターネットとか2次元画像の向こうにあります。それがどんな影響をするかということを実はここでちょっと主張したいと思います。

それはなぜかという、子供たちは安易な方向に行くのが普通です。ヒヨコのように初めて見たものを親と思うように、子供たちは多分、お母さんが行った後には幼稚園の乳児番組からいろいろ見てきますけれども、それを見ながらどんどん育ちます。そして、それが習慣化されていると僕は思っています。親によっては、それを見せないという人もいるから、その育ちは

僕は読めませんけれども、そういう中でその子供たちがどんなふうに育つかということを僕は、日ごろ20年も前、もうずっと昔から考えていました。

実は僕もテレビ人間で、昭和30年代のころから生きていますので、そういう意味ではそこに近いところなので、すぐそここのところが分かるんですが、そこで僕が言いたいのは、子供たちが今イーラーニングとかサイバー大学とか、松前教授もはじまりましたけれども、その風景をぜひ皆さん、考えてほしいんです。それは、まさに2次元の画像を見ながら勉強をしていますよ、学習していますよという風景ですけども、実は僕たちは小さいときから、そのテレビを見ながら、ドラマを見ながら、教育番組を見ながら、時にはお笑いを見たり、映画を見たりしていますけれども、その姿はどちらも同じですよ。つまり学習をしていたわけですね。うちの子はゲームしかやっていないと言うかもしれませんが、それは結局、日常生活でうちに帰ってテレビを見ていたというけれども、それは勉強部屋で映画を見ていたというけれども、それは1つ学習をしていたんですね。問題はその順番なんです、気になるのが。そして、その順番が初めに彼らが見たのは、アクション映画かもしれないし、ゲームのような世界かもしれませんが、それが真っ先に子供たちの前に入っていっちゃう、先着順がアヒルが見た、初めの親がテレビゲームだったり、あるいは暴力的な映画だったり、そういうところに問題が僕はあると思います。

そのことをなぜここで取り上げたかったかというと、そのことを大人たちがその順番を間違えると、つまり小さいうちからそういうのを見たり、インターネットもそうです。よく、僕もPTAやっていますけれども、インターネットは子供たちに有害なのか、アダルトサイトを見ることがどうなのかということが問題でよく上がります。でも、それはそれを小学2年で見るべきなのか、中学校で見るのか、高校で見るのか、二十歳になってから見るべきじゃないのかという部分に対しては、もし幼児期に見ることが、それがその子供の精神状態の精神のどこかに、心のどこかに影響するとすると、それは本当はちょっとした、本当に3歳児が見る番組を見るべきということは分かりませんが、その順番を経ていかないと、その順番を間違ってしまうと、たまたま付けた小学2年生の子が、幼稚園の子が、その暴力的なシーンの中で染まる、それはサブリミナルという言葉もあるんですが、その言葉は映像を1つ、30コマの中でですが、1コマ入れるだけで、そのすり込み現象といって脳の中に1つの現象が残るんですね。それが暴力的であれば、その人は見ていなくても、その人間は見ていなくても、そのことが頭の、心のどこかに焼きつけられる。それで何か起きるみたいな映画があるんです。そのサブリミナルと同じように、私たちは、その連続バージョンを子供たちは体験しているんじゃないかと僕は

思います。

ですから、僕たちはその映像を見ていて選択しているときに、自分が同じような境遇に行ったときに、どの選択肢を選ぶかのときに、僕の息子もゲームをしますから、お前はそんなことばかりして、調査したの、お父さん、そんなこと分からないじゃないと、こう僕に言うんです。でも、もしその暴力的なシーンかそのシーンが選択肢の中に1つ候補として、僕は上がると思うんですね、見たシーン。その選択がどうなるかは、僕は分かりませんが。

僕は、ここで余りにも具体的なあれで、ひとりよがりかも知れませんが、浮いた話かも知れません。でも、このことを1つ挙げたかったんです。僕はなぜこれを挙げたか、また先程を繰り返しますが、こういうようなルール、こういう形、このことが子供たちの心にどんな影響をするという、社会的な一つの例えば勉強ばかりじゃなくて、体も動かさなきゃだめじゃないという決まり事。だけれども、まだ学歴なんかも直っていない。インターネットばかりしなくてもいいんじゃないと言っているが、まだ直っていない。その順番を変えたら、間違ったら、そのルールで子供の心の中が何か障害が起きたり、何かが欠落してくるとすると、そのことがもしルールとして決まったときに、大人たちは、あるいは子供自身も、僕はここを見たら、ここのチャンネルは、あるいはこのクリックの向こうにある世界を僕は見たらば、何かが起きるだろう、だったら僕は押さないし、見ないしということは、僕は起きると思うんです。誘惑は勝つには難しいです。でも僕は、その部分のルールが決まれば、あえてそんな冒険は子供は僕はしないと思います。僕は二十歳になったら、その番組を見たい、それでも難しいです。でも、それはその人個人の考え方ですから、僕はその意味では、その部分が一つの原因のほんの一粒だと僕は思っています。

ですから、どうするかというと、そのルールを子供たちや一般の中で、親たちも、PTAもそうですけれども、そのことをすれば、僕たちも含めてですね。僕たちもその映像の向こうにあることが、果たして自分の何かであるかが僕は疑問なんです。ですから、僕は昔、20年前のある作文の中で、予告付きの人生を歩んでいると言っています。いいですかね、もっと。それはどういうことかということ、僕たちは常にその映像が先に行っていますから、そこで……。

○渡部康吉議長 質問の要旨をお願いします。

○1番 湯田 哲議員 僕が思っているのは、何が子供たちをそうさせるかがそこです。そして僕は、方法に、じゃ、行きます。その方法についてなんですが、町長はそのことを学校教育の中で命の大切さや、それを教えていく、人間の命の大切さを、これを先生を通じてそれをしていくと言いますが、それが具体的に通じるとは思いますでしょうか。今まで、この20

年間、10年間、ずっとやってきていました。でも、この犯罪は変わりません。どうだったでしょうか。どうでしょうか。その力がありますでしょうか。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今いろいろとご指摘いただいた内容は、私にとっては十分理解できる内容であったと思います。そんな中で、じゃ、一体、具体的にどのようにして心の教育といいますか、やっていくかということではありますが、私は先程からいろいろ申し上げますように、それぞれ縦軸の政策がありまして、それは領域が違くと領域ごとに政策というのがあります。しかし、その縦軸の政策だけでは、こういう結果が出てくる可能性が高いので、横軸をどういうふうに組み立てていくか。縦軸と横軸をどういうふうに組み立てていくかということが非常に大きな問題でありますので、言葉では家庭教育と学校教育と地域教育ということを行いながら、じゃ、具体的に何をしたんだということになると、それほど大見えを切って、こうしましたということがありません。そして、実は学校の先生方も、教育現場を通して悩んでいる部分があると思うんです。だから、そこのところをもう少し横軸として通しながら、子育て全体として教育問題を考えていきたい、これが私の理想とするところであります。

それで、今回の議会でも答えをしてきましたが、子育て応援事業、これは県の事業で200万の事業であります。このことで幼児教育から学校教育まできちっと結んだ一連のシステムの中で作り上げようということで、健康福祉課の方で教育委員会と一体となって今それを作り上げておりますので、どうぞこのことについても、もし議員がいろいろとご意見がありましたら、ひとつご提言をいただければありがたい。ここの中でしっかりと横軸と縦軸を結び合わせながら、この教育問題には取り組んでいって、一人一人があなたがいてくれてありがとう、私を認めてくれてありがとうと言えるような地域づくり、教育づくりをしていきたいというのが私の現在の強い心境でございます。

○渡部康吉議長 1 番、湯田哲君。

○1 番 湯田 哲議員 僕は実は、施政方針の中に、とても僕はうれしかった言葉があります。実は、「人間形成を考えれば、土の匂いのする、地域住民の顔が見える地方の方が」という言葉がありました。つまり、町長が考えられるのは、今回4月の下旬に境野の勝悟先生の話和田島高校のPTAで話を聞くことができました。つまり、人間は頭でっかちではだめだよ、人間は頭でっかちだけれども、その比率は想像性と知識の記憶力とかは足して10なんだ。記憶力が7ならば、3が想像力だし、9だったら、1個が想像力で、知識において東大に行くような人

は多分想像力はないんじゃないと、すごく私たちの、僕の弁護があつてうれしかったんですが、あの言葉は多分高校生たちやPTAの中にも、うちの子はちょっと余り成績よくないけれども、想像力があるんじゃない。

あの先生の言った言葉の一つを引用するとなると、なぜそれを僕は出したかという、そういう大人の応援歌みたいなものを地域の人たちの中で、僕たちも含めてですけども、子供たちにそれを伝えるべきだと思うんです。それは実は、この子育て支援の中で放課後の授業で達人を教室に招いてとか、いろいろなことをやっています。でも、それは僕は本当に少ないと思います。場合によっては、6時間なら6時間、1週間なら1週間で1人ずつでも来てもいいぐらい、子供たちはいろいろな大人の価値観に触れるべきだと思いますよ。

子供たちの生活を見ると、先生という人にもう付きっきりで、そのままの先生という価値観でたまにはあらは見えますよ。でも、その先生が4月に入って、秋に道德の授業をしたときに、その先生の言葉を子供たちが本当によく聞くんでしょうかと、僕はすごく疑問なんです。ならば、そういう地域の人たちや、今回の境野の先生のような、お金もうんとかかったでしょうけれども、そういう人、あるいは宇宙飛行士の毛利さんとか、とにかく尊敬のできる人とは限らないんです。僕は、実は地域の人顔が見えるというところを僕は強調したいんですけども、そういう意味では大いに地域の人たちの達人とか、ちょっと芸術にすぐれた人とか、ミュージシャンでも、いろいろなアマチュアのバンドもいます。交流館で発表会もしている人たちも、いっぱいいます。フォークシンガーもいっぱいいるんです。そういう人たちの力をかりて、子供たちに歌を聞かせたり、そういう場所は授業の1時間に入れるについては、週1回なんて言うのは、僕は本当に月1回ですよなんてやっていますけれども、そうじゃないと思います。まさに、そういういろいろな人がいる価値観に会うことが、子供たちにとっては、世の中にはお父さんかお母さんか、おじいちゃんかおばあちゃんか、妹かぐらいしかいないかもしれないんですよ、生活の中に。そういう意味では、子供たち、僕はここだけを強調しにきょうは質問をしているわけなんです。

その部分のところだけが、もし授業の中に取り入れるだけを僕はぜひお願いして、そのことを強調して、ぜひさまざまな人の価値観を子供たちにぜひ見せて、さらけ出してでも見せてあげれば、子供たちは、ああ、こんな、うちのお父さんはいつも怒っているけれども、僕を褒めてくれる大人もいるんだ、いろいろな人がいるということを知りますよ。

それは、会うことで、その人が、ああ、この人も悩みがあったり、いろいろな苦勞をして大人になったんだななんていうことを知ったら、その子はその他人に対して、いじめやなんかし

ませんよ。なぜだったら、他人の痛みも知らないんですよね。よく自分がいじめられたら、痛みを知らないとよく言うけれども、そうではない。痛みのある、その涙を見ていた、そこにいたその子供は感じますね。あるいはその大人が悩んで、苦しんで、今こんなに大きくなって、今は成功しているんだという言葉聞いたときに、その人の体験と同化して、そこ子は多分同じような苦しみや痛みを感じますよ。

だから、そういう意味で、そういう授業をたくさん僕は創ることが今の教育の中で道德というのが僕は一番気になっていて、道德が授業化にされます、点数つけますなんていう寝言みたいなことを、これは暴言かもしれません。でも、それなんかよりも、本当に生きざまだったり、人とのやることで、子供たちだって話ししないんですよ。だれか数日前、うちのかみさんが言っていました。番組の中でこんなことを言っていたそうです。子供たちは会話が下手になったもんだから、ついつい会話ができないから、手が出てくる。言葉がないから、言葉少ないから。ゲームばかりやっているか、それは原因は分かりません。だから、手が出たり、暴力的になったり、ストレスがなんかこう来て、自分を発散できないものがあったりして、つい爆発してしまうんじゃないかだったか分かりませんが、そのようなことをある人が言っていたということを言っていました。

まさに、僕はそういう話すテレビよりも、インターネットもおもしろいけれども、こうやっておしゃべりしたりなんかしたり、いろいろなおじさんとしゃべったり、友達としゃべるのも、あるいは隣の学校なんかとしゃべるのも楽しいと思います。だから、そういう意味でそういう授業をぜひ創ってほしいなと思うことをお願いしまして、もう一度町長のご意見を聞かせていただきたいです。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに、議員おっしゃるように、たくさんの経験の機会を与える、あるいはたくさん価値観を持った方々と出会う、そしてその中で自己判断をする能力を付けていくということは大事なことであります。私が土の匂いと言ったのは、実は体験農業とか、そういうことだけではなくて、おじいちゃんやおばあちゃんはまさしく農業、あるいは林業を通して土の匂いの生活をしてきた。そういう方と絶えず交流、イベントとして行うのではなくて、そういう方との交流を持てるようなものを創っていききたい。

それからもう一つ、顔が見えるというのは、例えば消防団員がたくさんの訓練を積んで、検閲に臨みます。そういう検閲の姿をやはり子供たちに見られるような状況を創ってはどうか

う。あるいはまた、子育てしているお母さん方が、実はいろいろなところに行って講演は聞くんですが、自分たちが経験したことを実は発表する、あるいは語り合う、ここの中で顔の見える身近なお母さんが主役になるといいですか、登場する、そういう関係の中から、たくさんの価値観を持った子供たちを育てていきたいというふうに考えて、そのように発言をさせていただいたわけでありましたが、子育て支援の中でお母さん方とたくさん懇談を持ちました。

そのときにも私から言わせていただきましたが、大変大事な子供だからけがをさせないようにと思うことは、もちろん親として大事です。でも、よくよく考えたら、自分が今手が届く状態だから、今手の届くときに転ばせてあげませんか。ある意味では、手が届く状態ですから、傷を経験、心の傷も含めて多少なりの傷を経験させてあげることも大事ではないでしょうかという話をさせていただいたときに、11人ほどお母さんが集まっていましたが、そういうことは大事ですねという確認はとれました。今、今度、檜沢小学校、あしたは中学校において、そういうことを勉強してきた親業を実はお母さん方に勉強をしていただきましたが、そこでそのお母さん方が子供と交流をしながら自分の発表をすると、こういうことも計画しておりますので、議員がおただしのようなことを一つ一つ丁寧に進めてきたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いしたいきたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 これで終わりますが、私はぜひお願いしたいと思います。政府の方の考えで、有識者が今回の道德の授業化とかやっていますけれども、本当にその上から来ているものは、僕はよく、もう一つ加えて思うと、有識者の人たちの対策は、ある意味ではこの学歴社会の中の勝利者かもしれません。その人たちが見えないものは、やはり僕なんか、あるいは落ちこぼれではないとは余り言えませんが、そういう人たちの意見の中に、多分答えは僕は隠れていると思います。なぜなら、20年も30年もこうやって問題を抱えて、この答えを出さなかったということです。

私はこの地方の中で、ぜひこの南会津町から具体的な一つの施策、あるいはもう一つ、あるいはもう一つ、あなたのアイデアが町の未来を変えますというのが僕の姿勢の一つなんです。そういう意味では新しいアイデアをつくって、それが多分子供たちの心を豊かにするほんのちょっとした足がかりになるんだと僕は思います。ぜひ、そういうことで町長、努力してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

上着の着衣をお願いします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長　これで本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

明21日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでした。

散会　午後3時25分

平成19年第2回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成19年6月21日(木曜) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第47号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第48号 南会津町針生緑の広場条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第49号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第50号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について(道城集会所)
- 日程第 6 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について(湯ノ花温泉交流センター)
- 日程第 7 議案第53号 工事請負契約について
- 日程第 8 議案第54号 南会津町過疎地域自立促進計画(後期)について
- 日程第 9 議案第55号 田島下郷町衛生組合規約の変更について
- 日程第10 議案第56号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第11 議案第57号 西部環境衛生組合規約の変更について
- 日程第12 報告第 2号 南会津町の国民の保護に関する計画の作成の報告について
- 日程第13 報告第 3号 平成18年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 議案第58号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第59号 平成19年度南会津町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第60号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第61号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第62号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 平成19年請願第7号 日豪EPA・FTA交渉に対する請願書
(産業建設委員会)
- 日程第20 平成19年請願第8号 日豪EPA交渉に対する請願書

(産業建設委員会)

- 追加日程第 1 議案第 6 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 追加日程第 2 議案第 6 4 号 工事請負契約について
- 追加日程第 3 議案第 6 5 号 物品購入契約について
- 追加日程第 4 議員提出議案第 8 号 日豪 E P A ・ F T A 交渉に対する意見書の提出について
- 追加日程第 5 議員提出議案第 9 号 県立南会津病院の常勤医師増員を求める意見書の提出について
- 追加日程第 6 議員派遣の件について
- 追加日程第 7 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（21名）

1 番	湯 田 哲	議員	2 番	渡 部 俊 夫	議員
3 番	高 野 精 一	議員	4 番	馬 場 信 作	議員
5 番	山 内 政	議員	6 番	渡 部 優	議員
7 番	星 光 久	議員	8 番	楠 正 次	議員
9 番	大 宅 宗 吉	議員	1 0 番	渡 部 忠 雄	議員
1 1 番	湯 田 秀 春	議員	1 2 番	星 登 志 一	議員
1 3 番	星 和 男	議員	1 4 番	平 野 昌 盛	議員
1 5 番	阿久津 梅 夫	議員	1 6 番	渡 部 東	議員
1 7 番	芳賀沼 順 一	議員	1 9 番	大 竹 幸 一	議員
2 0 番	児 山 寿 明	議員	2 1 番	五十嵐 司	議員
2 2 番	渡 部 康 吉	議員			

欠席議員（1名）

1 8 番	菅 家 幸 弘	議員
-------	---------	----

説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	副 町 長
横 山 恒 廣	教 育 長	湯 田 タマイ	会 計 室 長
穴 戸 英 樹	直 轄 政 策 室 長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企 画 観 光 課 長	星 光 幸	税 務 課 長
大 竹 政 義	住 民 生 活 課 長	室 井 裕	健 康 福 祉 課 長
舟 木 平 蔵	建 設 課 長	児 山 忠 男	環 境 水 道 課 長
森 秀 一	農 林 課 長	渡 部 文 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学 校 教 育 課 長	酒 井 直 伸	生 涯 学 習 課 長
星 安 晴	館 岩 総 合 支 所 長	横 山 孝 夫	伊 南 総 合 支 所 長
五十嵐 竹 則	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	馬 場 秀 成	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は21名であります。

都合により欠席届のあった議員は、18番、菅家幸弘君であります。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなってきておりますので、上衣の脱衣を許可します。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第1、議案第47号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

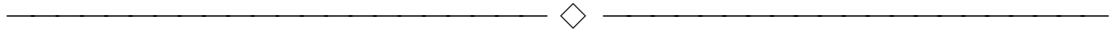
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第４８号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第２、議案第48号 南会津町針生緑の広場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

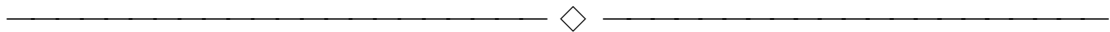
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第３、議案第49号 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4 番、馬場信作君。

○4 番 馬場信作議員 条例の改正は、改修に伴う多目的ミーティング室の廃止といたしますか、改修自体は観光公社の設立に伴う必要な分であり、いいんですが、多目的ミーティング室、これ今までその目的のためにいろいろ利用してきた営利団体、あるいは非営利の地元の組織、行政、たしか大町行政区と聞いたんですが、含めて、当然不自由さを感じると思います。その点に関しまして、まず最初に、今までどのような利用者の中身ですね、特に、営利の方は結構ですから、特に、非営利はどのような利用状況であったか、まず教えてください。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えをいたします。

非営利の分ですが、4 月から、18年度 4 月から 3 月までで、件数で 20 件、それから人数で 356 人、金額にすると 1 万 5,900 円程度の、程度というか、利用がございました。

それから、大町区については、これは通常の料金でございますが、件数で 8 件、利用人数で 79 人、全体では 5,400 円程度の利用と、これが 18 年度の現在の使用でございまして、主に県及び公共施設の利用の分が非使用と、非営利というか、その使用の分で減免の分でございます。以上でございます。

○渡部康吉議長 4 番、馬場信作君。

○4 番 馬場信作議員 数字だけ見れば、年間で 20 件、あるいは地元の行政区では 8 件ということですから、数字だけ見れば大きな打撃はないといたしますか、感じしますが、それでもやはりなくなるということは不自由さ感じますので、それでお聞きしたいのは、地元行政区に事前の説明なり、そういうのを事前にしてありますかという点と。

もう 1 点は、これにかわるおそらく集会所はたしかないと聞いています、大町区の専用の。それにかわる例えば空き店舗を使えるような状況にするとか、いわゆる代替措置ですね、そういうのは何か考えるなり、地元でそれを提案してあるのかという 2 点お聞きします。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 お答えをいたします。

当然、事前に区長を通していろいろご相談はさせていただいて、こういうことで使えなくなる状況は説明をして了解を得ております。

それから、具体的には御蔵入交流館、あるいは福祉ホールで来たわけですが、できたというか、それ使えるわけですが、そのほかにも大町区では現実的には飲食店とかホテル、そういうところを使いながらやっておられるという現状でございます。以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 事前の説明と、後はその他使っている集会所があると思うんですが、了解しました。いきなり集会所というのはまさか無理ですが、ただ、地元ではいろいろ空き店舗もあると聞いています。そういうのがあるんじゃないかと再利用とか含めて提案しまして、質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第50号 南会津町教職員住宅に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第51号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題

といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

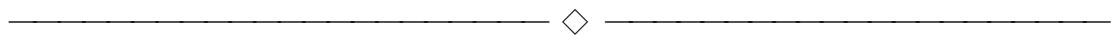
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第53号 工事請負契約についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

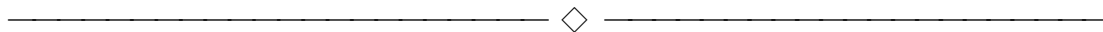
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第54号 南会津町過疎地域自立促進計画（後期）についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

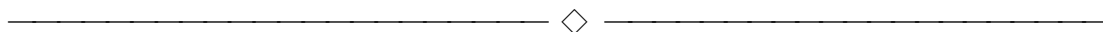
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第55号 田島下郷町衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

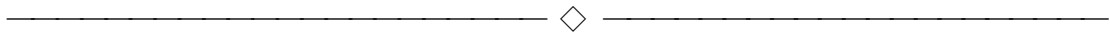
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第56号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第57号 西部環境衛生組合理約の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎報告第2号について

○渡部康吉議長 次に、日程第12、報告第2号 南会津町の国民の保護に関する計画の作成の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第2号 南会津町の国民の保護に関する計画の作成の報告についてを終わります。

◇

◎報告第3号について

○渡部康吉議長 次に、日程第13、報告第3号 平成18年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

以上で、報告第3号 平成18年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◇

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第58号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 この議案につきましては、この前全員協議会でも説明がありましたが、本会議でやったらどうだというようなアドバイスもありましたので、3点ほど質問いたします。

この前のもらった資料ですね、会議資料1と2というので順を追って質問いたしますが、まず、会議資料の1の中で、1の2ページなんですけれども、2ページで国民健康保険税必要額について、医療保険分で4億1,300万ほどですね、それから介護保険分で6,603万ほど必要だというような説明がありましたが、これについて、後からちょっと家に帰ってゆっくり見えますと、ナンバー1の資料の中の12ページのところで細かな表があるわけですが、そこで見て

くると、必要額というのは何かちょっとあてはまる数字がないものですから、12ページの下の方に医療保険分ですと3億9,171万5,000円というのがあって、そこで予想収納率の関係で少し多く見るんですけれども、調定額が4億1,017万7,000円という数字はあったんですが、この説明書にあるように4億1,300万ですね、というちょっと数字がどこにあるのかなというようなことで、しかも、別盛り、必要額が多く見ているのかなというふうに思えるわけですね。これが介護分につきましても、介護分では6,062万3,000円必要というふうに見ていますが、この同じ資料の13ページ見ると、真ん中からちょっと下の方に、必要税額ということで4,417万2,000円とありますが、そこでやはり予想収納率ということで、全部は収納できないだろうということなので少し多く、4,711万2,000円というふうに見ている調定額ですね、なっていますが、この説明書では6,062万3,000円なものですから、それは、その差額はどこに見るのかなというようなところが、まず第1点目。

それから、2つ目なんですけど、2つ目は、きょうのこの条例案そのものに関わることなんですけど、この案分率が田島地区の例で言いますと、田島地区の所得割が6.10だったものが、7.28に変わるというようなことで条例案にもあるし、説明書、今度は説明書の方の資料2の方に来てしましますが、資料2の方に今度来ます。資料2の方に来て、資料2の方で案分率の求め方というのが1ページに書いてありまして、さらに3ページの方にも書いて、前と改定後のことが書いてあります。6.10と7.28と書いてありますが、その7.28ですね、これを出す計算式が1ページには書いてありますが、その出す数字そのものですね、数字そのものは説明なかったんだなと思ったんですよね。どれと、どの数字とどの数字を割ったら7.28に今度はなるのかなという、それが、その説明がなったと思うんですよね。

ですから、この所得割、資産割、均等割、平等割について、何と何を割ったらこうなるという、そこをぜひ説明していただきたいと思います。

それからあと、さらに、資料2の方の5ページに行きますと、4地区の去年とことしの負担額が書いてありまして、ここで全協のときにも税金が上がるんですねというような確認をしましたが、そこでちょっともう1回確認しますと、例えば、これも田島地区を例にした場合、19年度は医療一般で、これが1人当たりのところを見ますと5万2,954円になっていますよね、19年分。そうすると、これが去年の、18年の上の5万615円と比べると上がるということになるわけですが、この1人当たりを見る場合に、その下の介護分、介護分も1人当たりの1万9,124円とありますね。これとは別々にかかると思いますが、そこをちょっと確認します。おのおのそれをプラスするんだということで、つまりプラスすると7万2,000円ほどになるんで

すけれども、1人分が。そういうふうに見るのかということを確認します。

そして、さらに、この19年の結果をずっと見ますと、この医療分だけちょっと見た場合に、田島が5万2,954円、それから、館岩が5万1,000何ぼでありますね、伊南が、これも5万1,670円、南郷が5万7,870円とありますね、そうすると、南郷が一番高くなってしまいますね。そうすると、これ医療分と介護分を合計するとすればもうちょっと数字変わりますけれども、これちょっと医療分だけ見た場合に、南郷が一番上がってしまうと思うんですね。その場合に、3年間でこの国保については統一するという説明が合併協議会のときやったんですね。そうすると、何というか、もうこれ2年目なんだけれども、たしか南郷は合併のときには安い方だったんですよ。伊南が一番安かったんですね。南郷は3番目だったんですけれども、今回これを見ると、南郷が何か一番高くなってしまったなという感じするんですが、そうすると、3年間で何か統一するというか、均一するというか、あの考え方はどういうふうに理解するといいのかなということなんですね。もう既に、合併の時点で田島が一番高かったですから、田島にあわせてだんだん上がってくるのなかと思っていたんですが、これ見ると、田島は2番目かな、になってしまったんですけれども、その辺、それでいいのかなということを質問いたします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

案分率の計算ですが、先日計算方法についてはご説明いたしましたが、具体的な数字をいうことですので申し上げますが、旧田島地域の一般医療分で申し上げますと、まず、平成19年度の調定見込額を算定いたしまして、それから当然、所得に応じた法的の裏づけのある軽減額がございますので、それを求めて、それを足した軽減前の税額を求めます。それを賦課割合に応じて、所得割ですと50%、資産割ですと5%、均等割ですと30%、平等割ですと15%ということで、それを割合に応じて案分していきます。そうすると、旧田島町の軽減前の税額が出ますので、そこで所得割の基本となる額が旧田島地域の被保険者の所得総額、この出し方については、この前申し上げましたとおりでございますが、その総額で割るということでございます。その数字が率で出てきます。総額に対する軽減前課税税額、それで割ると率が出てくるということでございます。

もう1点目の議員おただしの平均値のことでございますが、これはあくまで平均値でございます、田島町、旧田島地域で申し上げますと、18年度から19年度アップしておりますが、その理由についてですが、一応考えられるのは、平成15年度から平成18年度まで同じ税率で

ございました。

そこで、所得割の基本となる被保険者の所得の総額、これを見てもみますと、平成15年度から比べますと、被保険者の総所得額の合計が約2億8,200万円減少しております。従いまして、この全体の所得が減少したことが大きな要因であろうというふうに考えております。

それから、介護と医療の考え方でございますが、介護については医療と違いまして40歳から65歳未満の方が対象となりますので、それぞれ別々に計算しております。

それから、旧南郷地域が大きくはね上がるということでございますが、これは議員ご承知のように、合併の調整結果で統合までは旧町村単位で求めていくということでございますから、18年度におきましては、旧町村の数字そのままを使って基金を多く入れてきたと、19年度におきましては南郷が、伊南もそうですが、医療費、医療給付費が大きくはね上がっております。その結果、必要税額が18年度から比べますと、1,340万円もふえております。

また、所得割の賦課割合、これも旧3村、田島違っておりまして、南郷は40%から50%に変わったことも1つの要因だと思っております。以上でございます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答え申し上げます。

先の全員協議会のおきにお渡ししました資料の2ページの国民健康保険税の部分でございますが、この中の数字と資料の整合性でございますが、若干数字の整合といいますか、合っていない部分がございます。これについては、細かい数字でございますので、確認して後ほど説明いたしたいと思っております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 先程の案分率の話の中で、税務課長の方から説明はありましたが、何といいますか、私は生の数字をぜひ上げてもらいたいと言ったんですが、これとこれを割るとこうなるよという数字、生の数字、それもし分かったら伺いたい。その計算の方法はここにも書いてありますので、生の数字、ここに書いてありますね、所得額額割る所得算定基準額の数字を生の数字が分かったら伺いたいということなんです。

それから、いま一つは、田島地域が下がったこととか、南郷が上がったことについて、田島地域の所得が減ったとかというような話はありませんが、何というのかな、そういうことも含めてというのかな、3年間でばらつきをなくすというふうに私ら思っていたんですけども、そこを、そういう方針があったとしても、そこで所得が下がってきたりすると、その方針どおりいかないということ、そういう理解でいいんでしょうか。これおそらく、特に南郷地区の方

が住民に対して説明つかないんじゃないかと思うんですよね。専門的な説明、1時間も2時間もかかるような説明だったら別だけれども、ちょっと一口では何らおかしくなってしまうと思うんですよね。何かその辺、そういうことも含めて調整をするのかなと私は思っていたんですけれども、それとは別なんでしょうか。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

案分率の旧田島医療一般分の生の数字ということでございますので、数字を申し上げます。

計算のもととなる基礎額でございますが、19億9,456万7,000円でございます。それから、所得割額、税額でございますが、軽減前の税額が1億4,520万3,000円でございます。それから、南郷さんの話でございますが、税務課といたしましては、必要税額に対して算出する方法が決まっておりますので、それに基づいて積算しているということです。ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 1点だけ伺います。

来年度一本化するということなんで、均等割と、それから平等割の方は案分率の求め方の中ではある程度軽減措置はあるということなんですけれども、今、田島地域で一番問題になっているのは、国道筋等で空き店舗がふえているということです。昔ですと資産を持っている方はお店に貸して収入が上がってきたけれども、最近はそういった傾向がだんだん少なくなっているということで、そういった方々の中で年収が少なく、これでは少し大変じゃないかなというような事例があったらちょっとお知らせいただきたいのと。来年度、変更する場合に、そういった資産割の方の案分率の計算において、収入が少ない人にはどう手当てをするかというようなことを考えているかどうか、その点についてお願いいたします。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

資産割、これにつきましては、賦課割合につきましては、先程もお話ししましたように、旧3村と田島地域は異なっておりました。それで、最終的には田島地域にあわせて50%、資産割5%というようなことで下げております。

議員おただしの事例ですが、今のところ掌握していませんので、分かった時点で議員にお答えしたいと思います。ご了承願います。

それから、来年度の資産の件でございますが、国保運営協議会の答申では、一応55、30、15の賦課割合でいくということでございますので、この率で多分行くだろうというふうに思っております。

なお、最終的には来年度の給付総額によって多く変動することはあり得ると思いますが、答申の結果では、来年度はご承知のように基金、非常に少ない状況でございますので、それらを勘案した場合には、来年は基金は繰り入れないという考え方で担当課の方ではいるというふうに聞いております。

以上でございます。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それで、私がお伺いしたいのは、今のお答えですと、資産割についてはそういった支払いに困窮するだろうというところまでは今のところ精査していないというお話だったものですから、もし精査した結果、これは大変だなという方がおれば、来年度の改正のときに資産割の方も減免措置をとるような方向で考えていただけるのか、それとも考えているのかというご質問でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは非常に実態経済の中で重要な問題でございます。いわゆる南会津町管内と南会津郡内の他の町村の関係をちょっと調べてみますと、資産割率が下郷町ですと35%、それから只見町が26.87%、大変高い資産割率になっているんですね。南会津町としては、約その半分程度の率にしておりますが、このことについても、資産割が導入された背景、ここのところをもう少し詳しく調べようということで検討を始めておりますので、先程税務課長がおっしゃったように、今後の推移を見ながら、あるいは実態を見ながら、これらについても鋭意検討を進めたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 南郷地区と伊南地区の医療費が特段ふえているわけですが、これは患者数が多くなったのでしょうか。また、重度、重い患者数がふえているのか、透析のやるような人がふえているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えを申し上げます。

まず、1点目、考えられることなのですが、今おただしのとおり、重度といいますか、高額医療を要する方がございました。

それと、もう1点は、医療機関が整備されたことによる部分もございます。要因としましては、今申し上げた大きな2つなのかなと思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 1つだけお聞きしたいわけですが、なかなかこの前説明を受けて、なかなか私も理解得られなかったわけなんですけれども、結論的に、例えば住民に分かりやすく言った場合は、先程から言われたように、南郷さん、伊南さんはことしの場合は医療給付費がはね上がったということで高くなっているわけなんですけれども、来年一本化になった場合、今度は条件が同じような形でいった場合を仮定した場合、今度は来年は逆に伊南、南郷さんが少なくなって、今度は田島、館岩が上がっていくような、そういうふうな感じで受け取っていいのかどうかお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

税務課の立場から申し上げますが、合併協議の内容調整結果に基づきまして、先程来からありますように、18年度、19年度は不均一課税と、そして旧町村単位で必要税額を算定した上で、旧町村単位で税率を計算しております。

また、19年度におきましては、18年度におきましては、旧町村ごとの税率、合併前と同じとして不足額を基金で繰り入れました。19年度につきましては、調定額の2分の1程度ということで計算しております。来年度につきましては、基金、先程申し上げましたように基金が非常に厳しいので、基金を繰り入れないという考えでございますので、平成20年度におきましては、旧3村、これは結果的に所得の多い、それから資産税額が多い旧田島区域と統合されるために、結果として税率は旧3村を抑えられるだろうと、田島については、若干上がるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 おそらく来年のことだから、多分数値的に出すというのは難しいん

だろうと私は思うんですけれども、要は、余り急激に上がって、いろいろ町民の方から苦情がなければいいと、こういうふうに思っているわけなんですけれども、できれば、その辺の緩和と
いうか、そういうのがあればいいななんて思っているわけなんですけれども、そういったことは
お考えになっているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私ども、これの言ってみれば積算過程において、議員が今おただしのように、そのところが一番やはり重要な視点でありました。しかしながら、先程税務課長からも答弁しましたように、基金になるべく踏み込まないと大前提を設けておりまして、いわゆる３年後に調整を
すると、統合するということでございますので、若干のそこまでの経過の中では、いわゆる急激と
言えるかどうか分かりませんが、率のアップ等についてをやむを得ないといえますか、そう
いう意識は実は持っておりました。

それで、このことについては、来年のことについて見通し厳しいと言いながらも、やっぱり
見通しをしていかないと、やはり町民の方々は理解を示してくれませんので、できるだけシビ
アな数字を出しながら、しっかりと地域ごとに説明会を、あるいは意見をいただきながら調整
をしていこうと、こういう考え方を持っておりますので、どうぞ、そのところはご理解をい
ただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 難しくて、聞いているとますます分からなくなってくるあれなん
ですが、今、先程から聞いていてそうかなと思ったんですけれども、旧町村ごとになっている
やつが３年後には一本化ということは、旧町村ごとはなくなるということについては、南会津
町の税率としてずっと全部来るというんですね。

それから、もう一つ、今、基金を取り崩ないということなんですが、今、基金は１億7,000
万ぐらいという話ちょっと聞いたんですが、現時点では幾らという、現実には基金は幾らあれ
ば正当な、例えば何か３年間の平均の４分の１とかという前に聞いたこともあるんですが、現
時点の南会津町になったときには、その基金は幾らがいいのか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

最初の１点目は、そういうことにしたいというふうに、南会津一本の、いわゆる地域のそれ

それのご事情があったんですが、それは3年を目途に統一して町一本の税率ですよということになります。それで、いわゆる私たちがその基金を取り崩さないという大前提に置いておりますのは、いわゆるその基金の保有額が、適正な基金の保有額として見込んでいるのが南会津町のベースで考えますと約3億6,800万、これらを何とか適正な保有額に近づけたい。そして、将来に、現在、確かにご負担をかけることとなりますが、このことが将来にしっかりと安定的な、いわゆる国保事業の運営につながるようにしたいということで、これらの数字を目標にしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 先程の全員協議会の説明資料の1の2ページでございますが、大変申しわけございませんが、記入ミスといたしますか、数字のミスでございまして、4番の保険税の3行目、医療保険分で3億9,175万1,000円、それから……

〔発言する者あり〕

○大竹政義住民生活課長 2ページです。2ページの3行目ですが、医療保険分で413727を391751に訂正願いたいと思います。大変申しわけございません。

それから、介護保険分、60623を44172に訂正をいただきたいと思います。合わせて474352の数字ですが、これを435923に訂正いただきたいと思います。大変申しわけございません。

○渡部康吉議長 今の訂正分かりましたか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 住民生活課長の方から申し上げますが、今の数字、じゃ資料を大至急作りましてお配り申し上げます。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 それでは、後から正誤表を出していただきますので、ご了承願います。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、討論があるそうでございますので、議案に対しまして反対者の発

言を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私は、この議案に対して反対を申し上げます。

まず、第1の理由であります、それは今必要額について訂正という話がありましたが、非常に重大な数字の訂正であるし、また、これ本当に、この前の数字の説明資料にあるように、4億1,372万7,000円というような、そういう前の数字でもって算出して、ずっと算出してある可能性も私はあると思うんですね。そういう意味で、本当に何というかな、もう1回精査する必要があると思うんですよ。それやっぱ精査しないでここで決めるというのは、ちょっと私は大きな問題があるなと思っております。必要額の見積もり誤りが、可能性があるじゃないかと。

それから、2つ目は、やはり3年以内の調整ですね、これもいろいろやってはいるんでしょうけれども、結果的に南郷地区が一番今度上がるというようなことで、どうも調整が、基金でやったというの分かるんですけども、調整がまだまだ弱いんじゃないかと思うんですね。そういう点で、とても町民にこれ説明できる内容ではないと。

そして、加えて3つ目の理由としては、やはり町県民税も上がっているような、そういう状況の中で、やはりこれは抑えるべきな努力をするべきだったろうというふうに私は思いますので、反対を申し上げます。

○渡部康吉議長 次に、賛成者の発言を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 大変厳しい中でのアップでございますが、この実施にあたりましては、町民によく理解されるようによく周知されまして、本当に理解に努めていただくことをお願いして賛成をしたいと思います。

○渡部康吉議長 次に反対者の発言はありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

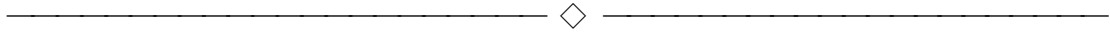
議案第58号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡部康吉議長 ありがとうございました。

起立多数です。

よって、議案第58号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第59号 平成19年度南会津町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 商工費の観光費、株式会社南会津観光公社の運営費の補助金の関係、違う、ごめんなさい。大変失礼しました。

13ページの観光費、株式会社南会津観光公社の運営費の補助金であります。この当社は、当初予算2,000万、それから、その次の臨時議会で1,800万、第三セクターからの出資金1,200万で5,000万円で設立することになったわけですが、株式会社である以上、これだけの資本金であれば、会社の努力だけで利益を追求すべきだと、当然、この人件費関係の補助金は必要ないものと私は考えております。非常にこの補助金のような安易な資金を利用するという事は、観光公社そのものに非常に甘えが出るんじゃないかと私は思います。

私なんかもいろいろな補助金をもらって事業をやった経緯がありますが、決してプラスにはならない。そういうことで、できればこの補助金というものは、この振替だというのは分かるんですが、できれば私は予備費にでも入れて、何というんですか、置いてほしいなと、そのように思います。そういうことで、会社に対して安易な補助金を出すということについての答弁をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、安易という言葉の定義ですが、私は前回の議会でも申し上げましたように、民間の経済活動がそれぞれ自主的に、いろいろな業種において企業、いわゆる業を起こす活動が活発に起きる地域においては、そういう考え方も一部にできるんじゃないか。しかし、今、議員もご

存じのとおり、大変閉塞感募っているわけですね、地域が。ここで、じゃ民間の努力、活力だけに委ねていたら、この地域経済がいつか回復するのでしょうか。ここのところが私は税収を確保したり、滞納政策をしたり、あるいはまた、子育て、2地域居住、さまざまな行政の課題に果敢に挑戦するための、言ってみれば投資である、安易な補助金とは全く考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 一般補正の中に、今回の6月19日の新聞等で報道されています県の事業の定住2地域居住推進事業の中で、3つの分野があるんですけども、その中で、今、受け入れ体制の整備ということで、移住等受け入れシステムの構築事業ということで南会津町がのっているんですが、今回の、6月の、今回の補正には載っていないという、読み込み不足なのかも分からないですけども、載っていないんですよ。

それで、この事業に対する県の補助等々はあるんでしょうか。また、9月の議会等に予算が計上されるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

失礼、もう一つ、その内容も分かればお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、お答えをいたします。

ただいまの移住関係の関係でございますが、今回の補正予算のページで申し上げたいと思いますが、実は計上しておりまして、補正予算の収入で言いますと、8ページの収入に一般補正予算の8ページに、移住交流システム支援事業助成金、ここで200万、それから、具体的に今度支出の方では10ページ、一般補正でございます。一般補正の10ページに移住等受け入れシステム構築で200万1,000円と、これはまさに今新聞にも載っていたとおりでございまして、人口減少、あるいは少子・高齢化対策ですね、そういう中で都市からの移住、それから交流、そういうシステムを構築するということで、これは地域活性化センターに申請したところ、たまたま南会津があたったということで、具体的なシステムづくりを構築するということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 一般補正13ページの農林水産業費についてお尋ねをいたします。

13番の委託料の町有林現地調査委託料の委託先、同じく5番の分収林事業費の13番委託料、

緑資源機構造林事業委託料、多分これは森林組合かなと思うんですが、地区がありましたらば、地区名までお知らせください。

○渡部康吉議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 只今のご質問に対してお答えを申し上げます。

町有林の調査ということでございますが、これは南郷支所地域の町有林についての現地調査ということでございます。南郷地域につきましては、当時の村有林についての活動がなかったということで、現況把握がおろそかになっていたということで調査をする内容でございます。調査員としまして4名、現地案内1名という中身で、10日程度調査にあたりたいと、その5名体制であたりたいと、面積にしまして95ヘクタールぐらいを対象にしております。

それで、どこにお願いするかということですが、調査員を各自お願いする形の中でやりたいということでご了解をいただきたいと思います。

それから、委託料の関係でございますけれども、地域ごとに申し上げたいと思います。田島地域390万円、館岩地域251万7,000円、伊南地域356万3,000円、合計しまして998万円となっております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 1点は、今の、先程の関連なんですが、一般補正の10ページの支出の委託料の下に南郷地域生活支援事業、先程の地域総合診断についてということで、総務委員会でこれ説明あって、内容は分かったんですが、これが南郷地域を老人会、婦人会、シルバー、あるいはNPO等に委託をしてという話があったんです、調査をすると。今、あちこち回っていますと、老人会の方が最近では子供の見守り隊、それから、いろいろなことで老人会にというものですから、非常に老人会暇だと思って、やっと定年になってのんびりできるといったら、何もかも老人会と、非常にその負担を感じているという話が1カ所ばかりじゃなくてあるんですよ。

私も見守り隊に関しては、新聞とかいろいろなもので老人の散歩の時間を、あの登下校の際に、時間に合わせてくれと、そういう意味じゃないのかという話はしたんですが、老人会の人たちが、家の前でじっと1時間立って、ほかへ行きましたら、うちの方の集落の人は朝晩子供について、ずっと隣部落まで歩いて、また行ってくるんですよ。確かにあれでは負担で、毎朝やっているわけです。あの辺はどういう老人会にお願いしたのか、1点。

確かに、私たちもこれから何もしなくなつて、これからラストの人生を楽しもうと思ったときに、確かに金を持っている、暇もあるということで、老人会、老人会ということになると責任あるものですから、言っている意味も分かるなと思つてきたものですから、ひとつ町長にお伺いしたいと思います。

それから、宿直代行員、それから庁舎の作業、掃除、清掃、これも総務委員会で話がありまして、ちょっと聞き忘れたものですから、今度は直接委託でやるということなんですが、非常に参加について良かったなと思うんですけども、業者に委託したときと、直接やったときはどのぐらいの違いがあるのか、予算的にはどのぐらいかかっていたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、あと15ページ、小学校費と中学校費の中で、用務員委託料と両方あるんですが、今まで私、用務員というのは町で臨時なり、本職なり、雇用していたのかなと思つていたんですが、これ委託料、こうなっているんで、どこへ委託しているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点なんですが、これは国保の11ページ、国保補正、ごめんなさい、札貼つてあったものだから、じゃ、その点だけお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 3点程ご質問があつたかと思いますが、お答えをさせていただきます。

まず、1点目ですが、老人会のさまざまな地域活動に関するいわゆる参加の件ですが、実は私も議員と全く同様の考え方を持っておりまして、老人会の方にはその旨話をさせていただきました。しかし、老人会の方の役員さんの方からは、連合会の方から、県の連合会の方からもそういう要請があつて、何とかやりたいというような方針を出しているんだと、こういうことでした。

ただ、私も現場の方にちょっと来てほしいということで、会下地区でしたが行ってみました。やはり自分の方が危ないと、こういう認識を持っておられる方もおりましたので、このところはもう少し精査をさせていただいて、いわゆる老人会の負担にならない仕組みをつくっていききたいと思います。

そこで、老人会ではもう一つ、例えば総会をしたり、いろいろな資料をつくったり、このところの苦労が大変実はいんで、現役引退してまでも資料等、数字を眺めてやっていかなければならない。このところを何とか総合支援センター等を通してサポートしてやって、いわゆる団体、1団体、1団体が完結することは大事なんですが、でも、それは1人の、ある意味じゃ専門家といいますか、その体制をつくることによって老人会も婦人会もいろいろな団

体の総会資料とか、必要な資料づくりとかをやってあげられるとか、そんな仕組みをつくって
いこうと、こういう考え方も今持って準備をしているところでございますので、そのところは
ご理解をいただきたいと思います。

なお、宿直代行員についての違いの数字と用務員等の委託に関しては、担当の方からお答え
をさせていただきます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします、

宿直代行員、さらには清掃関係の委託関係でございますが、そのどのくらいの従来委託料
があつて、廃止後、どのくらいの経費がということでおたかしであつたかと思ひます。

庁舎の警備、それから日常の清掃委託、そういったものを年間見ますと771万5,000円ほど
かかつておりました。それを廃止いたしまして、宿直警備を含む内容でやつた場合に、これが
438万ほどかかります。それから、清掃につきましては、これも雇ひでやりまして、週4日
を見ました。週1回、金曜日につきましては、全職員がすべて夕方清掃を行うと、合わせまして
廃止後の経費が531万6,000円ほどになります。差し引きますと、年間で239万ほどの減という
内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

一般補正15ページ、用務員の関係です。これは南郷の関係ですが、平成18年度においては
南郷の2つの小学校、それから中学校においては、用務員の業務の委託を行つております。こ
れは株式会社のダイシントウという人材派遣会社でございます。ことし、19年度につきまして
は、この委託を廃止をいたしまして、いわゆる臨時職員で対応したいということで3月に公募
をかけております。公募を実施した結果、南郷一小と南郷中学校の公募の方に応募がなかつた
ということで、やむなく再度用務員の業務の委託に戻したということでございますので、ご理
解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第60号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 国保補正の6ページなんですが、先程税を決める考え方の点では問題があると思って反対したんですが、今度は計数的な問題ですが、この6ページに一般被保険者の国民健康保険税等で補正が3,800万ほどあって、計が4億5,229万8,000円となっていますが、これは先程の必要税額が間違っていたという関係で、先程必要税額が4億3,592万3,000円と、435923という話ありましたね。そことこれ合わないわけですが、それとも合わないし、当初その説明書にあった4億7,400,352ですね、それとも合わないんですけれども、その辺は単純な計数ミスなのか、それともやはり、この必要税額が違うことによっていろいろな元づくりが違うですから、案分率とか、いろいろな点に影響ないのかどうか、そこを伺いたいと思うんですよ。

これはやっぱり2,000万くらいの差がありますから、4億7,000と比べてもそういう差があるし、4億3,000と比べても、ちょうど真ん中ですから、これ。4億5,000、4億7,000、4億5,000、こっちは4億3,000、どっちから見ても2,000万くらいの差がありますから、ちょっと大きな影響があると思うんですが、その辺問題ないですか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 只今の保険税の歳入の関係でございますが、先程訂正させていただ

いた数字が必要とする税額でございまして、今回、6月の本算定にあたりまして、当初見込んでおりました税額から今回、本算定によって算定されました税額を差し引いて3,507万3,000円の減ということで、保険税については計上させていただきました。よろしくお願いします。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 また、確認になりますけれども、引いたのはいいんですが、その4億5,229万8,000円という数字間違いないですかということを聞いているんです。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 この税額の数字につきましては、国保税等、滞納繰越分がトータルされております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 2点ほどちょっと私分らないいのでお聞きしたいと思いますけれども、1つは、この共同事業の件で、交付金、それから拠出金だと、共同事業って、それをちょっと教えていただきたいなど。

それから、もう1点、退職者医療と、こういうふうにあるんですけれども、退職者医療のことについて、2点ほどお聞かせ願います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 まず、順序逆になりますが、退職者医療制度について説明申し上げますが、一般的に高齢退職者につきましては、退職後に国保に加入することが一般的でありますけれども、医療の必要性とか、給付水準、その他医療費の負担、そういった部分で不合理が生じるという経過がございまして、いわゆる退職後の被保険者等につきましては、原則として被雇用者の年金、すなわち、年金といいますか、退職後に現時点まで被用者、勤めていたわけでありますから、そういった部分での退職者の方々が保険として一般の国保とは、国保の被保険者とは別に制度上でできております。よろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 もう一つあるな、もう一つ聞いてからします。

○渡部康吉議長 答弁漏れの分お願いします。

住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えいたしますが、ページ、7ページの共同事業交付金でございますが、事業の中身でございますので、今手元に資料ございますから、もうしばらく時間をいただきたいと思います。すみません。

○渡部康吉議長 課長、すぐ答弁できますか。

住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えいたします。

共同事業の中でございますが、高額医療が発生するわけでありますけれども、これに対するいわゆる80万以下の医療費とかいろいろ数字はありますけれども、これを補てんするために福島県国民健康保険団体連合会の方にそれぞれ拠出をし、高額医療に補てんするためにつくられた制度でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 課長、4月に来たばかりで大変申しわけないけれども、私の方も分からないから聞いているわけで、ということは、共同事業というのは、高額医療費なんて非常に金額もかさむということで、さらに、その上の団体というか、そういうところに保険を掛けているというふうに理解していいですか。その予算と、支出と、収入と支出というふうに。

それから、もう一つの退職者、私は分からないんだけど、普通、政府管掌健康保険というのかな、政府でやっている、大企業は健保あるんでしょうけれども、あるいは公務員は、あれは共済会というのかな、何かそういった形でやっているかと思うんですけども、それが退職して国保に移る、これは分かるんですけども、これが移ってどうしてこうなるのかなという、そこをちょっとお聞きしたいなと思っておりますけれども、大丈夫ですか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えいたしたいと思いますが、今の質問の内容、もう一度お願いできますか。ちょっと、すみません。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 大変申しわけございません。私、以前ちょっと担当しておったものから、退職医療制度について、今の議員さんのおただしでございしますが、確かに政府管掌とか、公務員とか、前のその加入していた保険、それが国の支払基金という制度ございまして、その基金の中にそれぞれの共済組合、それから政府管掌の保険、それらが総てそこに1回集まります。そこから退職者の関係者については、支払基金より、この医療制度の部分について、国

民健康保険の事業者にそれぞれ交付される制度でございまして、それで不足する部分については、税をもって補うという内容でございます。大きく申し上げまして、そんなことでございますが。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 何となくちょっと分かったような感じがするわけですけども、結局、やめて国保へ入って、そのちょっとの間の、ちょっとの間というか、ちょっと分からないんですけども、何年間か分からないんですけども、その間の調整というか、そういう意味に捉えていいのか、ちょっと分からないかな。

要するに政府管掌とか、そっちの方のところに保険入っていたと、そして退職したから、当然国保の方に入ると、その間の支払い関係の、その調整というかな、いつまでも、これ退職者ずっと行くわけじゃないんでしょう。

〔発言する者あり〕

○11番 湯田秀春議員 行くの、そうですか。分かりました。それで、そういう意味なら分かりました。

ということは、これからどんどん団塊の世代がお辞めになっていくとなると、この金額はどんどんふえていくというふうな感じに捉えていいんですか。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えを申し上げますが、今おただしにあったとおり、基本的に退職医療費については、いわゆる増加していく傾向に結果としてなっておりますし、今後もそんな形で推移するというふうに考えております。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 只今の議員さんのおただしの中で、ずっと行くのかといったことでございますが、後期高齢者の制度でございます、老人医療の関係ですね。そこまで行くまでについては、国保の加入に入った中では支払基金からそういったお金が補っていただく、交付されるということでございます。

○渡部康吉議長 ほかに質疑ありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 課長、来たばかりで誠に、先程と同じところで、分かりやすいところ、分だけにしますから。

先程の退職者医療保険の666万1,000円追加ということなんですが、これで大体何名分なの

か、分かれば。

あと、先程の、これは6ページですね、6ページの歳入、ごめんなさい、歳入、目の2、追加補正になっているものですから。

それから、先程の同じ国保財政共同安定化事業交付金ということで1億3,360、これだけの金額は、これだけ医者へかかったということでしょうけれども、国保じゃないからお金が来るからいいんですが、かなりの金額なので、かなりの見込み違いが、特別大きなあれがあったのか、100人が医者にかかっていなかったのか。

あと、それと先程総務課長が国保からもその拠出金はあるということなんですが、どのくらい、私はほとんど全額退職者医療の、この共同安定化事業交付金から退職者については来るのかなと思ったんですが、多少国保からの拠出もあるということなんですが、何%ぐらいあるんでしょうか。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 細かい点は課長から答弁させますが、大分数字が大きいんじゃないかと、こういうようなところについてお話申し上げますと、昨年度の当初予算、予算策定にあたりまして、18年度はそれぞれがつくって合算した形、19年度は初めて、私も総務課長も初めてでしたので、大分、10月ごろからそれぞれの課から要求をいただきました。通常の旧町村、これまでのことだと、年明けてからの実際の作業というふうに聞いてございまして、2カ月ほど前倒しでやりました。その点で、例えば、国保にしてもそうなんですが、通常ですと、年末の地域財政計画から持ってきた数字を使ってみたり、そういうのができたんですが、基本的に医療費の推計を10月時点の要求時点でつかまえるだけの数字から基本として持ってきたものですから、年明けてから直せる数字は追っかけていって二度手間になったんですが、行った経緯がございまして、そういう面で大きな違いが、例年よりできたという、こういう事情がありましたことをご了解いただきたいと思います。

それ以外の人数等のご質問は、課長から答弁いたします。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 補正の6ページの退職者被保険者数でございしますが、1,372人になっております。

それから、7ページの共同事業交付金でございしますが、額が大きいという中での説明でございしますが、これも先程若干説明したわけですが、高額医療にかかわる部分の当初の収入見込みといいますか、当初予算で推計した数字を、その時点では数字が固まっております。

せんので、今回、福島県の国民健康保険団体連合会の方から拠出金の確定ということがございまして、今回補正で計上させていただくということでございます。

〔発言する者あり〕

○渡部康吉議長 答弁漏れ1点あるそうです。

住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 数字についてでございますので、後からご報告、議員の方にいたします。

○渡部康吉議長 後からということでもいいですか。

〔「はい、いいです」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑ありませんか、ほかに。

21番、五十嵐司君。

○21番 五十嵐 司議員 議案書には直接関係ないんですけども、南会津町内に存在する特別老人ホームの、ホームごとの収容人員と、その現在の待機者数、分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 21番に申し上げますが、国保の補正予算とは関係ないようなんですが……
21番。

○21番 五十嵐 司議員 却下します。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 6 1 号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、議案第61号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 6 2 号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第62号 平成19年度南会津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 細かいことで誠に申しわけありませんが、収益的収入及び支出の収入のところなんです、予定額の営業外収益、これと雑収益で1円違うんですが、これ前の決算書というか、この予算書、補正予算のときには、例えばここに貯金利子1円なんて入って

いたような記憶があるんですが、これはあってもなくてもよろしいのでしょうか。その点だけ、1点だけお聞きいたします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

今、議員おたしのとおり1円ということでございますが、今回はその分計上なしということで、よろしいということで答弁をさせていただきます。

○渡部康吉議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

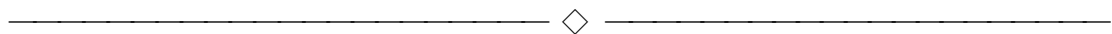
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、議案審議は終了いたしました。



◎平成19年請願第7号及び平成19年請願第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、常任委員会に付託してあります請願・陳情について。本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第19、平成19年請願第7号 日豪EPA・FTA交渉に対する請願書、日程第20、平成19年請願第8号 日豪EPA交渉に関する請願書を一括して議題といたします。

産業建設委員会に付託しておりますので、産業建設委員長の報告を求めます。

13番、星和男君。

○13番 星 和男議員 只今議題となりました2件の請願について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、平成19年請願第7号 日豪EPA・FTA交渉に対する請願であります。平成19年5月28日、2番、渡部俊夫議員の紹介により、福島市の食とみどり水を守る福島県労農市民会議議長、浦井信義氏から提出されたものであります。

その趣旨は、4月から開始された日豪EPA・FTA交渉に対し、オーストラリア政府は農産物を含む関税撤廃を強く主張しています。オーストラリア政府の要求どおり農産物の輸入関税が撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、牛肉、酪農、小麦、砂糖の主要4品目だけで4,300億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済の影響を含めると2兆円から3兆円規模になると思われます。

また、オーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

このため、日豪EPA・FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える主要品目を交渉から除外するなどの対策を求める意見書を内閣総理大臣などに提出してほしいというものであります。

本委員会は、6月15日、紹介議員から現況報告求めるなどして慎重に審査をした結果、オーストラリア政府の要求どおり農産物の輸入関税が全面的に撤廃されれば、米をはじめ打撃が大きいことから、重要品目を交渉から除外することと、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立するため、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、平成19年請願第8号 日豪EPA交渉に関する請願であります。平成19年5月31日、11番、湯田秀春議員の紹介により、JA会津みなみ農業協同組合、代表理事組合長、星安博氏から提出されたものであります。

その趣旨は、請願第7号 日豪EPA・FTA交渉に対する請願と同じような内容となっております。

このため、本委員会では、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、2件について、ご理解をいただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決いたします。

平成19年請願第7号 日豪EPA・FTA交渉に対する請願書については採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第7号は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成19年請願第8号 日豪EPA交渉に関する請願書については採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第8号は委員長報告のとおり決しました。

暫時休憩します。昼食休憩にします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 2時30分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 先程の議会の全員協議会の資料につきまして、資料の1の平成19年度南会津町国民健康保険についてでございますが、2ページの4番、4行目につきまして間違いがございました。議員の皆様方にはお手元に正誤表をお配りしてございますが、4行目の医療保険分4億1,372万7,000円を3億9,175万1,000円、介護保険分6,062万3,000円を4,417万2,000円、合わせて、合計でございますが、4億7,435万2,000円を4億3,592万3,000円にご訂正をさせていただきたいと存じます。大変お手数をかけまして申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 説明資料の訂正です。ご了承願います。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど町長提出議案３件、議員提出議案２件、議員派遣の件及び各常任委員長から閉会中の継続調査申し出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。

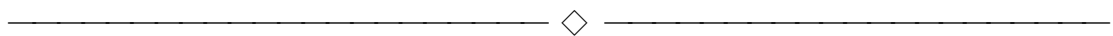
暫時休憩いたします。

休憩 午前 ２時３５分

〔全員協議会開催〕

再開 午後 ３時２４分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第１、議案第６３号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 追加をして提案をいたします議案第63号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、会津田島ふれあいステーションプラザ内に、株式会社南会津観光公社を設立したことに伴い、施設の管理運営及び利用者の利便性から、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設である当該施設について、株式会社南会津観光公社を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りまして、議決をくださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 この公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは夢開発から観光公社に移るものであります。何ら異議はありませんけれども、これによって観光会社のプラスの要因がふえたわけです。そのかわり夢開発にしてはマイナスの要因に出てくると思います。そういうことで、これからの夢開発の経営において、夢開発のこれからの何ですか、に支障はないかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、今まで夢開発で雇用しておりました従業員の問題、それはどのようになるかお伺いをいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大変ご心配をいただいて感謝をしておりますが、まず、夢開発が、いわゆる1つの営業ステージを縮小するということは事実でございます。しかし、それが営業成績にどう影響するかというものは内容の問題でありまして、このところは十分にこれまで夢開発の取締役会等で議論をさせていただいたと、このように理解しておりますし、その上で今後も会社の運営としては十分であると、こう私は認識しております。

ただ、夢開発株式会社から、これとは別にさまざまな今後の会社としての企画についてはご提案がございますので、それは具体的にこれからアウトソーシングを含めて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、職員の問題については、私の方にそういう話が上がっておりませんので、多分想像するに、夢開発株式会社の方で十分消化できる問題だと、このように理解をしております。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 職員の関係は町長のところに上がっていないということであれば、今までステーションプラザで働いていた夢開発の人間は、夢開発、本来の例えば何ですか、山村道場であるとか、それから道の駅とか、そういうところに配属されるわけですか。それをお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いわゆるそういう細かい問題も含めて、いわゆる夢開発から職員に対して困ったという問題は上がっていないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第2、議案第64号 工事請負契約についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第64号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

本案は合併協定の広域事業として位置づけられ、地域の安全・安心の確保を目標として、防災行政無線施設設備に係る工事請負契約でありまして、このため7社を指名し、去る6月11日指名競争入札を実施した結果、請負金額5億5,851万6,000円で、三菱電機株式会社東北支社が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

本工事の概要は、田島地域における防災行政無線施設の新設で、その内容は、個別受信機設置、親局設備一式、中継局設備3基、屋外拡声子局設備48局及び3地域との統合接続局設備工事一式でありまして、工期は2カ年間継続事業で、平成20年10月30日を予定するものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 先程、これ全協だったからということで、質問の趣旨が違った場所だったか分からないんですが、先程16番の議員の中身を聞きますと、作られた契約みたいな感じがしてならないわけです。防災無線は区長会等からも何年か前から要望書として上がったか、そういう形で上がっていたんですが、必要なことは分かるんですが、そういう契約であつたらば問題ではないかというような感じしますので、その辺含めて、どういう説明になったか分からないんですが、そこらひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

先程全員協議会でお話申し上げました入札の結果につきましては、先程申し上げたとおりでございまして、それぞれの内容で決定させていただいたところでございますので、ご了承をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 入札の結果とか何かは、これ、なしたことでできるわけ、最初から三菱電機というような、先ほど16番、さっきも言ったように、作られた入札みたいな、我々素人考えとして、そんなような気がするわけ、そういうことで、今盛んに談合だの何だのってされている時世に、そういう契約の仕方では我々、私たち納得いかない部分は十分にあると思うの、そういうことで、そこら辺は、そういうことなかったのか、本当に単なる偶然にそういうふうにあつたのかな、それとも。その数字なんかなしたことと合わせない、そういうことで、

そこら辺は偶然なのか、それともそういうこと、実質やらせ契約みたいな、やらせ入札という、そういうことではないかと私は思うの。そういうことです。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

16番議員の話を聞いて、仕組まれた契約ではないかと、作られた契約ではないかという疑念を持たれた。それはそれで議員のご判断ですから結構だと思いますが、私の方では、先程課長補佐が答弁をいたしましたように、全協でされたように、さまざまないわゆる地域内の防災、いわゆる地域の安全・安心のためのさまざまな項目についてチェックをして、それをいわゆる設計項目仕様書として取り込んでいく過程の中で、そういうある意味では設計書になったというふうに理解をしておりますし、たまたま最低制限額などの話もありましたが、私は基本的に競争入札する中で、やはりこれだけの大規模な工事ですから、品質管理、保証等についても、しっかりとやっぱり担保すべきであろうし、場合によっては分かりませんが、いわゆるこの工事が地元に存在する関係事業者は何らかの形で、いわゆるその工事、作業の者が行くとすれば、むやみに、いわゆる安ければいいという制度になってはならないんじゃないかと、こういうことを考えて、最低制限額を県の方と十分、どういう基準で出せばいいのか、真剣に、何日もかけて検討した結果、それをお示ししたわけですので、あとは入札、いわゆる札を入れられた業者さんの問題だというふうに理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 必要性は分かる、それは。必要性は分かるんだけど、欲しさ余りに、やっぱりそういう、なかったらいいよ、これ後からして結果は、そういうことは全くなかったと、本当にきれいな指名入札であったというような形で出ると思うんだけど、そういうことなかったならばいいんですが、そういうことで、余りにもびったり仕組まれた、普通一般聞いていても、16番さんのその中身を見て、みんな聞いていると思う、そういうことで、仕組まれていなかった本当に純白な形で、こういう形になったらとなれば仕方ないですが、一応そこを確認しておきたいのは、一切そういうことはなかったと、町長、笑っているけれども、本当はどうか。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、結論から申し上げますと、全くありませんから。ですから、例えば、こういう場合に、それぞれ審査をする機関もございますので、もし心配であれば、そういう手続をとられたらい

いんではないでしょうか。ともすると、トップというのは、絶えず監視されていますから、いわゆる火のないところには煙は立たないと、こう言いますが、実は放火もあるんですね、火種を置いていく場合もあるんですよ。ですから、私は公職にある者が、もし過ちをしたらば、それはそれ相応の責任をとらなければならない。しかし、公職にある者が一生懸命公務に執行するときに、やはりきちっとした根拠を双方で確認をして情報はそれぞれ流してほしい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長　ほかにございませんか。

〔「分かりました」と言う者あり〕

○渡部康吉議長　11番、湯田秀春君。

○11番　湯田秀春議員　先程16番、こう言ったんですけれども、ちょっとその、余りよく聞いてなかったんで、指名業者名の名前、もう1回お願いしたいなという点が1点でございます。

そのとき、先程、別に16番議員言ったのを信用していないわけではないんですけれども、何か辞退だとか何だかんだと、こう言ったんですけれども、その辺まで分かればお願いしたいなというのが1点ございます。

それから、もう1点は、先程私オプションのことを聞きました。オプションは1,000万か2,000万ぐらいだと、こう言うんだけれども、私は何でこれ、最初から入れた方がいいんじゃないかなと、後で入れれば高くなるんじゃないかと思うんですけれども、それを入れなかった理由だな、それをお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長　総務課長。

○渡部俊夫総務課長　まず、工事の指名業者でございます。お答え申し上げます。

落れました三菱電機株式会社東北支社さん、それから日本無線株式会社福島営業所さん、それから日本電気株式会社福島支店さん、それから沖電気工業株式会社東北支社さん、それから株式会社日立国際電気東北支社さん、それから株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部さん、それからパナソニックエンジニアリング株式会社東北支社の7社でございます。

○渡部康吉議長　総務課長。

○渡部俊夫総務課長　大変申しわけございません。

それでは、辞退した会社を申し上げます。

日本無線株式会社福島営業所さん、それから日本電気株式会社福島支店さん、それから沖電気工業株式会社東北支社さん、それから株式会社日立国際電気東北支社さん、それからパナソ

ニックエンジニアリング株式会社東北支社、以上でございます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えをいたします。

まず、オプションについておたしございました。先程全協でもオプションについて説明はさせていただいたわけなんです、額は1,000万から2,000万ということで、なぜという部分、当初からという部分のことかと思いますが、ここで掲げられている部分については、例えば、先ほど6番の議員さんからも質問あったわけですが、各障害者の方々への対応とか、そういった部分の先進事例も含めて、この事業そのものが2カ年で進められていく過程の中で、個別にそういった部分をもう少し調査する必要があるというふうに担当の方では考えて、その結果だと思います。具体的に災害現場の映像とか、そういった収集が果たして南会津町としてどうなのかなという部分もありましょうし、また、広域消防も含めたそういった部分での連携という部分も含めて、この事業を進めていく過程の中で、またオプションを考えるということであれば、その時点でまたご相談をするというような考え方でございました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 副町長。

○杉浦孝幸副町長 追加してお答えを申し上げます。

まず、オプションにつきましては、今回④までしか出ていませんが、ほかにもっとたくさんございました。設計屋さんですから、考えられる限りの大分、一番最初、物すごい額を見せられたのを記憶してございます。

それで、まず、聴覚障害者とか障害者の関係を考えて場合に、例えば、耳の悪い方については文字情報というのがあるんですけども、例えば、寝たきりの人を誰が持っていくのかと、助け出すのかということで、いわゆる結局は家族の方や、その周りの、隣の方とか、そういう地域力をまず大事にするべきじゃないかと、このときは思ったわけでございます。

今回お出ししまして、6番議員さんからもお話ありましたので、もう一度、その点と、例えば、総合支援センター構想の中で何かうまい解決策があるのかということも含めまして検討してまいりたいと思います。

また、このほかに、今思い出しますと、ちょうどこのとき新エネルギービジョンをつくってございまして、災害時のときに電線切断された場合に、太陽光発電というものも検討項目に1つ入って、④以外の例としてそちらのお話もさせていただきました。

いずれにしても、大分大きな事業でございますので、まずは何でしょうか、必要最低限

と言っでは申しわけないんですが、ほかの３村に負けない程度以上、それが録音装置でありますけれども、そこを目指してまずは整備して、ちょうどいい機会で、こういうオプションのお話も受けましたので、その中でまた考えていきたいと、このように思っています。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 今いろいろ聞いて、7社のうち、やはり5社が辞退して、三菱さんと富士通さんが残ったと、なぜこんなに辞退になったのかなと思いますので、再度お願いしたいのと、辞退した理由ですね。

それから、私はちょっと無線ということで話してこうなんだけれども、それがどうしてこう、文字情報になるというのはどういうことか、何かちょっと分からないんですけれども、それが意味分からないので、ちょっとその２点お願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

先ほど全員協議会でも申し上げました辞退の内容ということでございますが、その３地区との連携、その結ぶのに技術的に困難であるといった内容の辞退届の内容ございました。

それから、仕様書に対応できない、仕様が難しく、製造元に聞くような設問に対する答弁、積算ができないとか、そういった内容の辞退届でございました。

以上でございます。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えをいたします。

今回、デジタルによって整備することになっておりますが、大きな違い、アナログとデジタルの大きな違いの中で、デジタル波によるデジタル化をすることによって、私も専門的に詳しくは存じませんが、いわゆるデジタル波によって文字の受信が、文字となって受信できるという、一般的なことですが、そういったことであります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 何か町長の答弁の中で、放火犯にされたような気持ちなんです、さっき全協の中で大分お聞きしましたのでいいんですけれども、まずFMラジオ等を聴取できること、このFMラジオというのはなぜ必須科目なのか、ひとつ教えてください。

それから、もう１点、さっきも聞いたんですが、富士通さん、76%でも不落になりましたけれども、どういう計算方法、細かくて分からないんでしょうけれども、何でその三菱電機さん

が80%ぴったりに入れて、片一方は76%入れたら、片方が落札できて、片方は失格になったのか。そして、もう一つ、その失格になった富士通さんとヒヤリングをしたのかどうかということに対してさっき聞いたと思うんですが、それ返答なかったようなのでお聞きしたいと思います。

それから、この問題について、仕様内容、役場の回答の中、中身、それから、その指名業者の5社の辞退、この辺まで考えてもらっているんですね。果たして、この入札が公正・公平にできたのかどうか、その辺の回答を明確にお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えをいたしますが、まず、受信機の仕様の関係でございますが、先ほどの全員協議会でも説明はさせていただいたんですけれども、まさに今、先程指名業者のメーカー名あったわけなんですけれども、業者にとっては日常、日々日進月歩でこういったＩＣ関連の機種がどんどん進歩しております。その中で、個別受信機については、通常、単なる防災関係の受信機ということと同時に、災害に対する広域的な情報の聴取だとか、そういった部分も災害とかいろいろな場面の中では当然必要になってくるであろうと。それから、停電時の対応の中で、テレビがどうかという部分ではありますが、このＦＭラジオの中で、ＦＭのラジオの受信機の中で、そういった広域的な情報を聴取することも今後整備していく中で一歩前進だろうというような考え方を持ったわけでございます。

それと、先程の指名の関係ございましたんですが、これは日本の防災無線関係の取り扱いをしているトップ企業というふうに私どもは認識しております。これ以外のいろいろな会社山ほどありますけれども、まずトップ企業であるということで、そういうことで今回の事業が実施されたというふうに思っております。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 私からは、入札が公正に行われたかというご質問にお答えをしたいと思います。

これは全く公正に行われております。例えば、今、総務課長の方から指名した業者申し上げましたが、実は担当の方に、ほかの事業、業者からの、なぜ指名を入れてできなかったんですかという問い合わせが何件かあったというふうに聞いております。それはすべて県の事業の入札指名停止期間中であつたということでございますので、結果的に、この指名業者になりましたので、どんなことをおただしがあつても、全く公正な執行であつたと理解しております。

以上です。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 先程おただございました76%での不落になったということのおただしでございますが、これにつきましては、先程町長が7番議員さんですか、申し上げましたように、品質管理、保証関係ですね、こういったことを含めまして、最低価格を、制限価格を設定したがために、この中で失格になってしまったという内容でございます、ヒアリングをしたかという内容でございますが、入札執行の後については、ヒアリングは行っておりません。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 私も、この議案についてちょっとおかしいと思う点があるんですが、まず1つは、これは日程の都合かと思うんですが、こういう5億もするような契約案件が追加で出てくるということで、入札の日にちが6月11日だったということでやむを得ないのかもしれませんが、その入札の日にちそのものをもっと早く組んで、最初から議案に上げられなかったのかということをひとつ、それを伺います。

それから、2つ目は、町の入札の要綱がありますよね。あの中で、その入札をストップしなければならない場合というのがあるんですよ。それは、あの要綱の中ではたしか談合という表現で書いてあると思うんですが、談合というものが予想される場合というのかな、そういう場合には入札ストップしろというのがあるんですよ。おそらく今まで田島の時代から入札をストップしたことというのは多分ないと思うんですが、今回の場合に、この7社指名したうち5社が辞退があったというのは、これは、あら何かおかしいかと、ここでやっぱり思う必要があるんですよ。それを思わないというのがおかしいと私は思うんですね。

そこで、私はやはりなぜストップしなかったかという問題、その理由を聞きたいんですけども、もうおそらく何も感じなかったからなんでしょうけれども。しかし、そこで、もう一つ、私質問したいのは、町長は全くその不正はないと、こう言っていますね。これはもちろん役場の事務としては、これは不正があってはならないわけで、これ不正をやれば犯罪ですけども、役場の事務として問題が、不正がなくても、これ独占禁止法上ではどういうふうに見るかという、適正な競争があったかどうかということを見るわけですよ。

ですから、7社のうち5社が辞退して2社しか残っていないとなれば、これおかしいな、これ適正な競争にならないんじゃないかと、こう思う必要があると思うんですね。そこでですよ、これはちゃんとした入札にならないわということで、やっぱり一旦やめると、そういうような、経験がないからしょうがないと言えましょうがないと思うんですけども、これやっぱりやら

ないとだめだと思うんですよ。

そして、それをストップしないでやってみたら、やっぱり2つ、2社しか来なくて、1社は76%ですか、そういうことを見れば、これやっぱり、結果から見ても、どこから見ても、またおかしいとなるわけですね。その辺、これもう入札やってしまったから、これもうしょうがないんですけども、やっぱりやる前にそこをストップするべきだと私は思うんですね。

だから、そういう意味では、本来これ、やっぱり議案にしてはならない、今回は議案にしては本当はならないものと私は思うんですよ。これを、ちょっと疑惑があるものは、やはり私はまずいと思いますね。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員がいろいろなご経験の中で、いわゆる疑義等々についてご心配をいただくのは大変ありがたいことだと思っております。なぜ追加でしか出せなかったのかと、このところは私も実は一部反省をしております。

しかし、先程申し上げましたように、この入札が公正・透明性を確保するために、やはりしっかりとこれに関する先進事例等を調べましょうと。それから、仮に最低制限価格を設けるにしても、どういう、言ってみれば、安易な最低制限率出してなくて、どういう考え方、どういう基準があるんだろうということで、それぞれなかなかこれ、実は県の方でもお示しできなくて、それぞれ苦労しました。それながら最低限収集できる情報を収集しながら、ここで計算をさせていただいて、その計算に基づいて最低制限価格を決め、それから、先程申し上げましたように、いろいろな情報をとりながら、いわゆる談合等の原因が主でありましたが、指名停止になっている事業社があるのかなのか、これを全部精査をしていく過程の中で、実は議員おただしのように遅れてしまいました。大変これは、今後そういうことを含めて職員一同反省をしながら、そういうことを想定した議案提出にしていきたいというふうに思っております。

それから、ストップの話ですが、私は今回もその辞退という、言ってみれば、現実を見たわけではありますが、それについて、はっきり言って余り不思議だと思わなかったんです、その当時。なぜかと言いますと、それも1つの意思表示なのかなというふうに実は思っていました。しかし、今回、議員の方からいろいろこういうことを考えられないのかというご指摘がありましたので、今後は、やはりその辺は十分にこれから活かして、あるいはそういうことに配慮をして対応しなければならないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

2番、渡部俊夫君。

○2番 渡部俊夫議員 私も、この前ちょっとネットで見たら、南郷地域のこの防災行政がデジタル化としては日本で一番最初に何か設置されたというような、只今紹介されていて、あれそんなことがあったのかなというふうに思ったんですが、南郷は大分前ですよ、それからすると、大分やっぱり技術的にも進歩をしていると思ひまして、オプションで4項目だけ上がっているんですが、参考までにお聞きしたいんですが、携帯電話との接続なんていうのは、このオプションの中には入っていないのかどうなのか、1点。

かなり各自治体が今、携帯電話を使用した防災無線が結構普及しているんですね。そういう意味では、その辺のオプションとして可能なかどうなのか、それはあればすぐやってほしいなという話じゃないんですけれども、参考までお聞きしたいなということと。あとは、実際のメンテナンスがどういう形でやられているのかなと。例えば、契約先は三菱電機さんで、実際は、今度三菱電機さんが直でやっているんじゃないかと、例えば地元の電気工務店、工事店さんなんか小回りをきかせてやっているのかどうなのか、やはり情報なものですから、やっぱりいつ時も中断というのはまずいと思いますので、その辺ちょっと心配だったものですから、お聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまのご質問にお答えします。

うちの方は、今の防災行政無線を設置しまして7年目になります。それで、先程議員おただしのとおり、全国に初めてのデジタル防災行政無線というようなことで設置しました。

そういう中で、まだうちの方は全国で初めてということではいろいろな問題点もありましたけれども、そういう中で、最初は補助規定もアナログの補助規定しかなくて、東北電波管理局に認めていただくまでに、デジタル式を認めていただけるまでにかかなりの時間を要しましたけれども、そういう中で実施しまして、あと、先程メンテナンスの関係、質問出ましたけれども、メンテナンスはカナデンさんという仙台の業者さんと契約しておりますけれども、先程話ありましたように、緊急の故障等があった場合については、地元の和泉電気さん等と契約しながら、その修理等をお願いしているというようなことで、通常の業務については支障がないように管理しています。

以上です。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○大竹政義住民生活課長 お答えを申し上げますが、携帯電話とのアクセスということでございますが、大変申しわけないんですけれども、この部分について、可能なのか、不可能なのか、将来可能なのか等も含めて調べさせていただきまして、後から議員の方にご報告ということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

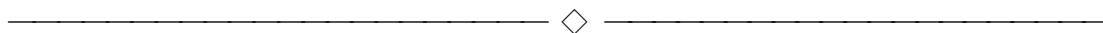
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第3、議案第65号 物品購入契約についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 議案第65号 物品購入契約についてご説明申し上げます。

本案は伊南地域の建設機械除雪ドーザーの老朽化に伴う物品購入契約でありまして、除雪体制の万全を期すため、国庫補助事業により除雪能力のすぐれた除雪ドーザーを購入するものがあります。このため、6社を指名し、去る6月11日、指名競争入札を実施した結果、コマツ福

島株式会社会津支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要は、コマツ製WA2705Y排雪ガス対策型除雪ドーザー1台で、車輪式13トン級、カプラつき、ロータリーつき、マルチプラウ付き及びスノーバケット付きでありまして、契約金額は2,442万3,000円であります。

なお、納車期限は平成19年11月30日を予定するものであります。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 指名6社の名前を聞きたいと思います。残り5社。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

指名業者でございますが、会津機械株式会社、それから東北TCM株式会社会津支店、それからコマツ福島株式会社会津支店、東北建設機械販売株式会社、それから会津自動車工業株式会社、それから日立建設株式会社会津営業所。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 昨年除雪車と、それから圧雪車、昨年でしたか、購入したと思うんですね。あのときには地元にとすということで、地元業者から買っていた気がするわけです。あのときにもおそらくメーカーから買えばかなり安く買えるんじゃないかという質問が出たと思うんですけれども、そのときには地元の業者ということで買っていたんですが、今回はこの指名の中に地元は入っていない。これは地元の業者からという、その考えと変わったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

昨年の機械、物品等ですね、この購入にあたりましては、圧雪車と除雪機械かなと思います。その際、圧雪車につきましては地元の業者さん、こういった業者さんを入れて指名競争入札をやったかと思います。それから、除雪機械につきましては、今回と同じ業者さんで指名競争入札をやったかと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私の思い違いかもしれませんが、除雪車も買いましたね、去年。酒井自工さんから買ったのは何でしたっけ、あと圧雪車、あとはどこだっけ、もう一つ、芳賀自工さんも圧雪車でしたっけ、圧雪車の場合は地元ということなんですね。分かりました、違いがわかれば。私は、また金額の関係で高かったから今回はメーカーかなと思いましたもんですから、圧雪車の場合は地元、除雪車は機械メーカーということを確認して、間違いなければ終わります。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

昨年の機械は、スキー場で使う圧雪車、それからスキー場で使う重機が主だったわけですね。その取扱店は田島の業者がいらっしゃいました。今回は除雪車です。道路を除雪する機械ですから、その機械は会津平にあるそのメーカー直属の支店、ここの支店を6社指名して入札をした結果がコマツが落札者と、こういうことでありますから、圧雪車は地元、それから除雪車は会津関連と、こういうふうに、別に定まっているというようなことではないんで、そういうその取り継ぎだとか支店とかありましたらば、その時点で考えたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

7番、星光久君。

○7番 星光久議員 さっき町長言ったばかりに、これも追加なんだよな。だから、こういう形で出すよりも、もう少しこれ検討期間も調査期間もできるべし、そういう形で出すんだったら、最初からきちんとした形で出して、わざわざこれ追加なんてしないで、そういう形であれした方が、おれ、中身は分からないけれども、そういうんでないかと思うの。先程、何番だっけ、19番議員へ答え言ったように、わざわざ追加までこれ気がつかないでもあんめし、これら気が付いたわけでもあんめいし、そういうことで、分かるんだったらやっぱりオープンに、最初からあれしとせ、我々だってこういう機械はどういう、錢含めて高いか低いかも、安いかも含めて、こういう事前調査することもあつぺし、研究することもあつぺし、そういうこともあるもんですから、わざわざこれ追加にあわせないで、最初からきちんとした形で出した方がいい、先程も町長、反省したみたいな弁あるんですが、これも同じですか。同じ、そういうことで、これからの形ではそういう形で何でも分かったらオープンに出すようにしてください。その点。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

先程の工事請負契約につきましては町長が申し上げたとおりでございまして、大変申しわけなく思っております。今回の除雪機械の追加提案でございますが、説明の中でも申し上げましたように、国庫補助事業によりまして今回購入をさせていただくものでございまして、この国の補助金の交付決定がなされてからのこういった業者選定、そして入札といった中で執行してきたものでございますので、追加提案という形にとらせていただきました。こういったもの以外につきましては、今後なるべく当初から提案するような形に持っていくますが、何分国庫補助等につきましては、この決定時期が遅れる場合ございますので、そういったときにはご了承願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをさせていただきます。

ただいま総務課長が答弁をいたしました。やっぱり議員おただしのように、基本的に議員の皆さんがそれぞれ多方面の角度からいわゆる調査、それから議員やるものについての再確認ですね、これらについて、できる期間というのは最低限必要だと思いますので、いろいろな事情がございしますが、でき得る限り議会に対して真摯に情報提供するという意味では、今後大いに反省をして、当初から議案として出せるように頑張りたいと思います。

ただ、1つだけお願いをしておきますが、前日の議会でもお話になりましたが、いわゆる職員の健康管理上、やはりどうしてもやむを得ないという部分もございしますので、その辺については、もう少し広くご理解をしていただきたいと、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

15番、阿久津梅夫君。

○15番 阿久津梅夫議員 説明することは分かるんですが、総務課長、持ってしゃべってください、下見しているんだから。そんないところ、聞き方が分からないだろう、これしゃべってますと、言葉が。どうせ見てしゃべっているなら持つてからしゃべってください。そうすればはっきり意味が通じると思うんです。分からない点があるんです、聞いていても。だから、説明するときは持つてやった方がいいです。そうでないと聞きづらい点もあります。これだけです。

○渡部康吉議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 大変申しわけございませんでした。今後気を付けます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第4、議員提出議案第8号 日豪EPA・FTA交渉に対する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

只今議題となりました議員提出議案第8号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第8号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

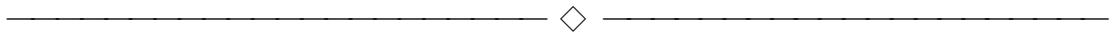
採決いたします。

議員提出議案第8号 日豪EPA・FTA交渉に対する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議員提出議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第5、議員提出議案第9号 県立南会津病院の常勤医師増員を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 山内政君。

○5番 山内 政議員 只今議題となりました県立南会津病院の常勤医師増員を求める意見書の提出について、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきます。

県立南会津病院は、神奈川県面積に匹敵する広大な南会津郡に設置された唯一の病院であります。また、山間部を抱える山間僻地の拠点病院として、その役割は地域の命を守るとりとして、どれほど住民に安心感を与えているか図り知れません。そして、救急告示病院として救急医療の役割を担っていることも地域として心強い限りです。整形外科と小児科に常勤医師が不在になった際には、県のご尽力により早急に対応をしていただき心より感謝しています。

今、まさに国・県・町を挙げて取り組んでいる子育て支援や高齢者の生活支援には、自宅から至近距離に位置する当病院は、子供を産み育て、さらには安心して暮らしていくための環境づくりに必要不可欠な存在であります。

しかしながら、産婦人科、小児科及び整形外科は常勤医師が1人体制であることから、妊婦の急変、子供の急病、スポーツなどによるけがや高齢者の転倒などの緊急を要するときに、当病院で受診できない場合があります。このようなときは深夜でも大雪でも会津若松市内の病院に搬送しなければなりません。さらに、整形外科においては、常勤医師が少ないことから、当

病院に入院ができない状態であり、会津若松市内の病院に入院することになります。また、当病院の医師においても、昼夜を問わず拘束され、心身ともに疲弊してしまいます。現在の診療体制は、患者と家族、医師にとって非常に過酷なものとなっています。

地域住民の健康・生命を守り、乳幼児から高齢者まで、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現にとって、南会津病院は極めて重要な存在であります。

県内全域で医師が不足していることとは思いますが、南会津地域住民の意をお酌み取りいただき、早急に産婦人科、小児科及び整形外科の常勤医師の増員を図られますことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成19年6月21日、福島県南会津郡南会津町議会。

なお、この議案は、去る5月22日に行った県立南会津病院での所管事務調査結果に基づき、委員会で協議し、委員会の総意により提案することから、地方自治法改正により可能となりました委員会からの提出議案ということで、委員長名の提出という取り扱いといたしましたことを申し添えます。

以上、ご理解をいただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 中身については何ら問題ありませんけれども、この提出先について委員会の総意をお伺いしたいと思います。

通常であれば、病院局だとか、それから、あれは衛生保健課というのかな、特に今回は南会津振興局長の尾形さんだとか、あるいは赤城部長だとか、相当の人が、南会津に関係する人が病院関係行っているわけですので、私はできればそういったところをもう少し精査して提出先を考えるべきだと、こんなふうに思いますけれども、委員長の見解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 5番 山内政君。

○5番 山内 政議員 只今星議員からご指摘のとおり、当初入っていたと思いますので、なお、よく確認をして入れたいと思います。訂正をさせていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 只今委員長から訂正したい旨の発言がありましたが、これを文書でもって訂正するか、あるいは口頭で訂正をしてもらうか、皆さんにお諮りしたいと思いますが、口頭で

もって訂正してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、ご承認を得ましたので、提出先について具体的に発言をお願いします。

5 番 山内政君。

○5 番 山内 政議員 ちょっと休議の時間をお願いします。

○渡部康吉議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 3 2 分

再開 午後 4 時 3 9 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 山内政君。

○5 番 山内 政議員 大変失礼いたしました。説明をさせていただきます。

提出先は、このとおりでいいということであります。これは国、もしくは関係行政庁にしか提出できませんので、提出先はこのままにさせていただきたいと思います。

なお、実際にお願いに回るところをちょっと申し上げますので、ご理解をいただきたいと思います。

福島県知事、福島県出納長、福島県保健福祉部長、福島県病院事業管理者、福島県立医科大学学長等でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 只今委員長より説明ありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

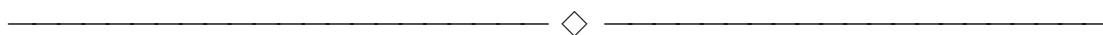
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。

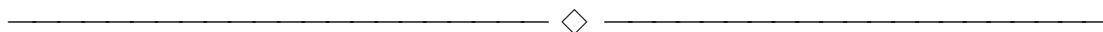
お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第7、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元お配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

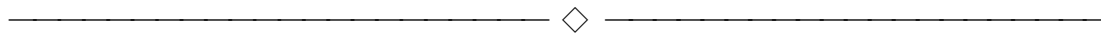
お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長　上衣の着衣をお願いします。

これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議しました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成19年第2回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間、慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会　午後　4時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員